

稲城市 こども計画（案）

～笑顔あふれる「こどもまんなか」のまち 稲城～



令和7年3月
稲城市

市長あいさつ文掲載予定

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨…………… 1
- 2 計画の位置づけ
 - *上位・関連計画、関係法案等との関係…………… 3
- 3 計画の期間…………… 3
- 4 計画の対象…………… 4
- 5 計画とSDGsとの関係…………… 4

第2章 計画の目指すもの

- 1 基本理念
 - *こどもまんなか社会の実現を目指して…………… 5
- 2 計画の視点…………… 6
- 3 基本目標…………… 7
 - 基本目標1 ひとりひとりに応じた切れ目のない支援の推進
 - 基本目標2 こども・若者の権利と最善の利益を推進
 - 基本目標3 子育てにやさしい環境の整備を推進
 - 基本目標4 子育てに伴う喜びを実感できる地域づくりを推進

第3章 こどもや子育てを取り巻く環境

- 1 乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の区域設定…………… 8
- 2 人口動態とこども世帯…………… 10
- 3 少子化の動向…………… 12
- 4 教育・保育環境の状況…………… 17
- 5 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果
 - *ニーズ調査結果…………… 21
- 6 こどもの意見の聴き取り…………… 36

第4章 分野ごとの取り組み

- 1 施策の体系…………… 43
- 2 施策の展開…………… 45
 - 基本目標1 ひとりひとりに応じた切れ目のない支援の推進
 - 施策1－1 地域子育て支援・家庭環境支援…………… 45
 - 施策1－2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減…………… 74
 - 施策1－3 ライフステージに応じた支援…………… 78
 - 施策1－4 障害児施策の充実…………… 87
 - 施策1－5 ひとり親家庭への支援…………… 90

基本目標2	こども・若者の権利と最善の利益を推進	
施策2-1	こども・若者の意見表明と参画の推進	93
施策2-2	児童虐待防止対策	94
施策2-3	こどもの貧困対策の推進	97
基本目標3	子育てにやさしい環境の整備を推進	
施策3-1	良好な居住環境の整備	103
施策3-2	子育てにやさしい環境の整備	104
施策3-3	安全・安心まちづくり	108
基本目標4	子育てに伴う喜びを実感できる地域づくりを推進	
施策4-1	子育て中の人のワーク・ライフ・バランスの推進	109
施策4-2	次代の親づくり	110
施策4-3	こどもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備	111
施策4-4	家庭や地域の教育力の向上	113

第5章 計画の推進

1	市の推進体制	116
2	市民と行政が一体となった推進体制	116
3	効率的・効果的な事業の実施	116
4	進行管理の仕組み	117

参考資料

1	こども基本法の抜粋	118
2	子ども・子育て支援法の抜粋	120
3	子ども・若者育成支援推進法の抜粋	123
4	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の抜粋	126
5	少子化社会対策基本法の抜粋	128
6	次世代育成支援対策推進法の抜粋	129
7	稲城市子ども・子育て会議条例	131
8	稲城市子ども・子育て会議委員名簿	133
9	稲城市こども計画庁内策定委員会設置要綱	135
10	市民ニーズ調査	136
11	こどもの意見の聴き取り	136
12	市民意見公募	136
13	検討経過	137
14	用語解説	139

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成18（2006）年3月、多様な福祉事業を有機的に結合する保健福祉分野の総合計画として、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画」「障害者福祉計画」「子育て支援計画」「保健医療計画」の5計画から成る、「稲城市保健福祉総合計画」を策定しました。

「稲城市保健福祉総合計画」策定以降、子ども福祉の分野においては、平成24（2012）年8月に「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援制度の枠組みが示されました。保育所・幼稚園・認定こども園に共通した給付制度の創設や、学童クラブの充実などを主な内容とする同制度は、その後平成27（2015）年度から本格的に開始されています。本市においても平成27（2015）年3月に「稲城市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2（2020）年3月には「第二次 稲城市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

また、平成22（2010）年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、平成28（2016）年2月には全ての児童・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現を目指すことを目標とした「児童・若者育成支援推進大綱」が示され、その後、令和3（2021）年4月の同大綱においても、同様の目標が掲げられています。

さらに、こどもの貧困対策を総合的に推進するため、平成25（2013）年6月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が公布され、令和元（2019）年11月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。令和4年に制定された「こども基本法」に基づき、令和5年12月に「こども大綱」が示され、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する法律を一つの大綱に束ね、こども施策に関する基本方針や重要事項を一元的に定めるとしています。

これらのように、新たな法整備を進めるなどし、日本の将来を担うこどもたちを誰一人取り残すことがない社会の実現を目指すことを目標として様々な施策が進められています。

▼図表1-1 国・市の動向

	国の動向	本市の動向
1994	平成6年～ エンゼルプラン策定	平成8年～ 母子保健計画
1999	平成11年～ 新エンゼルプラン策定	
2001	平成13年～ 健やか親子21策定	
2003	平成15年～ 次世代育成支援対策推進法公布 少子化対策基本法施行	平成14年～ 第二次母子保健計画
2004	平成16年～ 子ども・子育て応援プラン策定	平成17年～ 次世代育成支援行動計画 （前期行動計画） 平成18年～ 保健福祉総合計画 平成19年～ 第三次母子保健計画
2007	平成19年～ 仕事と生活の調和 （ワーク・ライフ・バランス）憲章策定	
2010	平成22年～ 子ども・若者育成支援推進法施行	
2012	平成24年～ 子ども・子育て関連3法成立 ①子ども・子育て支援法 ②認定こども園法※1 ③関連整備法※2	平成24年～ 第二次保健福祉総合計画
2013	平成25年～ 子どもの貧困対策の推進に関する法律公布	平成27年～ 子ども・子育て支援事業計画 （母子保健計画統合）
2015	平成27年～ 健やか親子21（第2次）策定	
2016	平成28年～ ニッポン一億総活躍プラン閣議決定 多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進など を通じた“夢をつむぐ子育て支援”の実現のため、 少子高齢化に正面から取り組む	
2017	平成29年～ 働き方改革実行計画働き方改革実現会議決定 子どもを産んでも仕事を続けられるための支援 強化など、多様な働き方・生き方が選択できる 社会の実現に向け取り組む	平成30年～ 第三次保健福祉総合計画 令和2年～ 第二次子ども・子育て 支援事業計画
2018	平成30年～ 成育基本法公布※3	
2022	令和4年～ こども基本法成立	
2023	令和5年～ こども家庭庁発足 こども基本法施行 こども大綱閣議決定 こども施策に関する基本的な方針、こども施策に 関する重要事項、こども施策を推進するために必要 な事項について定める	令和6年～ 第四次保健福祉総合計画 （地域福祉計画） 令和7年～ 稲城市こども計画策定

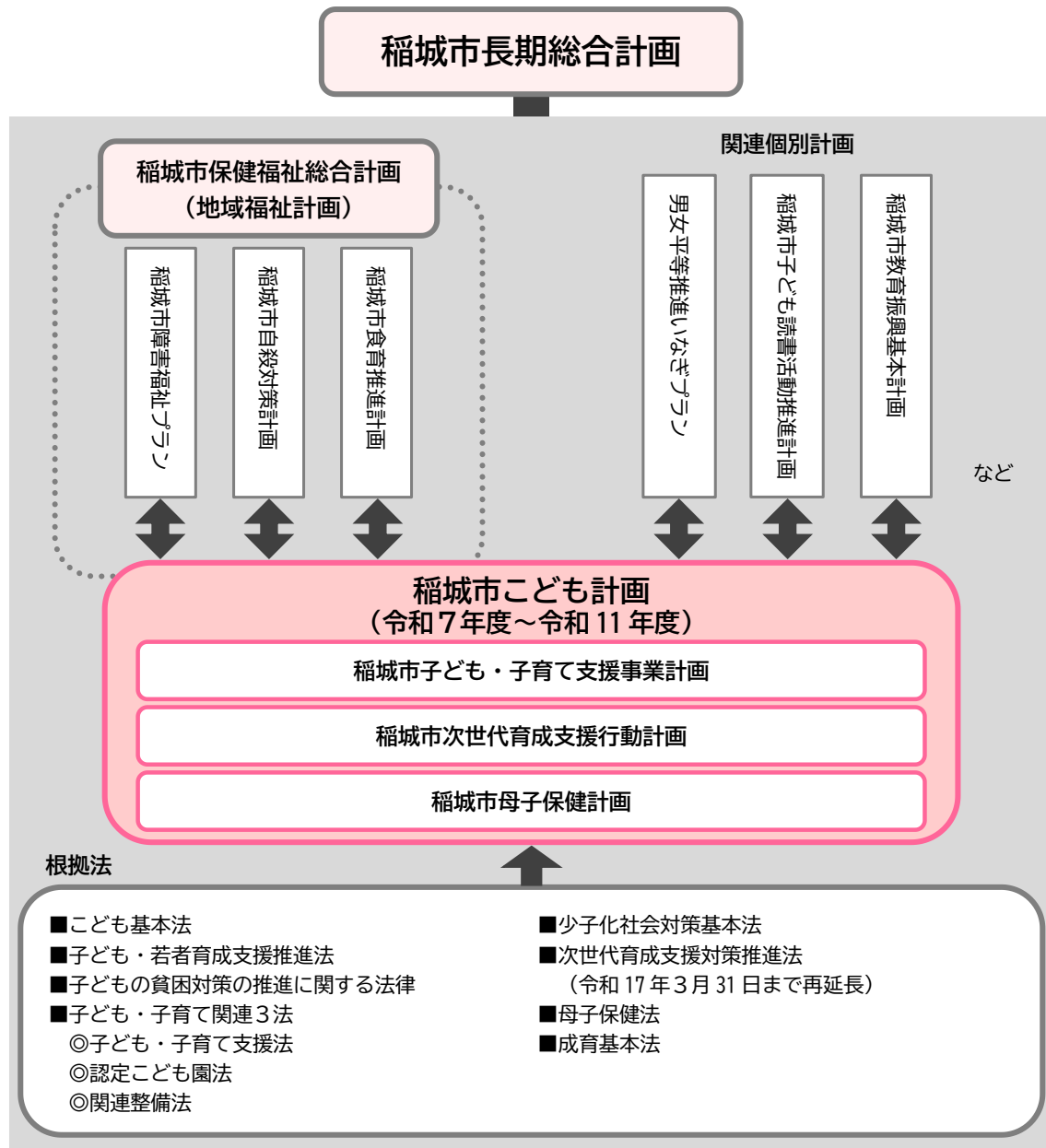
※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

※2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

※3 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な生育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律公布

2 計画の位置づけ

▼図表1-2 上位・関連計画、関係法案との関係



3 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間（法定期間）と定められています。

▼図表1-3 計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画									
					稲城市こども計画				

4 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て成人に至るまでの、概ね18歳までのこども・青少年とその家庭とし、施策内容により、30歳代までの市民を対象とします。

5 計画とSDGsとの関係

SDGs（エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。

国は平成28（2016）年に「SDGs実施指針」を定めて、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。本計画に掲げる施策を推進するにあたり、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を念頭に置き、SDGsの目標を意識して取り組むことで、こどもの最善の利益が実現される社会を目指します。

	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		目標10【不平等】 国内及び各国間間の不平等を是正する
	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する		目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	（出典）外務省国際協力局 「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」	

第2章 計画の目指すもの

1 基本理念

～笑顔あふれる「こどもまんなか」のまち 稲城～

本計画は、本市の最上位計画である「第五次稲城市長期総合計画」に掲げる本市の目指すべき将来都市像「緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城～みんなでつくる 笑顔と未来～」におけるこども・若者に関する施策について、こども基本法に基づく「こども大綱」を勘案しながらその実現を目指すものであり、同法第10条第2項に定める「市町村こども計画」です。

「第五次稲城市長期総合計画」においては、子育て・教育・文化分野に関するまちづくりの基本目標を、「育ち・学びを通じてだれもが輝けるまち 稲城」と定め、妊娠から育児に至るまで親と子が健やかに成長していくために、社会全体で支援する地域づくりや、だれもが生涯にわたり豊かで充実した人生を送ることができる社会の実現を目指しています。

また、本計画の上位計画である「第四次稲城市保健福祉総合計画」においては、「だれもが地域でともに生き、健やかに安心して暮らせるまちづくり」を基本理念にしています。

これら上位計画を踏まえ、本計画では、「～笑顔あふれる「こどもまんなか」のまち 稲城～」を基本理念に掲げ、こども・若者支援に関する施策・事業を計画的に展開することにより、全てのこども・若者が地域の中で自立した個人として等しく健やかに成長することができる環境づくりを推進します。

加えて、心身の状況、置かれている環境にかかわらず、等しくその権利が図られ、将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。



2 計画の視点

本計画は、基本理念で先述したように、本市の最上位計画である「第五次稲城市長期総合計画」に掲げる将来都市像と、「第四次稲城市保健福祉総合計画」の基本理念の実現を、「こども大綱」を勘案しながら目指すものです。

そこで、これまで「稲城市子ども・子育て支援事業計画」において掲げてきた視点を本計画の施策に含めることとし、改めて、「第五次稲城市長期総合計画」に掲げる「育ち育てる力の充実」の柱の3点と、「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて示される6本の柱を融合させた、3項目を新たな視点として掲げ、育ち育てる力をみんなで応援できる地域社会の実現を目指します。

第1の視点

こども・若者が主体

こども・若者の意見の尊重や最善の利益を優先し、権利を守ることを推進します。そして、全ての家庭が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援や[幼児教育・保育](#)の充実を図るとともに、それらが利用しやすく、市民ニーズを満たすものとなるよう取組みを推進します。

第2の視点

育ち育てる喜びの享受

切れ目のない相談・支援により安心して子育てや社会生活を送ることができるよう、包括的かつ継続的な支援を提供することを目指します。地域社会の協力と連携を強化し、子育て家庭が孤立しないよう支援体制を構築し、地域の中で子育ての喜びの共有や、子育てに対するポジティブな意識の醸成を目指します。

また、こどもの貧困の解消や児童虐待を防ぐため、相談窓口を充実させるとともに、関係機関や地域との連携・協力を推進します。

第3の視点

こども・若者の健全育成

こども・若者が地域社会に関わり、受け入れられ、地域のつながりにより育まれ、健全に生活できるよう、地域全体でこども・若者を育む環境を整えることが重要です。人や自然とのふれあいができる機会の充実に努めるほか、居場所づくりを推進します。

3 基本目標

稲城市こども計画においては、「こども大綱」に定める基本的な6つの方針を勘案し、また、「第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画」にて定める基本目標及び施策などを含め、新たに以下の4つの目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

1 ひとりひとりに応じた切れ目のない支援の推進

妊娠前から乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経ておとなになるまで、各ライフステージを通じて、全ての家庭が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援の充実を図るとともに、様々な遊びや多様な体験活動・外遊びの機会を設けるなど、地域で子育て支援を推進します。

2 こども・若者の権利と最善の利益を推進

こども・若者が、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人を確立できるよう、個々の多様性を尊重し、その権利を保障することにより、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ることができるよう推進します。

また、児童虐待やこどもの貧困対策について、関係機関との連携・協力を図ります。

3 子育てにやさしい環境の整備を推進

こども・若者が、安心して安全に過ごすことができる居場所を持ち、幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるよう、環境の整備を推進します。

4 子育てに伴う喜びを実感できる地域づくりを推進

ワーク・ライフ・バランスの推進は、結婚や子育てに関する希望を実現するために重要です。子育てをする当事者が、子育てに伴う喜びを実感できるよう、地域で仕事と子育ての両立の支援を推進します。

また、心身の健やかな成長を願い、かつ、次代の親となるこどもの幸せを第一に考えた地域づくりを推進します。

第3章 こどもや子育てを取り巻く環境

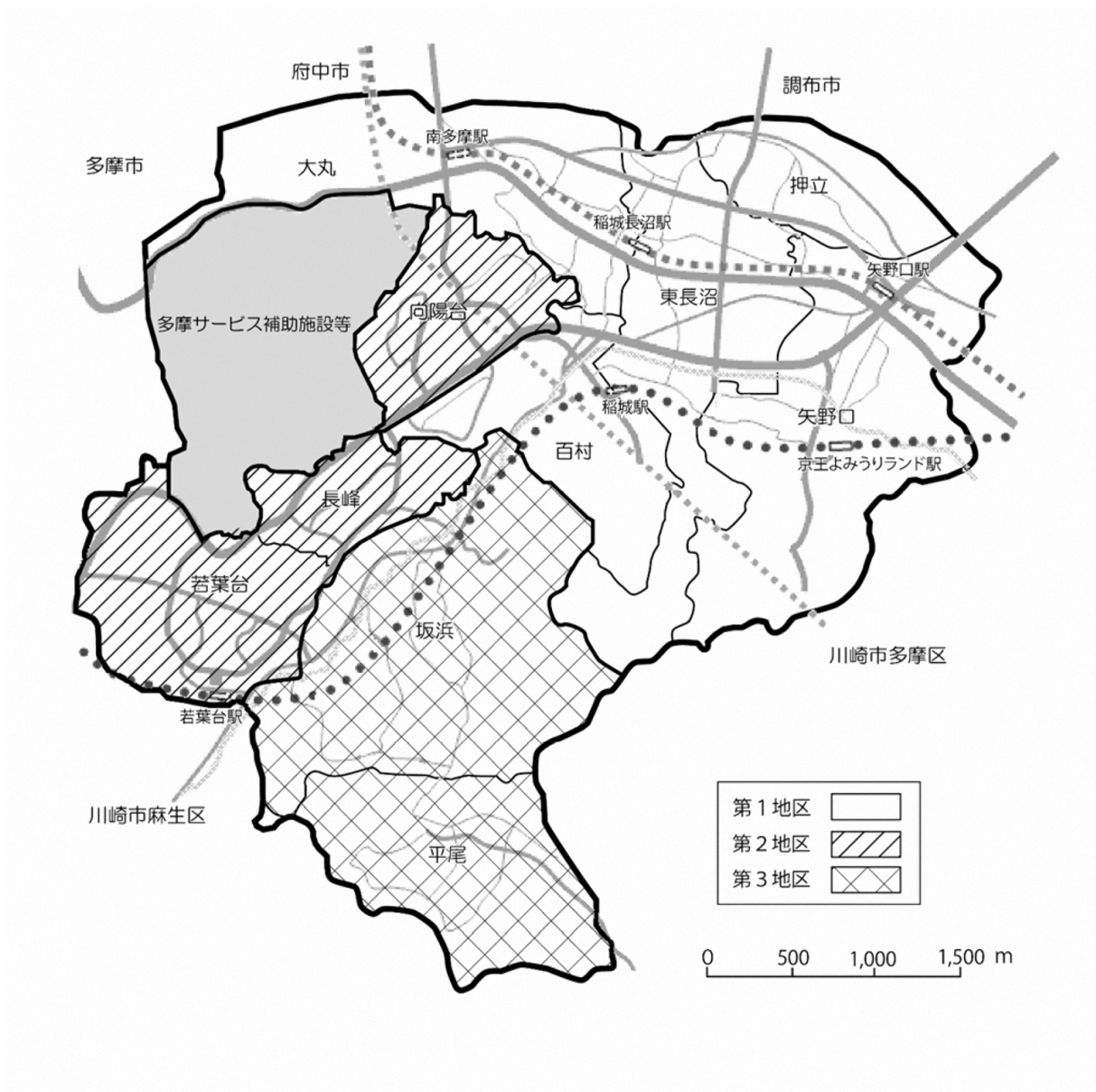
1 乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の区域設定

本計画で設定する区域として、保育給付については、地域の実情に応じて保護者やこどもが自宅から通うことが可能な区域として、本市では第1地区（矢野口、東長沼、大丸、百村、押立）、第2地区（向陽台、長峰、若葉台）、第3地区（坂浜、平尾）を設定します。

教育給付については、通園バスや実際の通園状況等を勘案し、市全体で1区域として設定しています。

地域子ども・子育て支援事業については、各事業の種別に応じて設定しました。

▼図表3-1 区域設定地図



第3章 こどもや子育てを取り巻く環境

子ども・子育て支援法に基づく事業と区域設定

▼図表3-2 子ども・子育て支援法に基づく事業と区域設定

類型	新制度における事業名	稲城市における事業名	拠点区域設定	該当ページ
教育・保育給付	教育給付 (幼稚園、認定こども園)	幼稚園、認定こども園	1 区域	47
	保育給付 (保育所、認定こども園等)	保育所、認定こども園、 家庭的保育事業等	3 区域	47～53
		保育所、認定こども園		
地域子ども・子育て支援事業	多様な事業者の参入促進・ 能力活用事業	特別支援教育・保育	—	55
	延長保育事業	延長保育事業	3 区域	56
	病児保育事業	病児・病後児保育事業	1 区域	57
	地域子育て支援拠点事業	子育てひろば事業	3 区域	64
	一時預かり事業	・幼稚園等における一時預かり 事業 ・保育所における一時預かり 事業	幼稚園：1 区域 保育所：3 区域	60～61
	子育て短期支援事業	子どもショートステイ事業	1 区域	61
	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センタ ー事業	1 区域	62
	利用者支援事業	地域子育て相談機関	1 区域	67
		利用者支援事業（こども家庭セ ンター型・妊婦等包括相談支援 事業型）	1 区域	68、80
	放課後児童健全育成事業	学童クラブ	3 区域	72
	実費徴収に係る補足給付 を行う事業	実費徴収補足給付事業	—	76
	妊婦健康診査	妊婦健康診査	1 区域	80
	乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	1 区域	84
	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	1 区域	96
	産後ケア事業	産後ケア事業	1 区域	81
	乳児等通園支援事業	こども誰でも通園制度	—	56

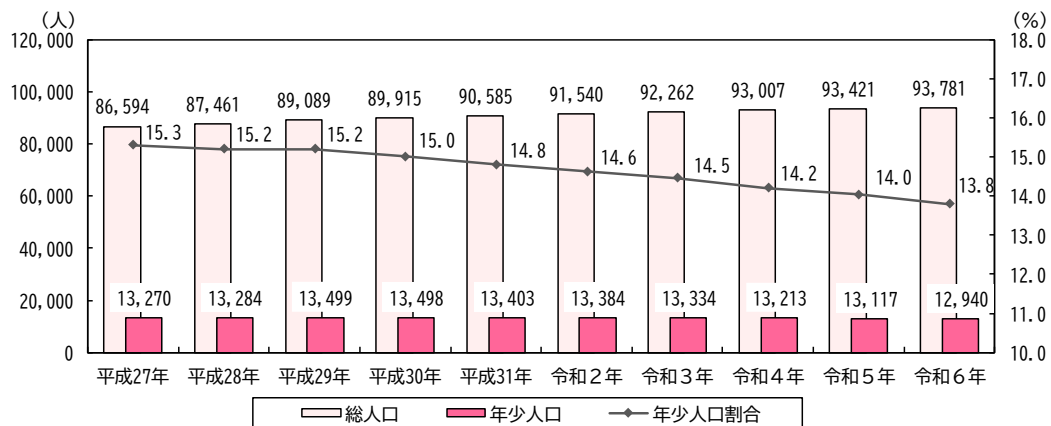
2 人口動態とこども世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

稲城市の人口は、令和6（2024）年1月1日現在 93,781 人で、平成27（2015）年から増加傾向で推移しています。

年少人口（15歳未満）は、令和6（2024）年1月1日現在 12,940 人で、平成27（2015）年から減少傾向で推移しています。年少人口割合も平成27（2015）年の 15.3% から令和6（2024）年では 13.8% と、減少傾向で推移しています。

▼図表3-3 総人口と年少人口の推移

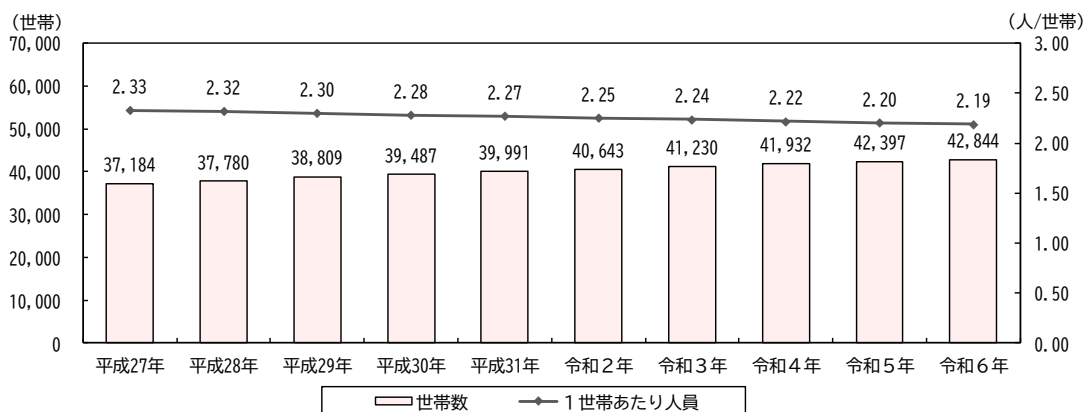


資料：稲城市住民基本台帳 各年1月1日現在

(2) 世帯数及び1世帯あたりの人員の推移

世帯数は、平成27（2015）年から増加傾向で推移し、令和6（2024）年1月1日現在では 42,844 世帯となり、5,660 世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は令和6（2024）年現在は 2.19 人で、ゆるやかな減少傾向で推移しています。

▼図表3-4 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

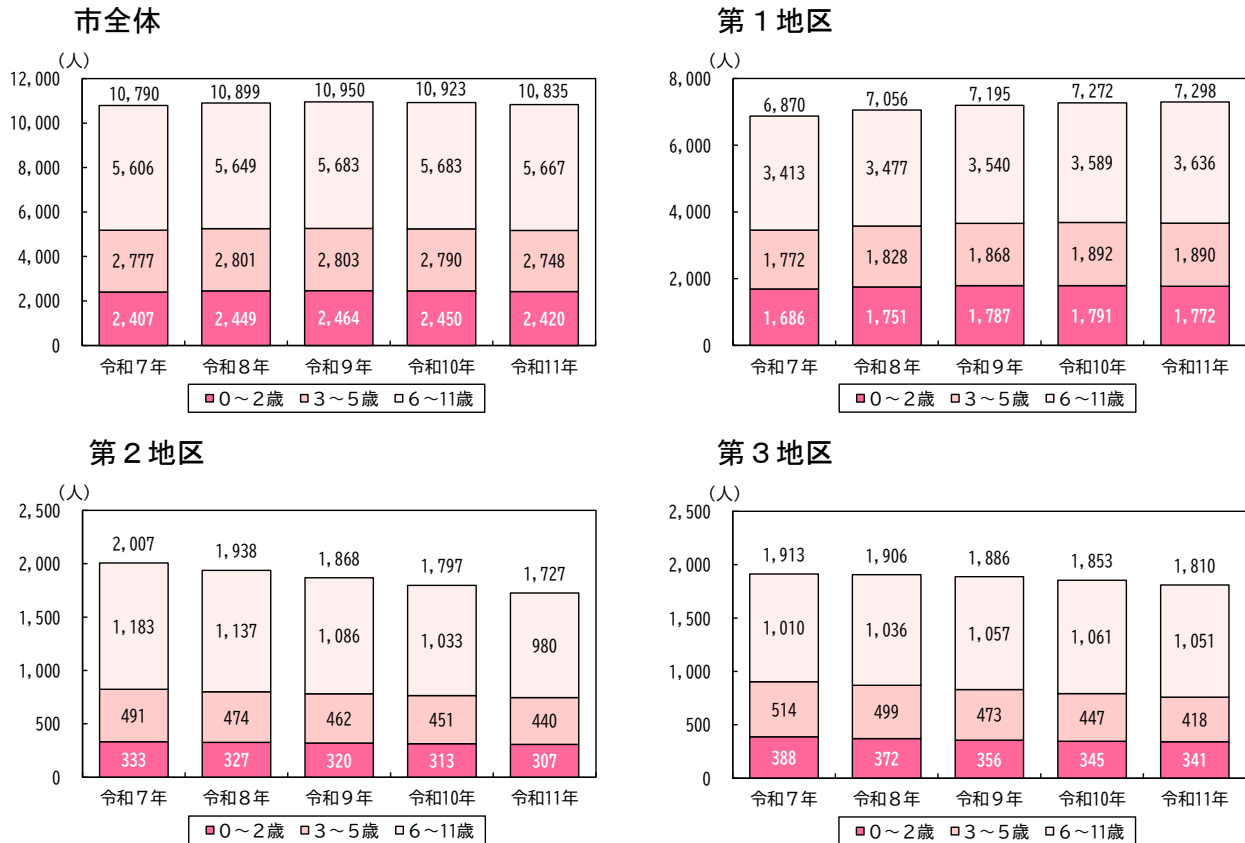


資料：稲城市住民基本台帳 各年1月1日現在

(3) 児童人口の将来推計（令和7年～令和11年までの推計値）

児童人口将来推計の市全体では、11歳までの児童数の合計は令和11（2029）年に向けて大きな増減なく推計されています。

▼図表3-5 児童人口の将来推計



注：端数処理の影響で地区別の合計と市全体の推計値が一致しない箇所があります。

資料：コーホート要因法に基づく推計

(4) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、令和2（2020）年時点の核家族世帯（24,289世帯）は、総世帯数（39,880世帯）の60.9%を占めています。

▼図表3-6 世帯の家族類型の推移

単位：世帯

家族類型別世帯数	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	6歳未満 親族のいる 世帯（再掲）	18歳未満 親族のいる 世帯（再掲）
総世帯数	30,348	34,823	36,510	39,880	3,844	9,686
I 核家族世帯	19,320	21,892	22,848	24,289	3,724	9,261
(1) 夫婦のみ	5,676	6,800	7,269	7,934		
(2) 夫婦と子ども	11,418	12,503	12,794	13,323	3,600	8,515
(3) 男親と子ども	371	419	484	476	8	70
(4) 女親と子ども	1,855	2,170	2,301	2,556	116	676

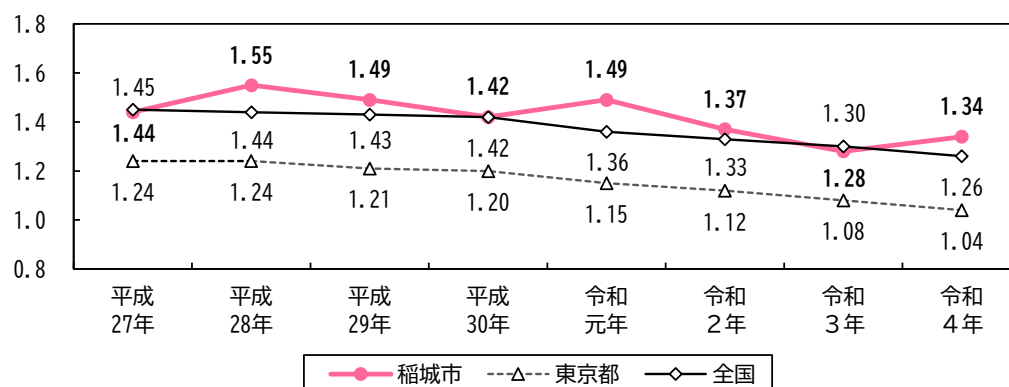
資料：総務省統計局国勢調査

3 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられるこどもの数）の推移をみると、平成27（2015）年は1.44で、その後増減を繰り返し、令和3（2021）年では1.28まで減少しています。令和4（2022）年は1.34と、東京都及び全国値を上回っています。

▼図表3-7 合計特殊出生率の推移

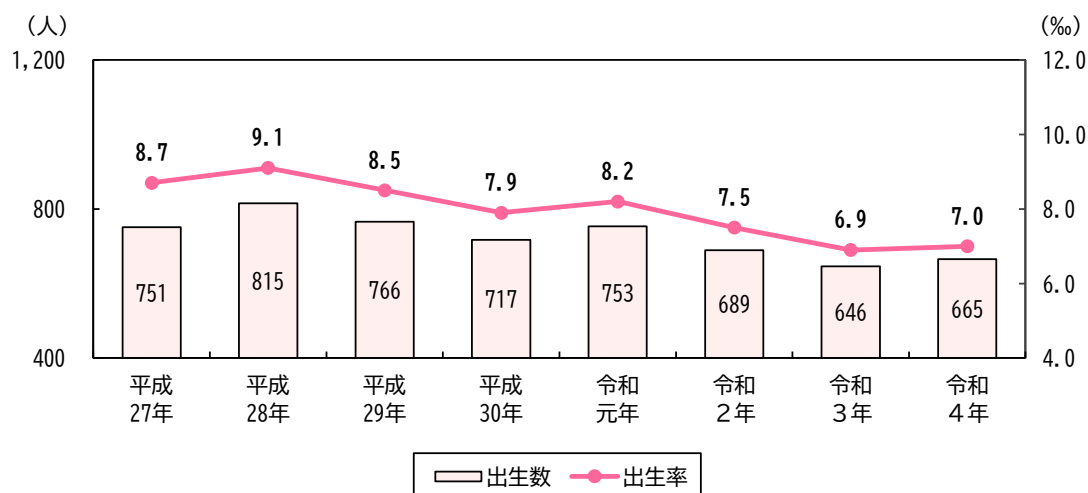


資料：人口動態統計（厚生労働省）
人口動態統計（東京都）

(2) 出生数、出生率の推移

出生数、出生率（人口千人あたり）の推移をみると、出生数は平成27（2015）年は751人で、その後は増減を繰り返し、令和4（2022）年では665人まで減少しています。出生率（人口千人あたり）は令和4（2022）年時点で7.0‰（パーミル※）となっています。

▼図表3-8 出生数、出生率の推移



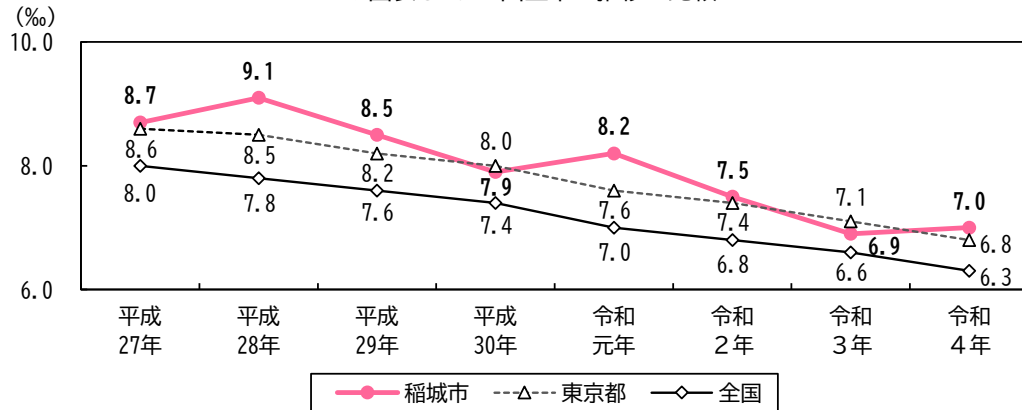
資料：人口動態統計（東京都）

※パーミル：1,000分の幾つであることを表す語。1,000分の1を1パーミルという。千分率はパーミル（‰）、百分率はパーセント（％）

(3) 出生率の推移の比較

出生率（人口千人あたり）は、平成27（2015）年の8.7‰（パーミル）と比較して、令和4（2022）年は7.0‰（パーミル）と減少がみられます。

▼図表3-9 出生率の推移の比較

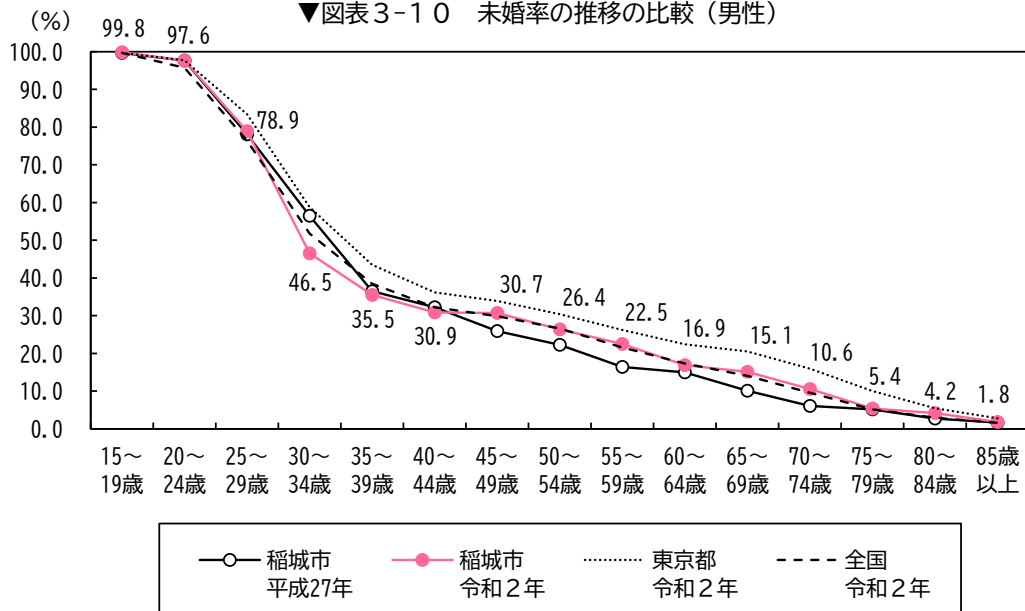


資料：人口動態統計（厚生労働省）
人口動態統計（東京都）

(4) 未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査によると令和2（2020）年時点の男性の未婚率は、30～34歳が46.5%、35～39歳では35.5%となっており、約3人に1人は未婚者となっていますが、国及び都と比べて低い割合となっています。また20歳以上でも各年代において都に比べると低い割合となっています。

▼図表3-10 未婚率の推移の比較（男性）

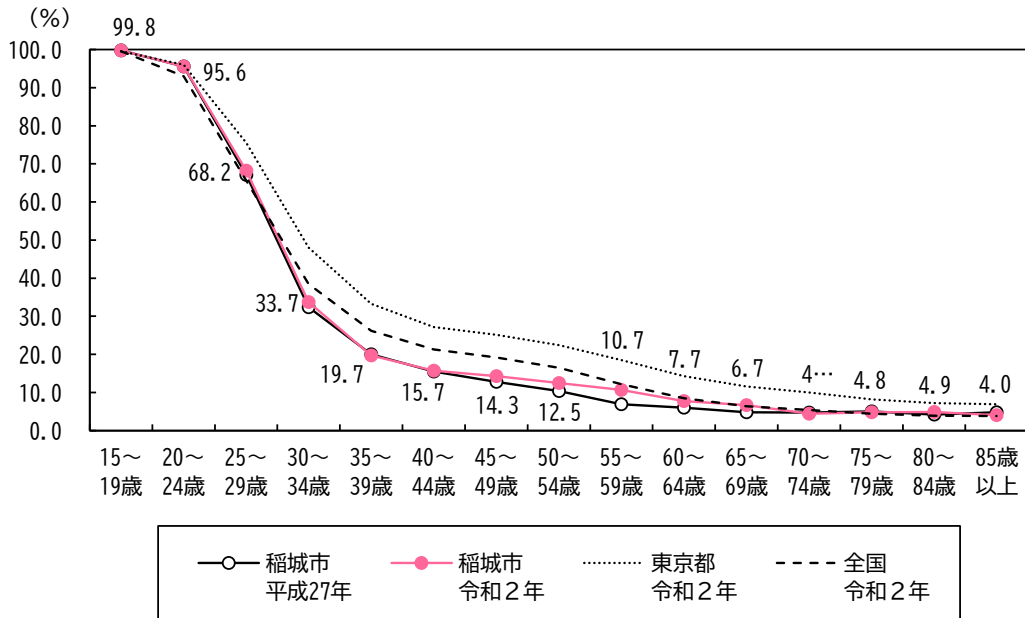


資料：国勢調査（総務省統計局）

(5) 未婚率の推移と比較（女性）

国勢調査によると令和2（2020）年時点の女性の未婚率は、30～34歳で33.7%、35～39歳が19.7%となっており、国及び都を下回っています。平成27（2015）年からの推移で見るとおおむね全ての年代で、未婚率が増加しています。

▼図表3-11 未婚率の推移の比較（女性）

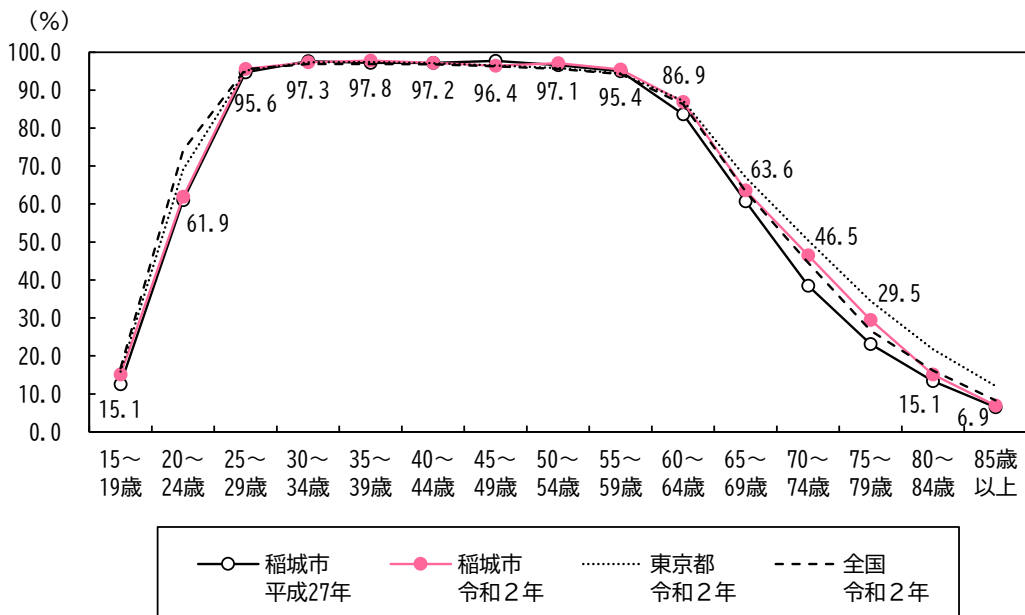


資料：国勢調査（総務省統計局）

(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、令和2（2020）年時点の男性の労働力率は、25～59歳では95%以上を維持しており、おおむね全国及び都の水準を上回っています。

▼図表3-12 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

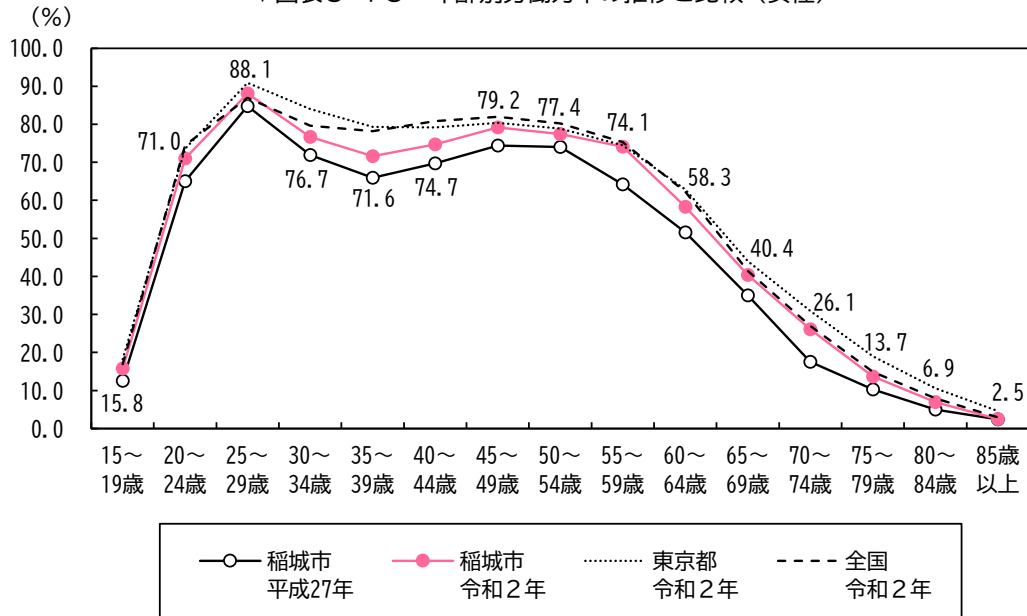


資料：国勢調査（総務省統計局）

(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

国勢調査によると令和2（2020）年時点の女性の労働力率は、おおむね全ての年代で全国及び都の水準を下回っています。平成27（2015）年と比較すると全ての年代で労働力率が増加しており、特に55～59歳での幅が大きくなっています。

▼図表3-13 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

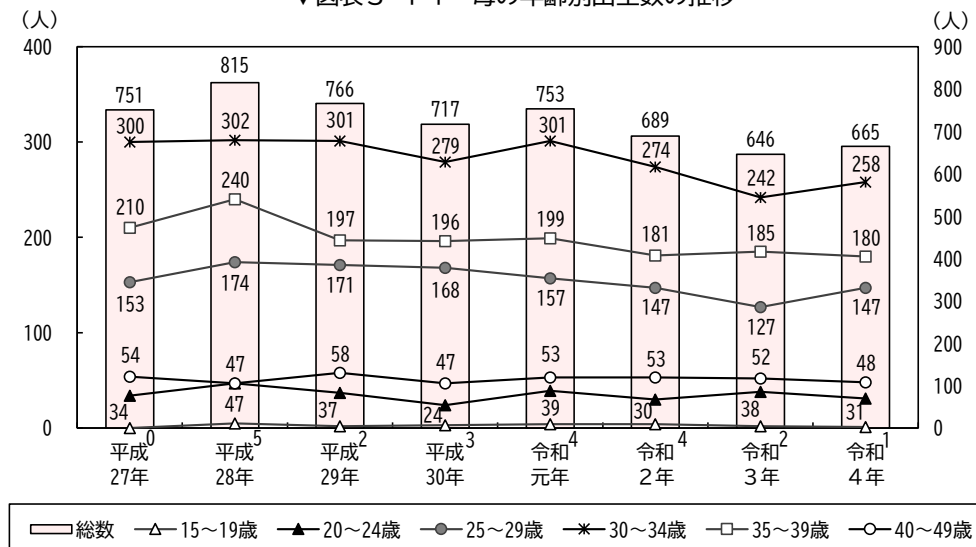


資料：国勢調査（総務省統計局）

(8) 母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数の推移をみると、20歳以上の年齢では、平成27（2015）年時点と比べて令和4（2022）年の出生数は減少しています。特に、30～34歳では、平成27（2015）年の300人から令和4（2022）年の258人まで減少しています。

▼図表3-14 母の年齢別出生数の推移

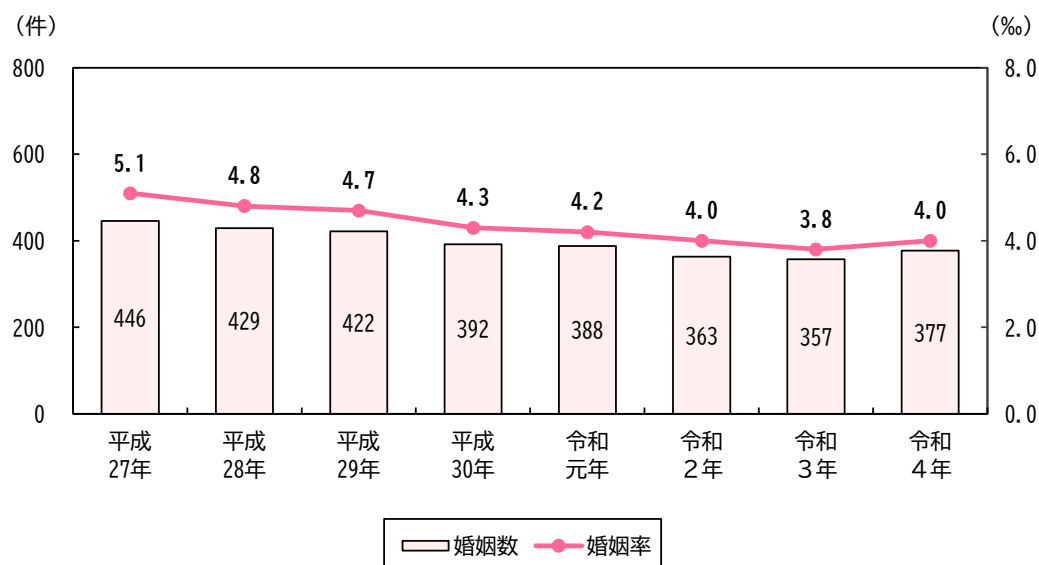


資料：人口動態統計（東京都）

(9) 婚姻数、婚姻率の推移

婚姻数は、平成 27（2015）年時点の 446 件から減少し、令和 4（2022）年時点で 377 件となっています。婚姻率（人口千人あたり）は令和 4（2022）年時点で 4.0‰となっています。

▼図表3-15 婚姻数、婚姻率の推移

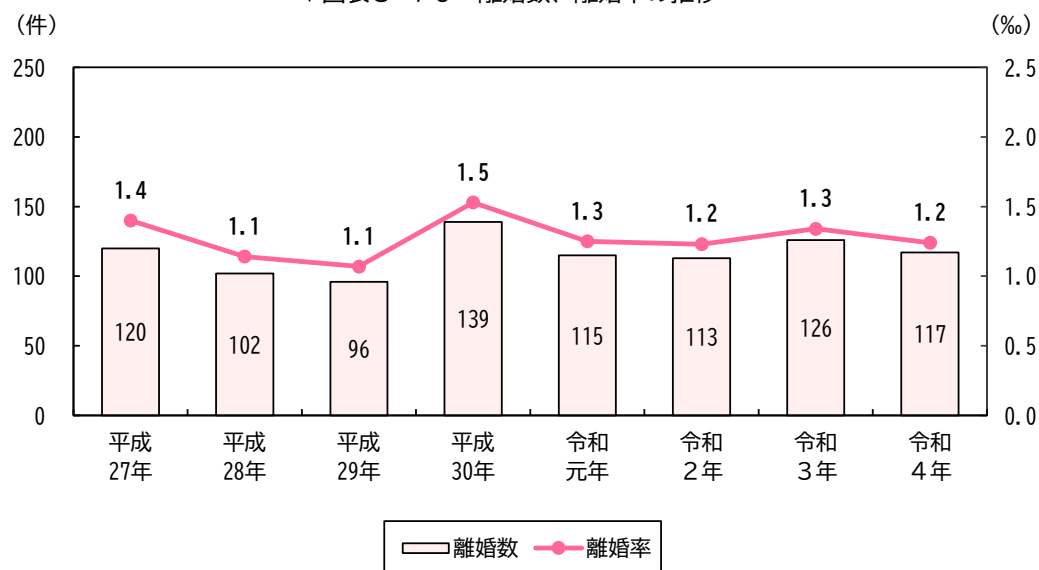


資料：人口動態統計（東京都）

(10) 離婚数、離婚率の推移

離婚数は、平成 27（2015）年の 120 件から増減を繰り返し、令和 4（2022）年時点で 117 件となっています。離婚率（人口千人あたり）は令和 4（2022）年時点で 1.2‰となっています。

▼図表3-16 離婚数、離婚率の推移



資料：人口動態統計（東京都）

4 教育・保育環境の状況

(1) 認可保育所

平成31（2019）年度は公立4園・私立13園でしたが、令和2（2020）年度に第四保育園を民営化し、いなぎのぞみ保育園を設置、私立にじいろ保育園矢野口を新設、令和3（2021）年度に第三保育園を民営化し、しおどめ保育園稲城を設置、第六保育園を民営化し、大丸ゆうし保育園を設置しました。令和6（2024）年度時点では、公立1園・私立17園となっています。

▼図表3-17 認可保育所園児数

単位：人

年次	園数	認可 定員	園児総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 以上
令和2年度	18	2,179	2,008	170	333	374	1,131
令和3年度	18	2,251	2,072	152	359	385	1,176
令和4年度	18	2,251	2,092	148	344	401	1,199
令和5年度	18	2,251	2,132	161	353	396	1,222
令和6年度	18	2,251	2,111	162	359	388	1,202

資料：子ども福祉部子育て支援課

注：各年4月1日現在の状況。園児総数は、市外からの入所児童数を含む。

注：園数に分園は含まない。

注：定員の弾力化により、認可定員以上の受け入れ増を実施しています。

(2) 認証保育所

令和3（2021）年度にアスクやのくち保育園及びラフ・クルー若葉台保育園が年度末をもって閉園したため、令和4（2022）年度の園児総数は減少しています。

▼図表3-18 認証保育所園児数

単位：人

年次	園数	認証 定員	園児総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 以上
令和2年度	5	145	98	9	32	28	29
令和3年度	5	139	77	6	20	28	23
令和4年度	3	90	62	8	19	19	16
令和5年度	3	91	66	3	22	21	20
令和6年度	3	90	65	6	22	20	17

資料：子ども福祉部子育て支援課

注：各年4月1日現在の状況

(3) 認定こども園

令和2（2020）年度青葉幼稚園の認可定員変更により定員が増え、令和6（2024）年度梨花幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行しています。

▼図表3-19 認定こども園園児数

単位：人

年次	園数	認可定員	保育所機能部分					幼稚園機能部分
			園児総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上	満3歳児以上
令和2年度	3	917	283	18	46	47	172	335
令和3年度	3	917	320	13	45	48	214	298
令和4年度	3	917	361	17	45	48	251	241
令和5年度	3	917	374	12	44	48	270	256
令和6年度	4	1,187	420	14	47	47	312	339

資料：子ども福祉部子育て支援課

注：各年4月1日現在の状況

注：幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の園児数を記載

注：梨花幼稚園は認可定員に利用定員を記載

(4) 家庭的保育事業

令和4（2022）年度に事業者が2人減となり、定員が減っています。

▼図表3-20 家庭的保育事業園児数

単位：人

年次	事業者数	認可定員	児童総数
令和2年度	5	23	17
令和3年度	5	23	19
令和4年度	3	13	10
令和5年度	3	13	11
令和6年度	3	13	9

資料：子ども福祉部子育て支援課

注：各年4月1日現在の状況

(5) 保育所待機児童数

待機児童数は、平成30（2018）年以降の認可保育所新設等により減少し、令和3～5（2021～2023）年度には0人となりました。

▼図表3-21 待機児童数の推移

単位：人

年次	総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上
令和2年度	8	0	8	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0
令和6年度	7	0	7	0	0

資料：子ども福祉部子育て支援課

注：各年4月1日現在の状況

注：待機児童数は、当該年度における国の待機児童の定義に基づき算出

(6) 幼稚園

令和6（2024）年度に梨花幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行したため、定員が減少しています。園児総数は年々減少しています。

▼図表3-22 私立幼稚園園児数

単位：人

年次	園数	定員	園児 総数	満3歳児		3歳児		4歳児		5歳児	
				稲城 市民	市外 在住	稲城 市民	市外 在住	稲城 市民	市外 在住	稲城 市民	市外 在住
令和2年度	5	1,530	1,130	4	0	226	112	238	118	282	150
令和3年度	5	1,530	1,016	4	2	212	88	229	114	255	112
令和4年度	5	1,530	959	2	4	189	98	232	91	232	111
令和5年度	5	1,530	850	6	0	166	85	183	93	228	89
令和6年度	4	1,110	570	5	2	107	51	129	66	139	71

資料：子ども福祉部子育て支援課

注：各年5月1日現在の状況（私立幼稚園現況調査より）

(7) 学童クラブ

令和4（2022）年度においては、8学童クラブの定員を弾力化し、平尾小学校学童クラブ分室を増設したことにより定員が増えています。令和5（2023）年度においては、2学童クラブの定員弾力化をしたことにより定員が増えています。令和6（2024）年度においては、南山小学校学童クラブを増築したことにより定員が増えています。

▼図表3-23 学童クラブ入所者数

単位：人

年次	定員	入所者数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和2年度	825	759	339	249	134	32	5	0
令和3年度	855	748	314	294	115	23	1	1
令和4年度	1,028	933	386	280	218	42	6	1
令和5年度	1,034	959	419	319	157	57	6	1
令和6年度	1,072	1,016	409	356	204	43	3	1

資料：児童青少年課

注：各年4月1日現在の状況

(8) 放課後子ども教室

放課後子ども教室は定員などを定めていないため、登録人数には変動があります。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に登録人数が減少していましたが、近年は段階的に増加しています。

▼図表3-24 放課後子ども教室登録者数

単位：人

年次	登録者数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和2年度	1,860	443	470	396	339	148	64
令和3年度	1,462	474	347	342	204	63	32
令和4年度	1,526	482	418	289	217	93	27
令和5年度	1,829	419	517	446	265	133	49
令和6年度	1,940	410	423	508	391	147	61

資料：生涯学習課

注：各年3月31日、令和6年のみ11月30日の状況

注：定員の設定はなく登録希望者は全て登録が可能

5 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(1) ニーズ調査の対象

本計画の策定にあたり、稲城市内にお住まいのこども・若者、子育て当事者等の皆さんの現状・課題を把握するとともに、今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的として、子ども・子育てニーズ調査等を実施しました。

▼図表3-25 ニーズ調査実施状況

①子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（就学前児童の保護者の方向け）					
調査対象者	就学前児童の保護者				
調査件数	800件	回収数	310件	回収率	38.8%
調査の考え方	0歳～5歳の6世代を対象に世代ごとの人口割合に応じ無作為抽出した保護者				
調査時期	令和6年2月9日(金)～3月1日(金)				
調査方法	郵送による配布（回収は、オンライン回答）				
調査内容	家族状況、就労状況、日常的な幼稚園・保育施設等の利用、育児休業の取得状況等				

②子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（小学校児童の保護者の方向け）					
調査対象者	小学校児童の保護者				
調査件数	1,320件	回収数	406件	回収率	30.8%
調査の考え方	市立小学校の3・4年生のうち各学年2クラスの保護者 ※特別支援学級を含む ※単学級の場合は1クラス				
調査時期	令和6年2月28日(水)～3月22日(金)				
調査方法	小学校を経由して配布（回収は、オンライン回答）				
調査内容	家族状況、就労状況、放課後等の過ごし方等				

③子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（小学生・中学生の方向け）					
調査対象者	小学生・中学生				
調査件数	2,268件	回収数	490件	回収率	21.6%
調査の考え方	【小学生】 市立小学校5・6年生のうち各学年2クラスの児童 ※特別支援学級を含む ※単学級の場合は1クラス 【中学生】 市立中学校1・2年生のうち各学年2クラスの生徒 ※特別支援学級を含む ※3年生は受験シーズンのため除外				
調査時期	令和6年2月28日(水)～3月22日(金)				
調査方法	小・中学校を経由して配布（回収は、オンライン回答）				
調査内容	日頃の生活、学校での生活、地域での生活等				

④子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（青少年・若者（16歳～39歳）の方向け）

調査対象者	青少年・若者（16歳～39歳）				
調査件数	3,600件	回収数	470件	回収率	13.1%
調査の考え方	16歳～39歳の24世代を対象に世代ごとの人口割合に応じ無作為抽出した市民				
調査時期	令和6年2月9日(金)～3月1日(金)				
調査方法	郵送による配布（回収は、オンライン回答）				
調査内容	日頃の生活、外出状況、将来への考え方、地域での生活等				

⑤子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（妊娠届出をした方向け）

調査対象者	妊娠届出をした方				
調査件数	200件	回収数	95件	回収率	47.5%
調査の考え方	妊娠届を提出した妊娠後期から初期の上位200人の市民				
調査時期	令和6年2月9日(金)～3月1日(金)				
調査方法	郵送による配布（回収は、オンライン回答）				
調査内容	家族状況、就労状況、日常的な幼稚園・保育施設等の利用予定、育児休業の取得予定等				

(2) ニーズ調査結果の概要

凡例

SA：単一回答（複数の選択肢からひとつ選ぶ質問形式）

MA：複数回答（複数の選択肢から複数の選択ができる質問形式）

n：質問に対する回答者数

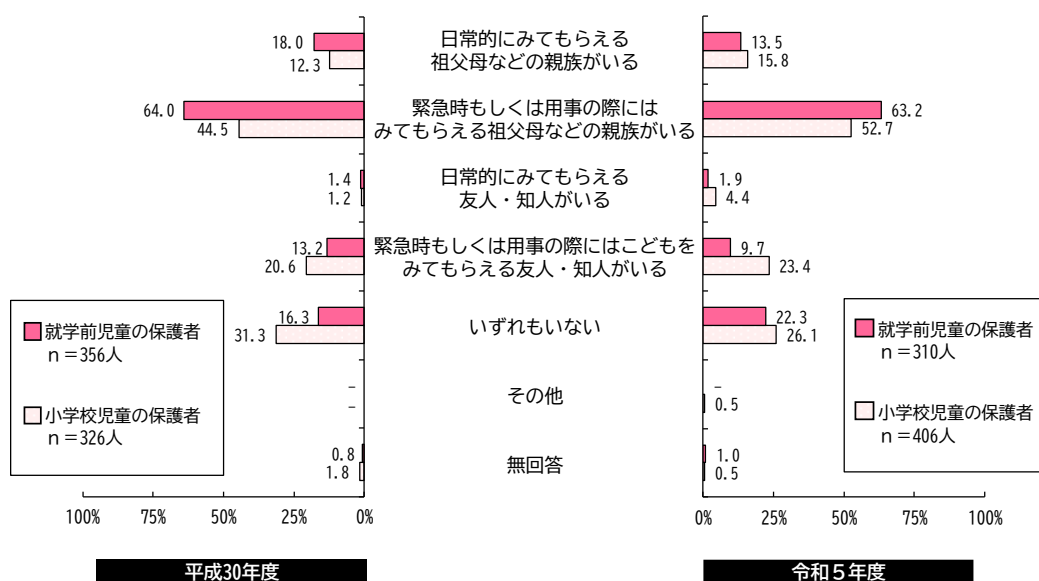
%：質問項目における回答者の割合

① 主な親族等協力者の状況

主な親族等協力者の状況について、就学前児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際にはみてもらえる祖父母などの親族がいる」が63.2%と最も多く、次いで「いずれもない」が22.3%、「日常的にみてもらえる祖父母などの親族がいる」が13.5%となっています。

小学校児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際にはみてもらえる祖父母などの親族がいる」が52.7%と最も多く、次いで「いずれもない」が26.1%、「緊急時もしくは用事の際にはこどもをみてもらえる友人・知人がいる」が23.4%となっています。

▼図表3-26 主な親族等協力者の状況（MA）



※平成30（2018）年度のアンケート調査及び令和5（2023）年度の就学前児童の保護者の方向けのアンケート調査では「その他」の選択肢はありませんでした。

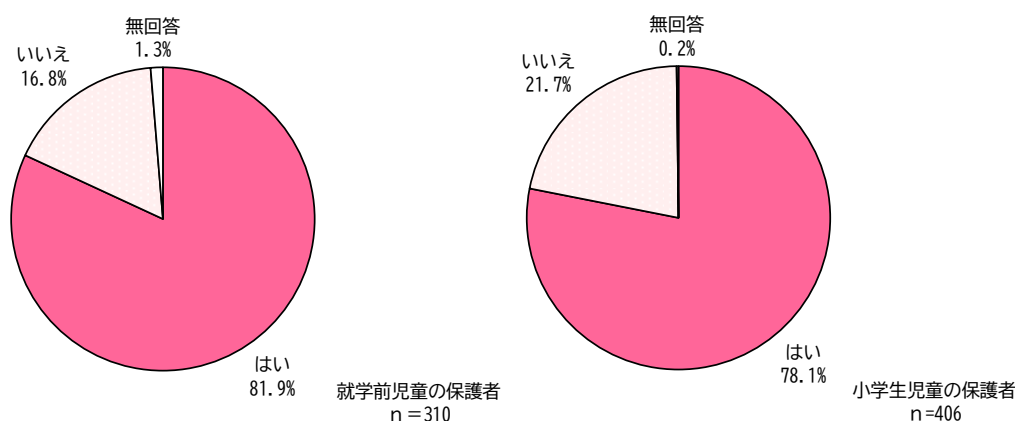
② 子育てに関する相談者の状況

■気軽に相談できる人の有無

気軽に相談できる人の有無について、就学前児童の保護者では、「はい」が81.9%、「いいえ」が16.8%となっています。

小学校児童の保護者では、「はい」が78.1%、「いいえ」が21.7%となっています。

▼図表3-27 気軽に相談できる人の有無（SA）

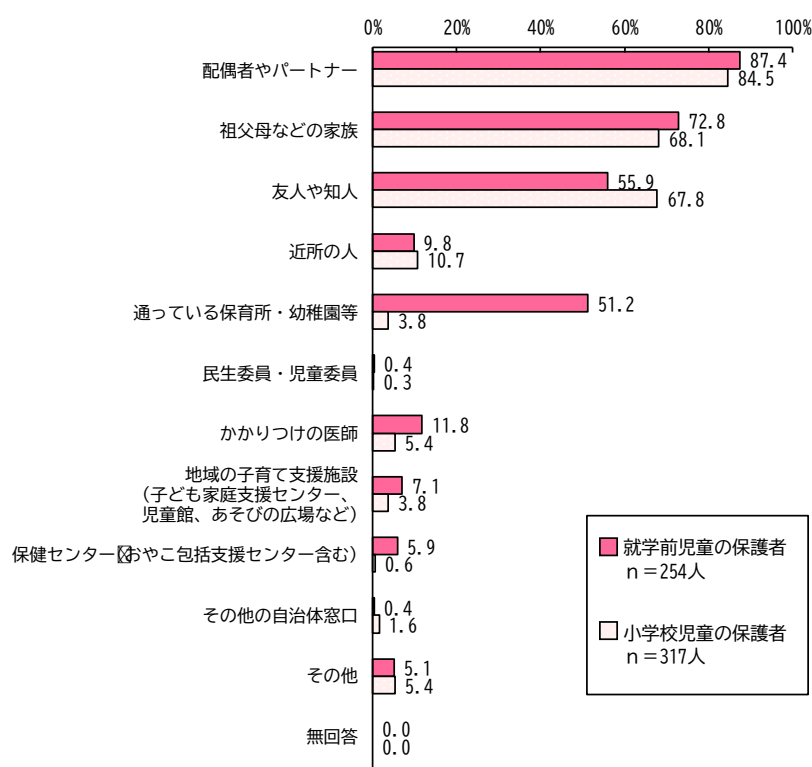


■気軽にできる相談者の状況

気軽にできる相談者の状況について、就学前児童の保護者では、「配偶者やパートナー」が87.4%と最も多く、次いで「祖父母などの家族」が72.8%、「友人や知人」が55.9%となっています。

小学校児童の保護者では、「配偶者やパートナー」が84.5%と最も多く、次いで「祖父母などの家族」が68.1%、「友人や知人」が67.8%となっています。

▼図表3-28 気軽にできる相談者の状況（MA）

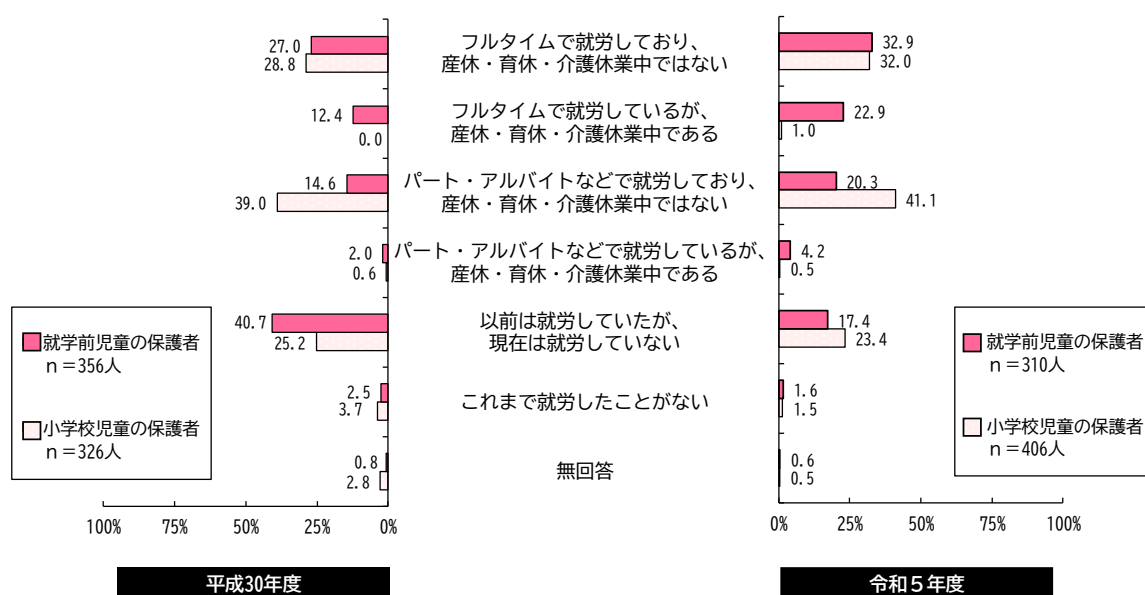


③ 母親の就労状況

母親の就労状況について、就学前児童の保護者では、「フルタイム※で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.9%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が22.9%、「パート・アルバイトなど※で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が20.3%となっています。

小学校児童の保護者では、「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が41.1%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が23.4%となっています。

▼図表3-29 母親の就労状況（SA）



※フルタイム：1週間5日程度・1日8時間程度の就労

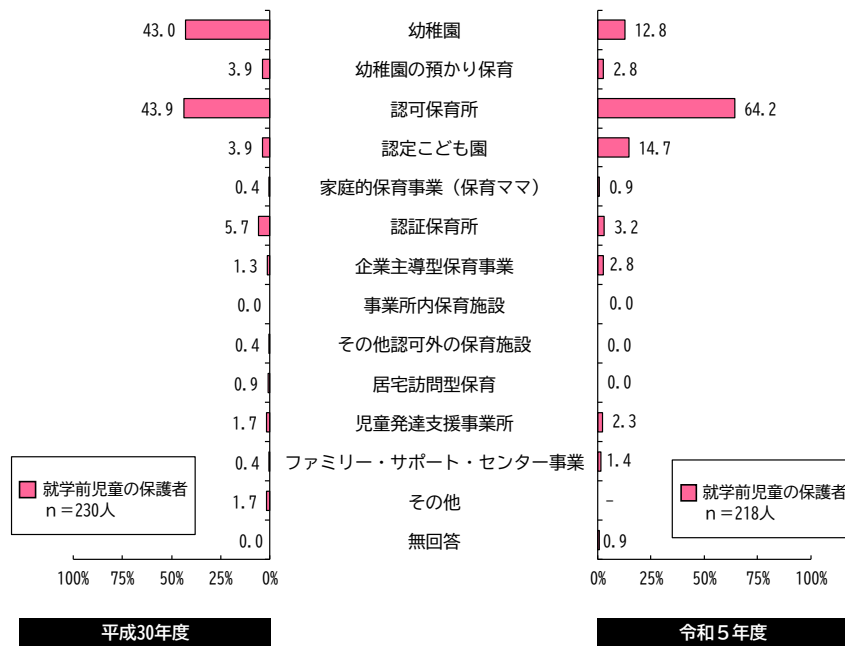
※パート・アルバイトなど：「フルタイム」以外の就労

④ 平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用希望

利用中の事業については、「認可保育所」が64.2%と最も多く、次いで「認定こども園」が14.7%、「幼稚園」が12.8%となっています。

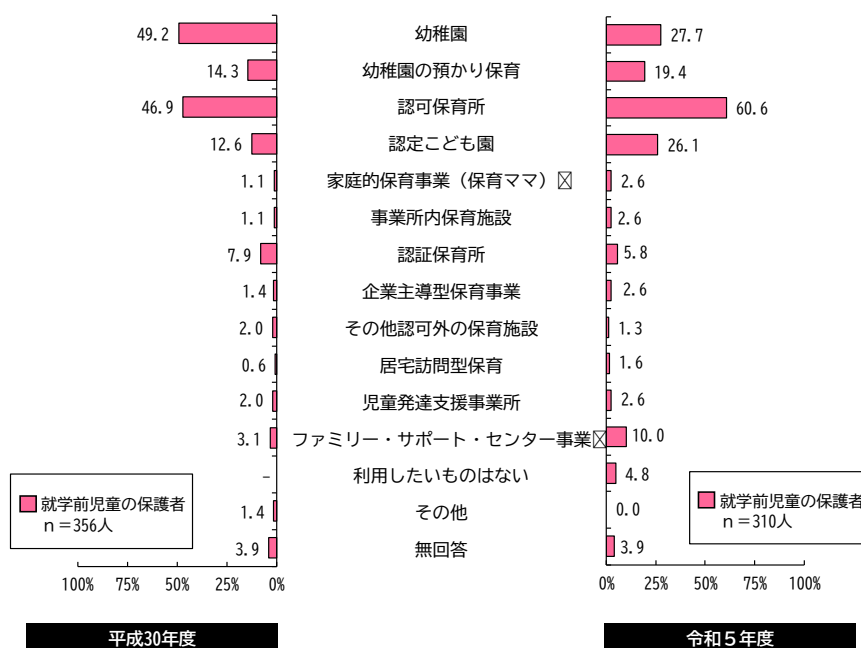
今後の利用希望では、「認可保育所」が60.6%と最も多く、次いで「幼稚園」が27.7%、「認定こども園」が26.1%となっています。

▼図表3-30 利用中の事業（MA）



※令和5（2023）年度のアンケート調査では「その他」の選択肢はありませんでした。

▼図表3-31 今後利用したい事業（MA）



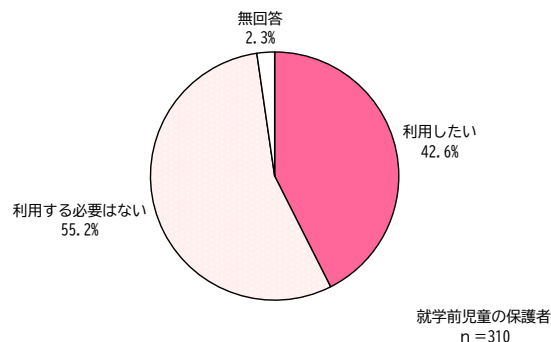
※平成30（2018）年度のアンケート調査では「利用したいものはない」の選択肢はありませんでした。

⑤ 一時保育事業の利用希望

■一時保育事業の利用希望

一時保育事業の利用については「利用する必要はない」が55.2%、「利用したい」が42.6%となっています。

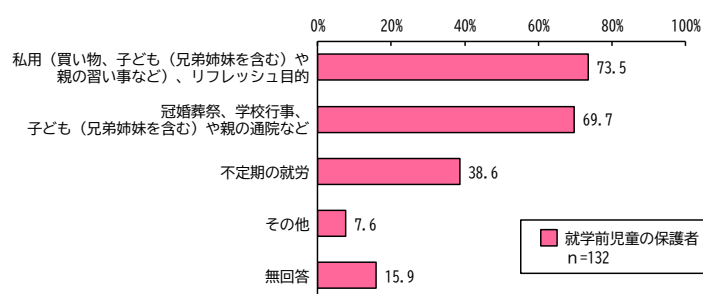
▼図表3-32 一時保育事業の利用希望（SA）



■一時保育事業の利用目的

一時保育事業の利用目的については「私用（買い物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事など）、リフレッシュ目的」が73.5%と最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院など」が69.7%、「不特定の就労」が38.6%となっています。

▼図表3-33 一時保育事業の利用目的（MA）



■一時保育事業の目的別利用希望日数（年間）

一時保育事業の利用希望日数について、目的別に「A. 私用（買い物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事など）、リフレッシュ目的の利用希望日数（年間）」では「10日」が19.6%、「B. 冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院などの利用希望日数（年間）」では「5日」が22.8%、「C. 不特定の就労での利用希望日数（年間）」では「5日」が25.5%、「D. その他での利用希望日数（年間）」では「1日」が50.0%と最も多くなっています。

▼図表3-34 一時保育事業の目的別利用希望日数（年間）（MA）

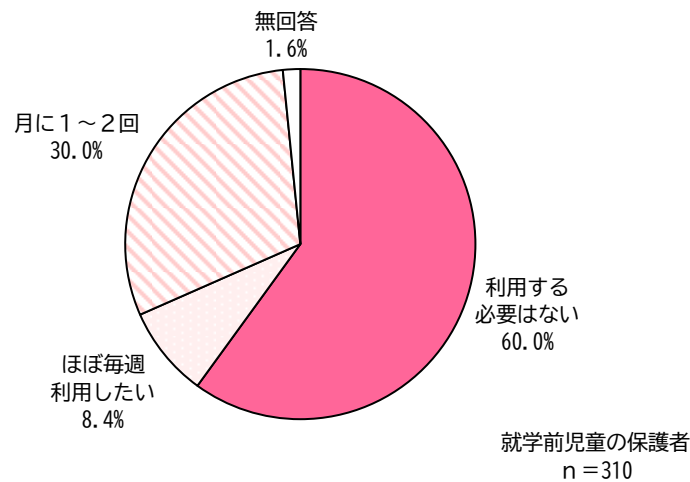
利用に当たっての目的	%	利用希望日数	就学前児童の保護者（n=）
A. 私用（買い物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事など）、リフレッシュ目的	19.6	10日	97
B. 冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院など	22.8	5日	92
C. 不特定の就労	25.5	5日	51
D. その他	50.0	1日	10

⑥ 休日の定期的な教育・保育事業の利用希望

■土曜日の利用希望

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望については「利用する必要はない」が60.0%と最も多く、次いで「月に1～2回」が30.0%、「ほぼ毎週利用したい」が8.4%となっています。

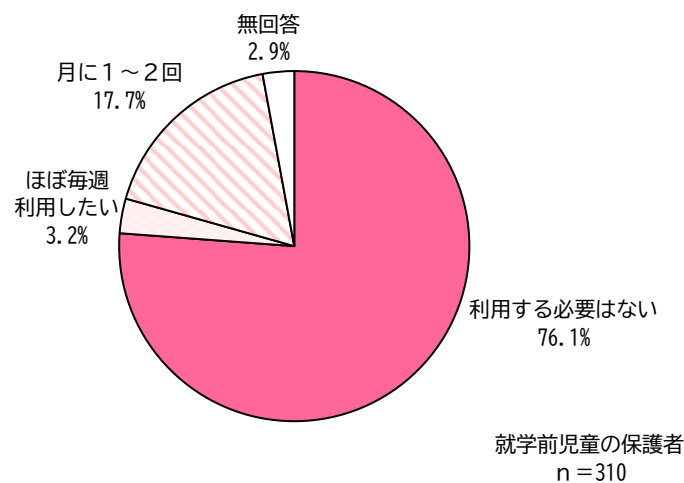
▼図表3-35 土曜日の利用希望（SA）



■日曜日の利用希望

日曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望については「利用する必要はない」が76.1%と最も多く、次いで「月に1～2回」が17.7%、「ほぼ毎週利用したい」が3.2%となっています。

▼図表3-36 日曜日の利用希望（SA）

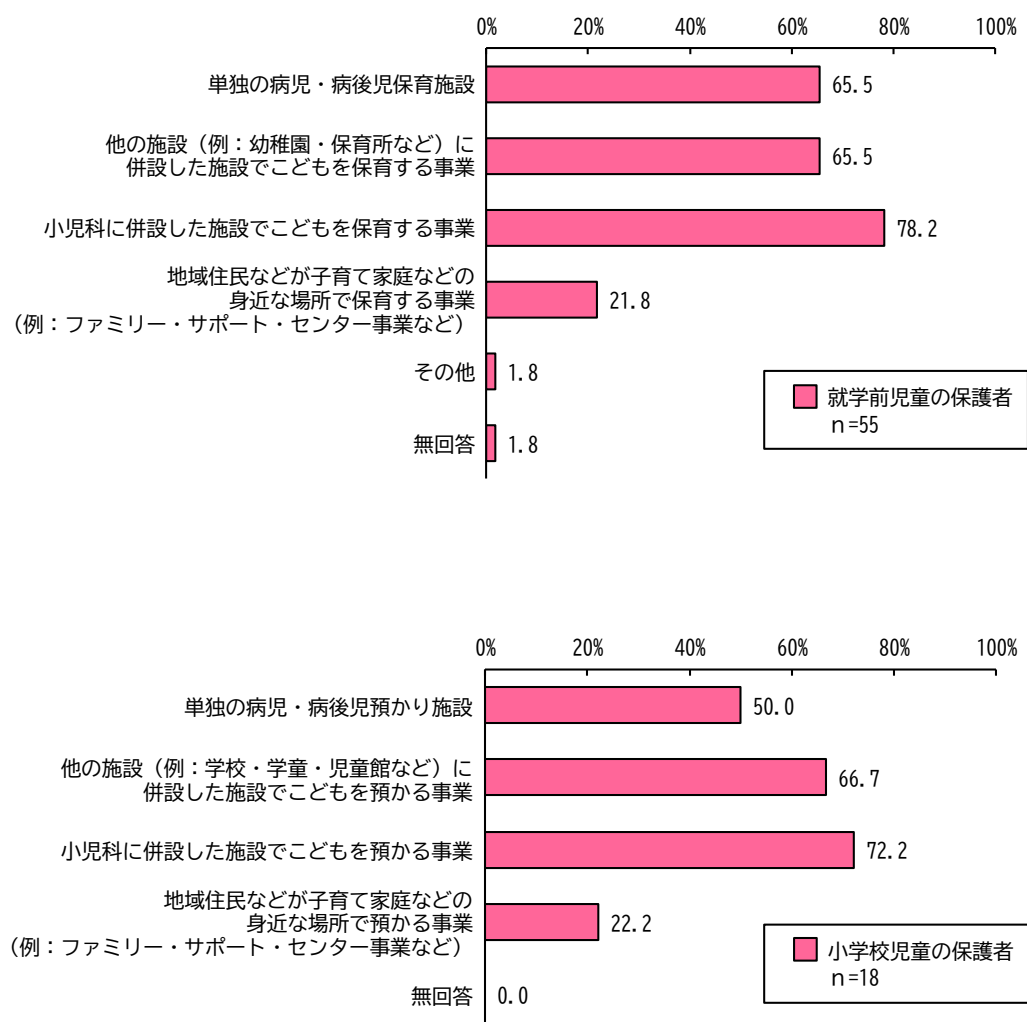


⑦ こどもを預ける場合の事業形態

病児・病後児保育施設にこどもを預ける場合の希望事業形態は、就学前児童の保護者では「小児科に併設した施設でこどもを保育する事業」が78.2%と最も多く、次いで「単独の病児・病後児保育施設」「他の施設（例：幼稚園・保育所など）に併設した施設でこどもを保育する事業」が各65.5%、「地域住民などが子育て家庭などの身近な場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター事業など）」が21.8%となっています。

小学生児童の保護者では、「小児科に併設した施設でこどもを預かる事業」が72.2%と最も多く、次いで「他の施設（例：学校・学童・児童館など）に併設した施設でこどもを預かる事業」が66.7%、「単独の病児・病後児預かり施設」が50.0%となっています。

▼図表3-37 こどもを預ける場合の希望事業形態（SA）



※小学生児童の保護者向けアンケート調査では「その他」の選択肢はありませんでした。

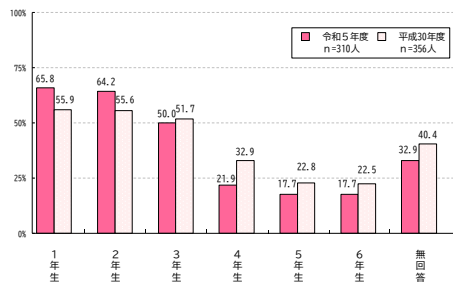
⑧ 放課後の過ごし方の希望

放課後の過ごし方の希望について、就学前児童の保護者では、小学校低学年において「学童クラブ」が5割を超えています。また、小学校児童の保護者では、小学校高学年において、「塾やクラブ活動・習い事等」、「自宅や公園等で自由に過ごす」が5割を超えています。

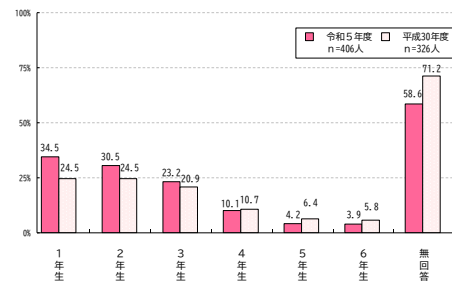
▼図表3-38 放課後の過ごし方 (MA)

■A. 学童クラブ (MA)

【就学前児童の保護者】

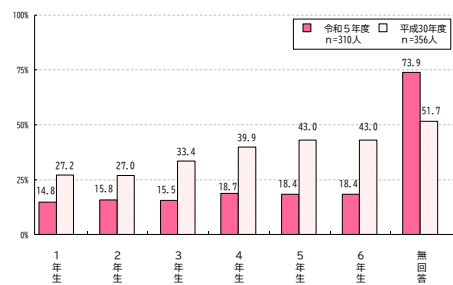


【小学校児童の保護者】

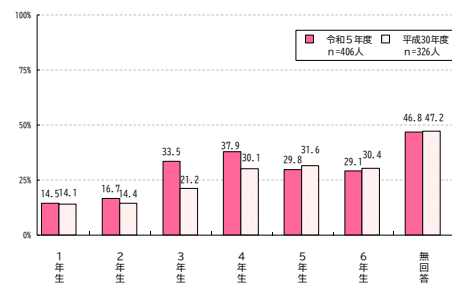


■B. 児童館・iプラザ・図書館 (MA)

【就学前児童の保護者】

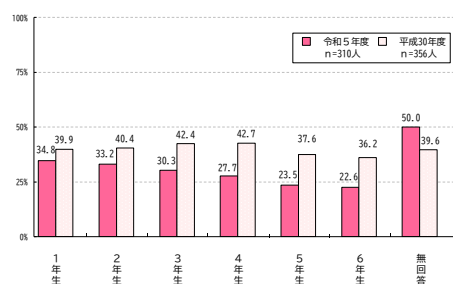


【小学校児童の保護者】

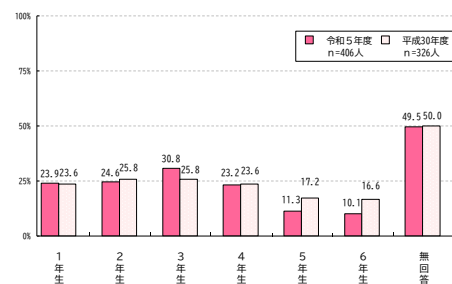


■C. 放課後子ども教室 (MA)

【就学前児童の保護者】

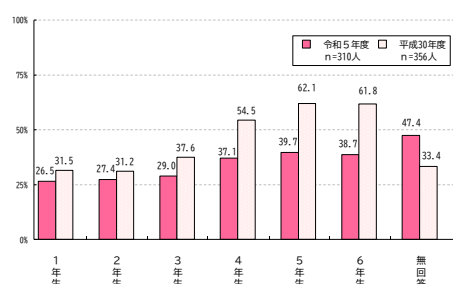


【小学校児童の保護者】

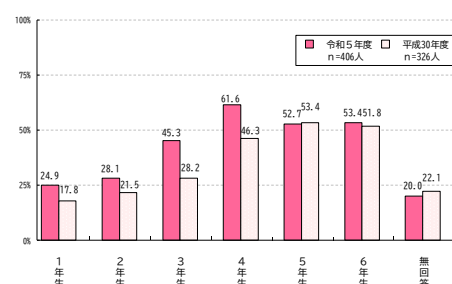


■D. 塾やクラブ活動・習い事等 (MA)

【就学前児童の保護者】



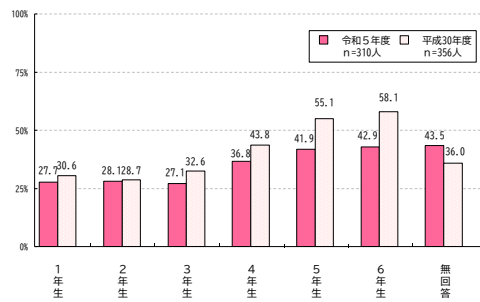
【小学校児童の保護者】



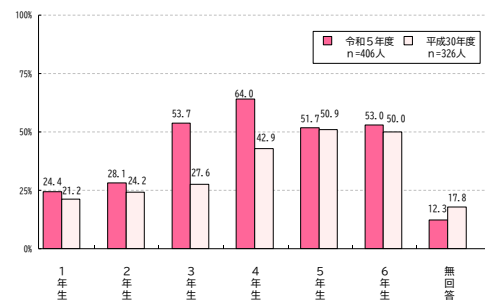
第3章 こどもや子育てを取り巻く環境

■E. 自宅や公園等で自由に過ごす (MA)

【就学前児童の保護者】

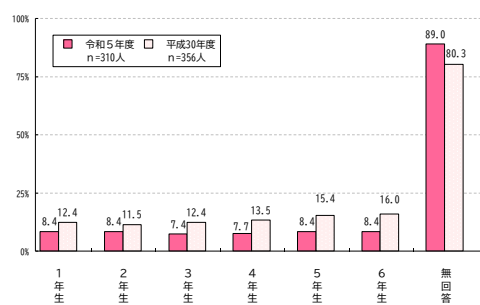


【小学校児童の保護者】

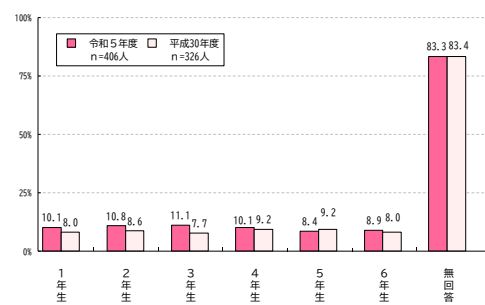


■F. 近隣の親族宅で過ごす (MA)

【就学前児童の保護者】

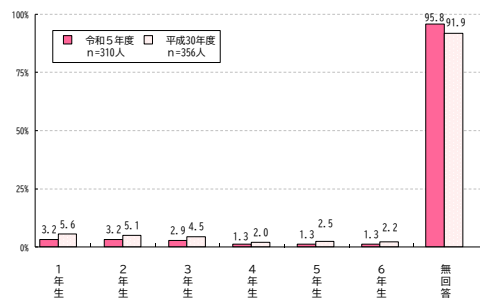


【小学校児童の保護者】

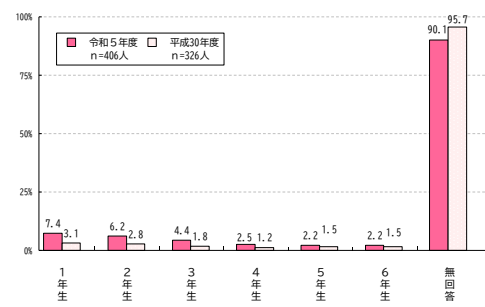


■G. ファミリー・サポート・センター (MA)

【就学前児童の保護者】

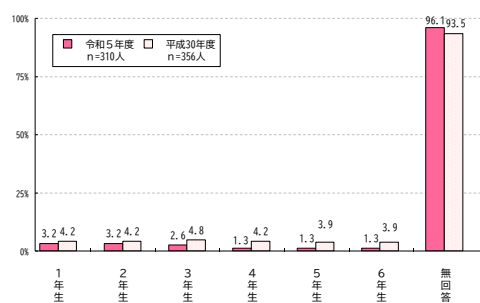


【小学校児童の保護者】

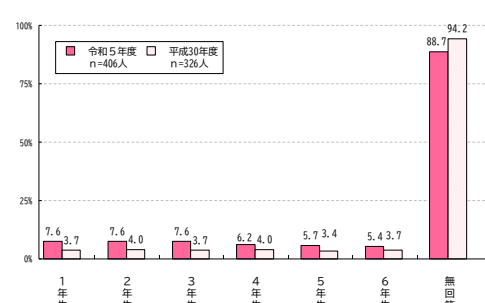


■H. 放課後等デイサービス (MA)

【就学前児童の保護者】



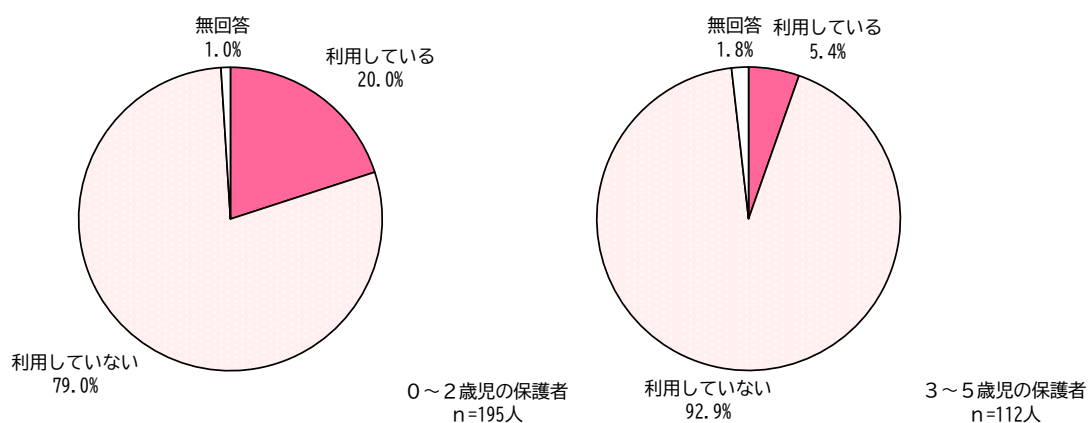
【小学校児童の保護者】



⑨ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

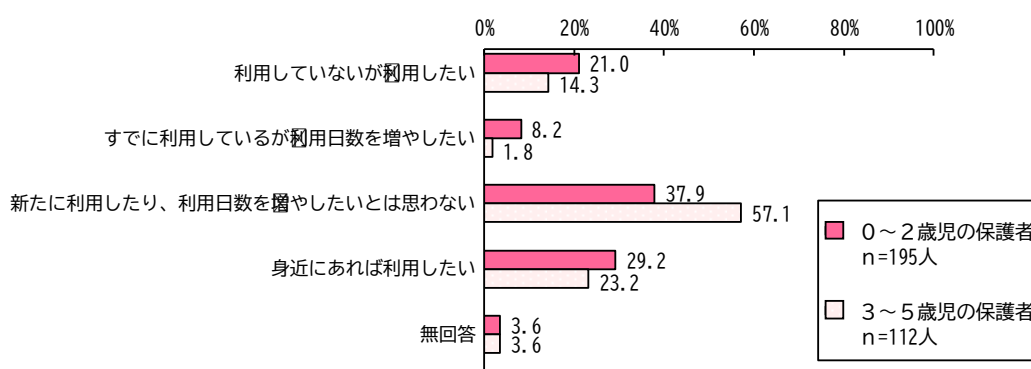
地域子育て支援拠点事業の利用状況について、就学前児童の保護者のうち、就学前施設に所属している可能性のない0～2歳児の保護者と、就学前施設に所属している可能性のある3～5歳の保護者と、ともに「利用していない」が最も多くなっています。

▼図表3-39 利用状況（SA）



地域子育て支援拠点事業の利用意向について、就学前児童の保護者のうち、就学前施設に所属している可能性のない0～2歳児の保護者と、就学前施設に所属している可能性のある3～5歳の保護者と、ともに「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が最も多くなっています。

▼図表3-40 利用意向（SA）

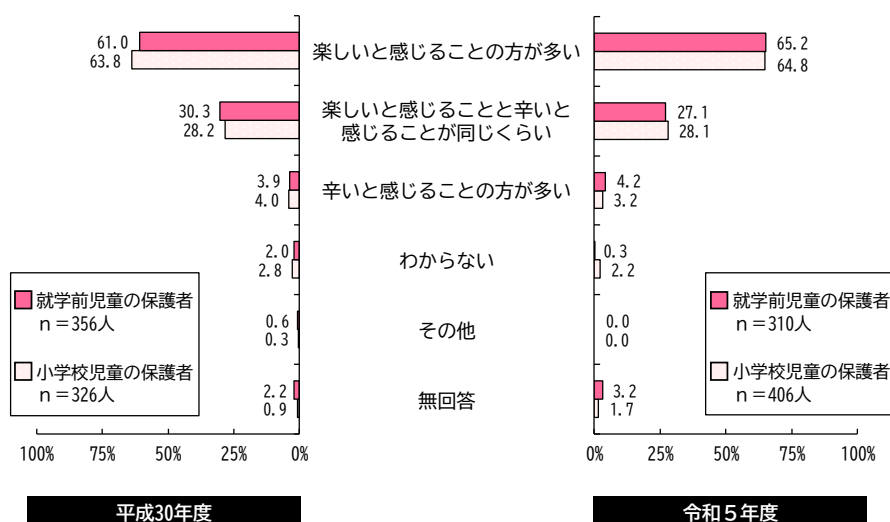


⑩ 子育てで感じる思い

子育てで感じる思いについて、就学前児童の保護者では、「楽しいと感じることの方が多い」が65.2%と最も多く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が27.1%、「辛いと感じることの方が多い」が4.2%となっています。

小学校児童の保護者では、「楽しいと感じることの方が多い」が64.8%と最も多く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が28.1%、「辛いと感じることの方が多い」が3.2%となっています。

▼図表3-4 1 子育てで感じる思い（SA）

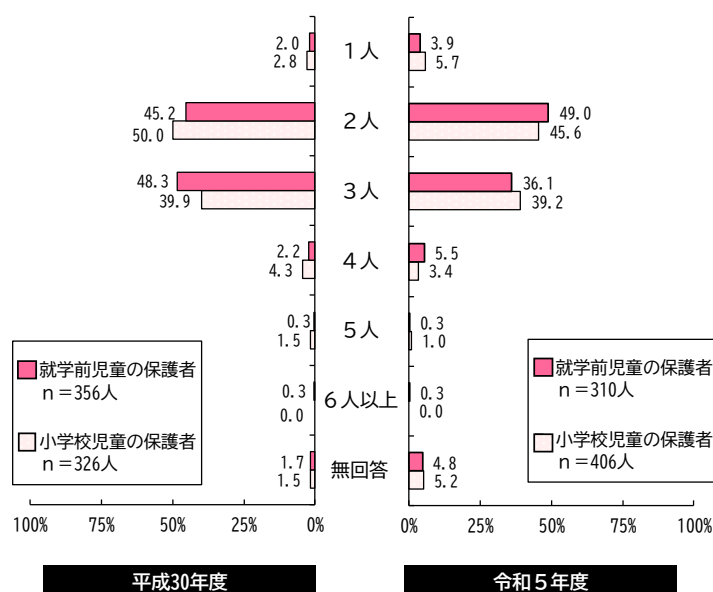


⑪ 理想のこどもの人数

理想のこどもの人数について、就学前児童の保護者では、「2人」が49.0%と最も多く、次いで「3人」が36.1%、「4人」が5.5%となっています。

小学校児童の保護者では、「2人」が45.6%と最も多く、次いで「3人」が39.2%、「1人」が5.7%となっています。

▼図表3-4 2 理想のこどもの人数（SA）

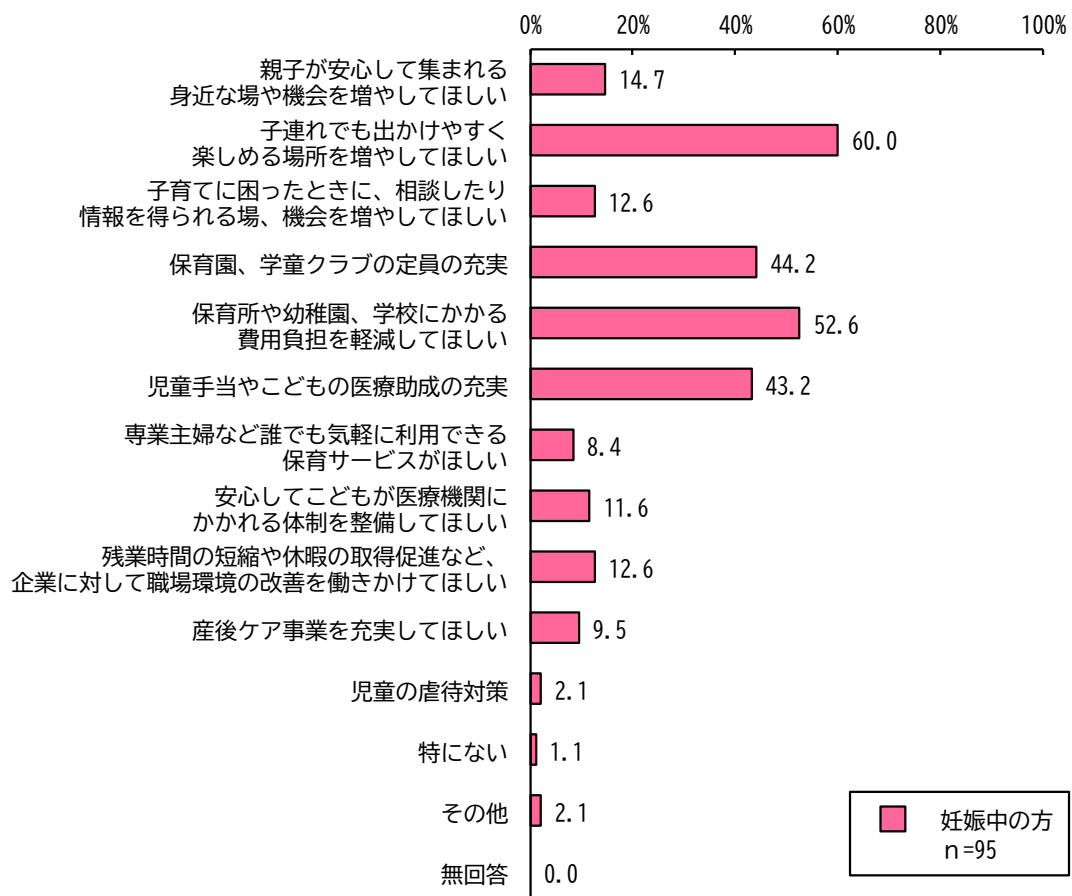


⑫ 妊娠届出をした方の状況

■市に望む子育て支援の充実

子育て支援充実への要望は「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が60.0%と最も多く、次いで「保育所や幼稚園、学校にかかる費用負担を軽減してほしい」が52.6%、「保育園、学童クラブの定員の充実」が44.2%となっています。

▼図表3-43 子育て支援充実への要望（SA）



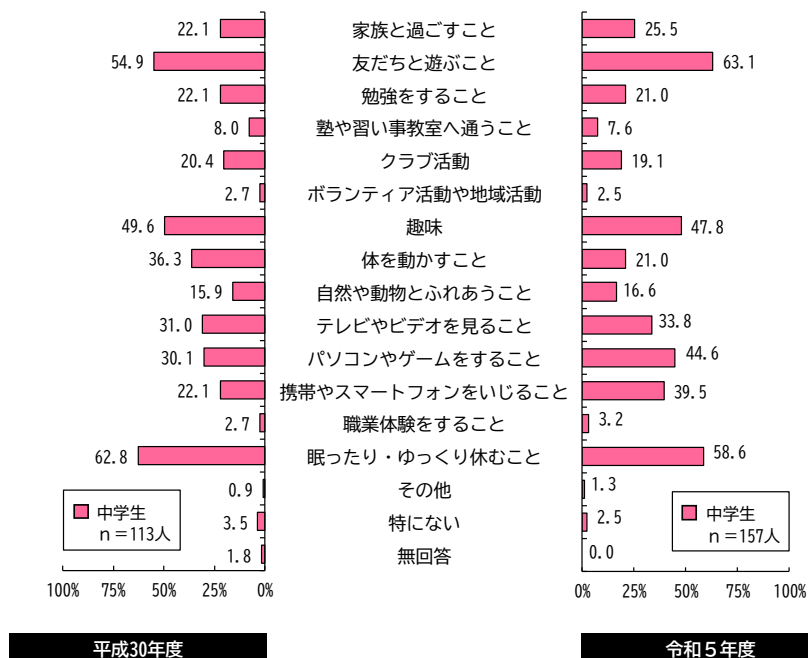
第3章 こどもや子育てを取り巻く環境

⑬ 中学生の状況

■日頃もっとしたいと思っていること

日頃もっとしたいと思っていることについて、「友だちと遊ぶこと」が63.1%と最も多く、次いで「眠ったり・ゆっくり休むこと」が58.6%、「趣味」が47.8%となっています。

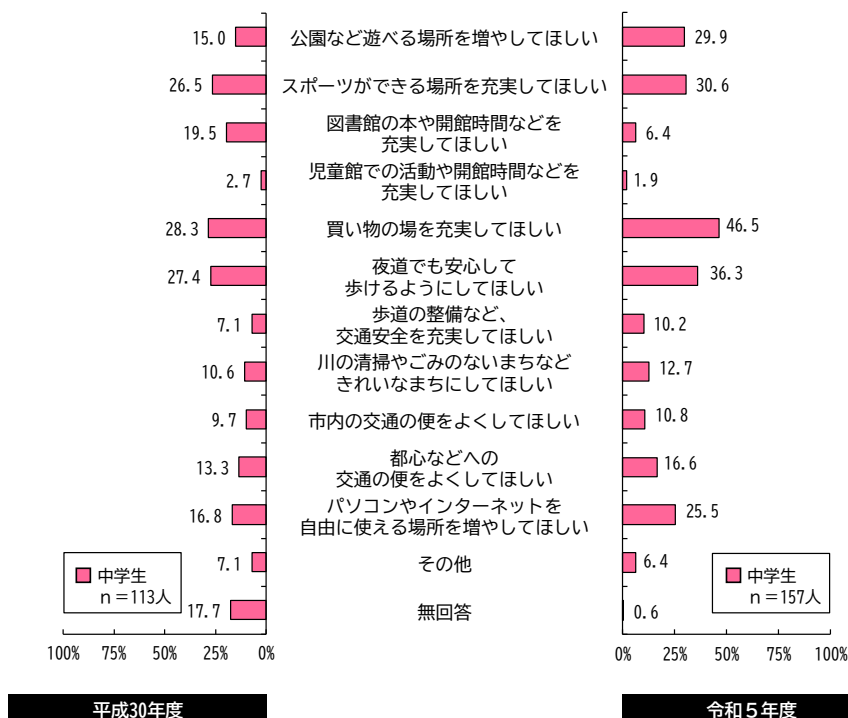
▼図表3-44 日頃もっとしたいと思っていること（MA）



■稲城市がもっと暮らしやすくなるために、望むこと

稲城市がもっと暮らしやすくなるために、望むことについて、「買い物の場を充実してほしい」が46.5%と最も多く、次いで「夜道でも安心して歩けるようにしてほしい」が36.3%、「スポーツができる場所を充実してほしい」が30.6%となっています。

▼図表3-45 稲城市がもっと暮らしやすくなるために、望むこと（MA）



6 こどもの意見の聴き取り

本計画の第3章5において、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果を掲載しましたが、こどもの意見や思いを、より政策に反映できるよう、ニーズ調査に加え東京都が策定する「こども未来アクション2024」を参考に、安心できる居場所や居心地の良い場所はどんなところなのか、また、困った時の相談相手はいるのか、それはどんな人なのかなど、次の項目について市の担当職員が直接こどもの意見を聴きました。

1 聴き取り項目

- (1) こどもの居場所について
- (2) 悩みの相談支援について

2 聴き取り経過

▼図表3-46 ヒアリング一覧

ヒアリング日程（令和6年）	ヒアリング場所・対象
10月13日	・ジュニアワーカー(若葉台小学校) ・青年ワーカー(若葉台小学校)
10月21日	・若葉台小学校学童クラブ ・南山小学校学童クラブ
10月22日	・平尾小学校学童クラブ
10月23日	・向陽台小学校学童クラブ ・学童クラブ 子どもの森
10月25日	・第四文化センター学童クラブ ・第四文化センター児童館
10月28日	・長峰小学校学童クラブ ・第四小学校学童クラブ
10月29日	・第六小学校学童クラブ ・第三文化センター児童館
10月30日	・城山小学校学童クラブ ・城山文化センター児童館
10月31日	・第二文化センター学童クラブ ・第二文化センター児童館
11月1日	・学童クラブ 矢野口こどもクラブ
11月5日	・本郷学童クラブ ・本郷児童館
11月8日	・駒沢女子高等学校

計 小学生 316 人 中学生 10 人 高校生 5 人

3 聴き取り結果の概要（n = 331 複数回答可）

（1）こどもの居場所について

① いろんな居場所があると良いな！

～よく行くところや心地よいと感じる場所は？～



第1位

公園(40.1%)

第2位

児童館・学童クラブ(39.2%)

第3位

通学路(23.5%)

～その他～

小学生：図書館/プール/映画館/お店/祖母の家/温泉/自然や虫がたくさんあるところ/

おやつがたくさん食べられるところ/明るいところ

中学生：ドリンクバーのあるファミリーレストラン/図書館/カラオケ

高校生：ドリンクバーのあるファミリーレストラン/カラオケ

② 何時から何時まで開いているといいかな？



第1位

—開始時間—

午前9時から(9.0%)

第2位

午前8時から(7.2%)

第3位

午前7時から(6.0%)



第1位

—終了時間—

午後7時まで(17.5%)



第1位

午後8時まで(17.5%)

第3位

午後6時まで(11.1%)

24時間開いてほしい(23.2%)

～その他～

小学生：学校が始まる前から行きたい/好きな時に行きたい/夜中までいたい 等

中学生：屋外の場合は午前8時から午後5時まで/

長期休暇の場合は午前8時から午後7時または午後8時まで 等

高校生：屋内の場合は午前8時から午後9時まで/屋外の場合は午前8時から午後5時まで/

長期休暇の場合は午前8時から午後7時または午後8時まで 等

(2) 悩みの相談支援について

①どんな人に相談したい？



第1位

学校の先生(48.6%)

第2位

学童・児童館の大人(職員)(25.0%)

第3位

スクールカウンセラー(23.5%)

～その他～

小学生：習い事の先生(大人)/交番(警察)/近所の人/市役所/友達の親/病院の先生/
校長・副校長先生/スポーツの監督・コーチ/優しい人/料理教室の先生/親戚/犬/
スクールソーシャルワーカー/人権(いじめ問題)関係の人/こども 110 番 等
中学生：年齢の近い人/個人情報が不明の人 等
高校生：お互いの個人情報を知らない人 等

②相談はどんな方法がしやすい？



第1位

会って相談(51.9%)

第2位

メールで相談(28.7%)

第3位

電話で相談(27.7%)

第4位

L I N E で相談(26.8%)

～その他～

小学生：手紙/糸電話/自宅に訪問してもらう/誰もいない場所/親を経由する/
近くの店に集まる/入力フォーム 等
中学生：手紙/リモート(顔出しOK)/ネット掲示板/ただ話を聞いてほしい 等
高校生：ただ話を聞いてほしい

③相談するとしたら？



第1位

その日その場で相談できるのがいい(59.2%)

第2位

前もって約束(予約)してからがいい(28.3%)

～その他～

小学生：誕生日/遊ぶ日/場合による/待ち合わせ/家に呼ぶ/とにかく早く行く 等

高校生：来てもらう 等

④何時から何時まで相談できるといい？

—開始時間—

—終了時間—



第1位

午前7時から(13.5%)



第1位

午後8時まで(19.3%)

普段

第2位

午前8時から(11.7%)

第2位

午後9時まで(6.0%)

第3位

午前9時から(5.1%)

第3位

午後6時まで(4.8%)



第1位

午前7時から(14.1%)



第1位

午後8時まで(15.1%)

長期
休暇

第2位

午前8時から(7.8%)

第2位

午後6時まで(4.5%)

第3位

午前9時から(3.3%)

第3位

午後9時まで(3.0%)

24時間相談できるといい

普段…21.4% 長期休暇…22.3%

～その他～

小学生(普段)：昼から/午後から/学校終わりから/学校前まで/翌日まで/いつでも 等

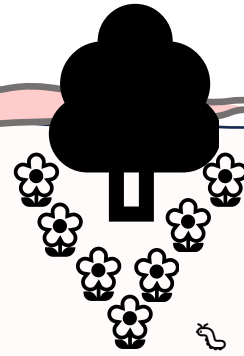
小学生(長期休暇)：昼から/午後から/夕方以降から/相談先が始まる時間から/深夜まで/

いつでも 等

中学生(長期休暇)：午前中は楽しく遊ぶから夜に悩み相談したい、普段と同様に相談する 等

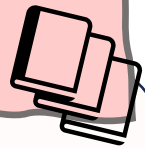
高校生(長期休暇)：午前中は楽しく遊ぶから夜に悩み相談したい 等

公園について



- ➡公園で野球ができるようにしてほしい。(小学生)
- ➡サッカーができるところを増やしてほしい。(小学生)
- ➡アスレチックや虫がいるところを増やしてほしい。(小学生)
- ➡公園の遊具が安全第一でアスレチック、ターザンロープがなくなったから小さいこども連れの親子の場所となってしまった。中高生は行かなくなった。(中学生・高校生)

図書館について



- ➡図書館が近くにほしい。(小学生)
- ➡小説を中心として本を増やしてほしい。(小学生)
- ➡中央図書館みたいに個別と集団で勉強できるように各館を増やしてほしい。
中央図書館には集団で勉強するスペースが2ヶ所しかないので、もっと増やしてほしい。(高校生)

市内に「ほしい」シリーズ

- ➡児童館の飲食スペースが欲しい。(中学生)
- ➡通学路に交番が欲しい。(小学生)
- ➡おやつ売っているところ、駄菓子屋さん(小学生)
- ➡カラオケが欲しい。(小学生)
- ➡ゲームセンター(小学生)
- ➡こども食堂、映画館、ボーリング場、湖(中学生・高校生)
- ➡電車の特急を稲城駅に停めてほしい。(中学生・高校生)
- ➡芝生のある学童(小学生)
- ➡耐震シェルターが欲しい。(小学生)
- ➡音が響かないところ(小学生)
- ➡児童館より大きい遊べるところ(小学生)
- ➡動物園が欲しい。(小学生)



4 聴き取りから見たこと

●こどもの居場所について

『こんな場所があると良いな！～よく行く所や心地よいと感じる場所は？～』と、聞いたところ、「公園」40.1%、「児童館・学童クラブ」39.2%、「通学路」23.5%、など現在ある施設等を居場所と捉えている傾向にありました。

また、『何時から何時まで開いているといいかな？』の質問に対する回答の第1位は、午前9時から午後7時でした。開始及び終了時間にしぼりのない「24時間」との回答も多くありました。

●悩みの相談支援について

『どんな人に相談したい？』に対する回答の第1位は「学校の先生」48.6%、第2位は「学童・児童館の大人(職員)」25.0%、第3位は「スクールカウンセラー」23.5%でした。

また、相談方法は「会って相談したい」が51.9%を占め、「その日その場で相談できるとよい」が59.2%でした。

なお、『何時から何時まで相談できるといい？』の質問に対する回答の第1位は、普段及び長期休暇ともに午前7時から午後8時まででした。開始及び終了時間にしぼりのない「24時間」との回答も多くありました。

こどもの意見を直接聴いてみて、こどもは身近な場所を居場所と捉えていること、また、悩みの相談相手には身近な存在である教師やスクールカウンセラーなどを頼りにしていることが分かりました。

これらのことから、これまでの取り組みを継続し、こどもに安心して利用してもらえよう、引き続き環境や体制を整えていく必要があります。

5 聴き取りの記録

～こどもへの聴き取り職員心得～

- こどもが話しやすい環境づくり
 - こどもが緊張しないようラフな服装で
 - はじめにコミュニケーションをとって関係性をつくる
 - こどもが安心して話しやすい姿勢で
 - テーマやヒアリングのルールが書かれたカードを用意する
 - こどもの意見は否定しない
 - 意見は紙に書いて提示する

※書かれていないように見て更なる意見が出てくる
 - こどもへの安全配慮
 - 成長段階に応じた説明や分かりやすい平易な表現を
 - こどもの名前など個人情報記録しない
 - 時間は30～45分程度で聴き取りを
 - ヒアリングの目的、内容、所要時間、結果の取り扱い、回答は自由で不利益を被ることは無いことを説明
 - こどもが話したくないことは無理には聴かない
- ～聴き取り当日の流れ（こんな感じで）～
- 「こんにちは。」
 「市役所の〇〇です。今日はみんなのお話を少し聴かせてね」
 「協力してもらいましょうと言うお友達たちと集まって～」
 「協力してもらいましょう」と言うお友達は1グループにファシリテーター1人が対応する。
 ・この際、15人程度を1グループにファシリテーター1人が対応するので20人程度1グループにするなど工夫して行う
 ※学童クラブ1クラス40人定員のところが多いので20人程度1グループにするなど工夫して行う
 ・資料を見ながら、こどもたちに分かりやすい言葉で、親しみやすい雰囲気、笑顔で話しかける。
 ・話を聞きながら意見を紙に記入し、こどもたちに見えるようにする。
 ・記入の際は難しい漢字は使わない
 ・1グループ30～45分程度で聴き取りを終える。
 「みんな協力してくれて、ありがとう」
 「みんな協力してもらった内容は、後でまとめて児童館（学童など聞き取った場所）にはりだすから、よかったら見てね」
 「また、市役所が作っている『こども計画』というものにも載せるよ」
 ・時間と状況が許せば、次のグループを作り、話を聴く。

～工夫したこと～

聴き取った内容については、こども達に見えるよう、大きめの「聴き取り内容記入用紙」に職員が記入していきしました。こどもたちにとって、意見が文字になることで、意見が聴かれている実感が生まれ、書いた内容を見ながら伝えたいことがさらに出てくることを期待しました。

～こどもへの聴き取り職員心得～

「こども未来アクション 2024」を参考に、こどもが安心して話しやすいよう、職員心得を作成しました。

実際の聴き取りの際には、ファシリテーター1名、補助員1名程度で行い、聴き取り時間はこどもが飽きてしまわないよう30分以内を目指しましたが、実際には20分程度で飽きてしまうこどももあり、簡潔に問いかけ、意見を聴き取るよう努めました。

勉強をしたりおもちゃで遊んだりしながら参加してくれたこどももいました。

聴き取り内容記入用紙	
いつ	令和6年11月 日
どこで	
誰に	
参加者	小学生
参加人数	人
1 こどもの居場所について	
どこにあると良い？	
元気に遊べるとうらや	人
静かに遊べるとうらや	人
読書ができるとうらや	人
その他	
2 こどもの悩みについて	
家族や友達以外に相談するのなら、こんな感じのものがあったら安心できるし、良いのになあ・・・と思うことを教えてね。	
7月か：人 8月か：人 9月か：人 10月か：人 11月か：人 12月か：人 1月か：人 2月か：人 3月か：人 4月か：人 5月か：人 6月か：人	

～「(仮称)稲城市子ども計画」のために～
みんなの声を聴かせてね！

子ども福祉部児童青少年課
 令和6年10月

「(仮称)稲城市子ども計画」とは・・・

稲城市は、こどもたちが元気に健やかに育ってくれることを願って、いろいろなことに取り組んでいくことを定めたものだ。
 そして、「こどもがまんなかの社会」を実現するために、こどもの視点に立って、こども本人から意見を直接聞いて、こどもにとって一番良いことはどんなことを考えながら新しい計画をつくっています。

つぎに、「悩みの相談」について、こんながあると良いについて教えてね。

みなさんが、何かに悩んだ時、家族や友達以外に相談するのなら、こんな感じのものがあったら安心できるし、良いのになあ・・・と思うことを教えてね。

今日みんなに聴きたいのはこんなこと

- こどもの居場所について
- 悩みの相談について



まず、「こんな居場所があると良いな」ということについて教えてね。

みなさんには、稲城の中で自分が良く行くところ、心地よいと感じる場所がありますか？
 普段どのようなところに足を運んでいるのか、思い出しながら答えてね。

教えてほしいことは、ここまでです。
 今日、聴かせてもらった内容は、まとめて貼りだしてもら予定です。
 また、「(仮称)稲城市子ども計画」にも、みんなの意見を載せさせてもらおうね。
 名前などは載らないから安心してね。
 今日は色々教えてくれて、ありがとう！

こどもたちにこんなことを聴きました。

第4章 分野ごとの取り組み

1 施策の体系

基本理念	基本目標	施策
「笑顔あふれる「こどもまんなか」のまち 稲城」	1. ひとりひとりに応じた切れ目のない支援の推進	1-1 地域子育て支援・家庭環境支援
		1-2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
		1-3 ライフステージに応じた支援
		1-4 障害児施策の充実
		1-5 ひとり親家庭への支援
	2. こども・若者の権利と最善の利益を推進	2-1 こども・若者の意見表明と参画の推進
		2-2 児童虐待防止対策
		2-3 こどもの貧困対策の推進
	3. 子育てにやさしい環境の整備を推進	3-1 良好な居住環境の整備
		3-2 子育てにやさしい環境の整備
		3-3 安全・安心まちづくり
	4. 子育てに伴う喜びを実感できる地域づくりを推進	4-1 子育て中の人のワーク・ライフ・バランスの推進
		4-2 次代の親づくり
		4-3 こどもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備
		4-4 家庭や地域の教育力の向上

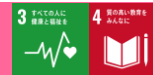
具体的な取り組み		主要事業		
1-1-1 幼児期の教育・保育施設の充実	1 認可保育所事業 2 認定こども園事業	3 幼稚園事業 4 家庭的保育事業	5 認証保育所事業 6 公立保育所事業	7 企業主導型保育事業
1-1-2 保育サービスの充実	1 延長保育事業 2 病児保育事業	3 休日保育事業 4 年末保育事業	5 障害児保育事業・医療的ケア児保育事業 6 特別支援教育・保育	7 教育・保育施設の指導監査 8 こども誰でも通園制度
1-1-3 預かり事業の充実	1 一時預かり事業	2 子どもショートステイ事業	3 ファミリー・サポート・センター事業	
1-1-4 地域子育て支援拠点等の充実	1 あそびの広場事業〈地域子育て支援拠点事業〉	2 子育てひろば事業		
1-1-5 子育て相談体制の充実・子育て情報の提供	1 保育所における育児相談事業 2 子どもと家庭の総合相談 3 地域子育て相談機関〈利用者支援事業 基本型〉	4 親の子育て力向上支援事業 5 利用者支援事業〈こども家庭センター型〉 6 発達支援センター事業	7 障害者相談支援事業 8 教育相談事業 9 スクールカウンセラー等活用事業	
1-1-6 子育てボランティア等への支援	1 子育て支援員の養成	2 子育てサポーター支援		
1-1-7 こどもの健全育成及び居場所づくり	1 児童館事業 2 「中・高生タイム」	3 中・高生の居場所 4 学童クラブ運営事業	5 放課後子ども教室事業	
1-2-1 児童手当等の支給	1 児童手当 2 児童扶養手当	3 児童育成手当〈育成〉〈障害〉 4 特別児童扶養手当	5 障害児福祉手当	
1-2-2 医療費助成の充実	1 乳幼児医療費助成 2 義務教育就学児医療費助成	3 高校生等医療費助成 4 ひとり親家庭等医療費助成	5 未熟児養育医療給付制度	
1-2-3 就園・就学の援助	1 幼児教育・保育の無償化 2 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助	3 認可外保育事業利用者利用料補助 4 実費徴収補足給付事業	5 就学援助制度 6 就学奨励制度	
1-3-1 妊娠前から産後までの支援の実施	1 母親学級・両親学級 2 妊婦健康診査	3 妊婦歯科健康診査 4 育児支援ヘルパー事業	5 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 6 産後ケア事業	7 特定不妊治療医療費助成
1-3-2 乳幼児の健康診査等の実施	1 乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導事業 2 乳幼児健康診査事業	3 乳幼児経過観察・発達健康診査 4 歯科健診事業	5 育児学級事業 6 予防接種事業	
1-3-3 学童期・思春期から青年期に向けた支援の充実	1 就労準備支援事業	2 薬物乱用防止教室事業		
1-3-4 全体を通じた支援の充実	1 小児医療の充実 2 健康増進事業	3 食育推進事業 4 心のケア	5 小児救急医療体制の確保	
1-4-1 日常生活支援の充実	1 障害者相談支援事業（再掲）			
1-4-2 障害児保育・教育の推進	1 障害児保育事業（再掲）	2 特別支援教育・保育（再掲）	3 臨床心理士等訪問指導事業	4 特別支援教育推進事業
1-5-1 ひとり親の自立支援	1 児童扶養手当（再掲） 2 児童育成手当〈育成〉（再掲） 3 ひとり親家庭等医療費助成（再掲）	4 ひとり親家庭カウンセリング相談事業 5 母子・父子家庭自立支援相談員による相談事業 6 母子・父子自立支援プログラム策定事業	7 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 8 ひとり親家庭自立支援給付金事業 9 高等職業訓練促進給付金事業	10 高等職業訓練促進資金貸付 11 母子及び父子福祉資金貸付事業 12 女性福祉資金貸付事業
2-1-1 こども・若者の意見を聴く機会の創出	1 子ども・子育て会議におけるこども・若者の登用 2 各種委員会・会議等におけるこども・若者の登用	3 こどもご意見箱 4 市立学校アドボカシー相談	5 こども主体の会議	
2-2-1 児童虐待防止対策の充実	1 要保護児童対策地域協議会 2 子どもと家庭の総合相談（再掲）	3 養育支援訪問事業 4 子育て世帯訪問支援事業	5 子どもショートステイ事業（再掲） 6 こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業	7 乳幼児健康診査事業（再掲）
2-3-1 経済的支援	1 母子及び父子福祉資金貸付事業（再掲） 2 女性福祉資金貸付事業（再掲）	3 生活保護法による各種扶助 4 住居確保給付金の支給	5 生活福祉資金の貸付 6 フードドライブ	
2-3-2 教育の支援	1 母子及び父子福祉資金貸付事業（再掲） 2 女性福祉資金貸付事業（再掲） 3 子どもの学習・生活支援事業「勉強会べあべあ」	4 教育扶助 5 生業扶助 6 進学・就職準備給付金	7 生活保護受給世帯に対する健全育成事業 8 受験生チャレンジ支援貸付事業 9 生活福祉資金貸付制度による教育支援資金貸付	10 就学援助費（再掲）
2-3-3 生活の支援	1 母子・父子家庭自立支援相談員による相談事業（再掲） 2 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（再掲）	3 ケースワーカーによる生活相談・援助 4 生活困窮者自立相談支援事業「福祉くらしの総合窓口」	5 被保護者自立促進事業	
2-3-4 保護者に対する就労の支援	1 母子・父子自立支援プログラム策定事業（再掲） 2 ひとり親家庭自立支援給付金事業（再掲）	3 高等職業訓練促進給付金事業（再掲） 4 高等職業訓練促進資金貸付（再掲）	5 就労支援員による就労支援 6 生業扶助・就労活動促進費等の支給	7 就労自立給付金の支給 8 就労準備支援事業
3-1-1 良好な住宅計画の指導/公共施設等の改善	1 地区計画の導入	2 公共施設のトイレ整備・バリアフリー化	3 シックハウス対策	
3-2-1 安全な道路環境の整備/公園等の整備	1 道路の整備	2 公園遊具等の安全確保	3 公園施設点検	
3-2-2 こどもの安全の確保	1 「こども110番の家」の設置 2 防犯に対する情報提供	3 防犯体制・警察との連携 4 市民の自主防犯活動（防犯ボランティア）	5 交通安全教育 6 情報モラル教室	
3-3-1 安全・安心まちづくりの推進	1 防犯灯増設補修			
4-1-1 仕事と子育ての両立の支援 （男女の働き方等の見直しを含める）	1 男女平等参画関係事業 2 就労支援事業	3 男女雇用機会均等法の周知 4 労働条件の向上に関する啓発活動	5 労働関係法令の普及・啓発	
4-2-1 乳幼児とのふれあいの推進	1 保育所等での職場体験			
4-3-1 確かな学力と生きぬく力の育成／特色ある学校教育の推進	1 学校設備の整備 2 学校体育施設開放 3 学校の経営力向上	4 スクールカウンセラー等の活用（再掲） 5 持続可能な社会の創り手を育む教育（ESD）の理念を生かした教育の推進 6 職場体験事業	7 読書活動の推進 8 地域教育懇談会 9 学校運営協議会	
4-4-1 家庭の教育力の向上	1 家庭教育や子育てに関する講座	2 生涯学習宅配便講座		
4-4-2 地域における学習・文化活動の推進	1 青少年育成地区委員会活動 2 ジュニアワーカーセミナー・青年ワーカーセミナー事業	3 稲城ふれあいの森管理運営 4 稲城市青少年芸術文化活動育成事業	5 子どもの本の会に対する支援事業 6 稲城市子ども読書活動推進	

2 施策の展開

基本目標1 ひとりひとりに応じた切れ目のない支援の推進

施策1-1 地域子育て支援・家庭環境支援

1-1-1 幼児期の教育・保育の充実



本市では、公立1園、私立17園の計18園の認可保育所、幼稚園型認定こども園3園、幼保連携型認定子ども園1園、幼稚園4園、家庭的保育事業者3人、認証保育所3園、企業主導型保育事業2園（令和7年3月時点）があり、保育サービスの充足に取り組んでいます。区画整理事業の進捗に合わせて南山東部地区・稲城上平尾地区・稲城小田良地区でのこどもの増加など、地域によりこどもの人数に偏りがあることや、低年齢児の保育へのニーズが高いことなどから、認可保育所の新設、保育所定員の弾力化や認定こども園の開設などにより、保育需要の増加に対応してきました。今後につきましても、子ども・子育て支援新制度に基づき、教育・保育の量の拡充及び質の向上を図ってまいります。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	認可保育所事業 (子育て支援課)	東京都の認可・認定を受けて保護者が就労、病気等で自宅において保育できないこどもを保護者に代わって保育します。	・公立保育所1園 ・私立保育所17園※	保育の実施状況により、弾力化による定員増や保育施設の整備等を検討
2	認定こども園事業 (子育て支援課)	東京都の認定を受けて、幼稚園や保育所などが教育と保育の両方の機能を提供するとともに、子育て支援事業を実施します。	・幼稚園型認定こども園3園 ・幼保連携型認定こども園1園	幼稚園等の既存施設の意向をうかがいつつ保育の実施状況により認定こども園への移行に対応
3	幼稚園事業 (子育て支援課)	幼稚園協会を通じ、研修費や特別支援教育に係る費用等に対する補助を行います。	幼稚園4園	既存施設の意向に沿い、新制度幼稚園（施設型給付園）への移行に対応

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
4	家庭的保育事業 (子育て支援課)	生後57日以上で3歳未満の乳幼児を対象に、家庭的保育事業者（保育ママ）の家庭で預かり、家庭的な保育を実施します。	家庭的保育事業者3人に事業を委託	保育の実施状況により事業数を調整
5	認証保育所事業 (子育て支援課)	東京都の認証基準に適合した認可外保育施設で、13時間保育等の多様なニーズに対応し保育事業を実施します。	市内で3園	都制度に沿って事業費を補助
6	公立保育所事業 (子育て支援課・第五保育園)	地域の子育て支援の強化を図るとともに、効率的・効果的な運営を目指します。また、保育サービスの質の確保・向上に努めます。	1園（第五保育園）	子育て家庭の悩みや不安の解消と効率的な運営による保育サービスの向上
7	企業主導型 保育事業 (子育て支援課)	企業が主体となり国の補助を受けて実施する認可外保育施設です。	市内で2園	国の認可を受けた施設の地域枠を活用

※分園は本園と合わせて1園としてカウント

整備目標

■ 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策（3区域）

本計画の保育に係る確保提供量から量の見込みを差し引いた数値は、国の定義に基づき算出する一般的な待機児童数とは算出の方法・考え方等が異なるため一致しません。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上のお子さんで、幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上のお子さんで、保育を必要とする場合	認可保育所・認定こども園・認証保育所等※
3号認定	満3歳未満のお子さんで、保育を必要とする場合	認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所等※

※認証保育所及び企業主導型保育事業（地域枠）は、新制度の対象施設ではありませんが、確保提供量に組み込んでいます。

●1号認定（満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合）

【市全域】

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	699	679	661	644	628
②確保提供量	1,343	1,343	1,343	1,343	1,343
特定教育・保育施設	423	423	423	423	423
確認を受けない幼稚園	920	920	920	920	920
①－①	644	664	682	699	715

特定教育・保育施設とは施設型給付を受けるために市町村から「確認」が行われた認定こども園や幼稚園、保育所のことです。

<現状と今後の予定>

令和6年度現在は私立幼稚園4園、認定こども園4園があり、今後も継続して実施します。現状及び今後の見込みは、確保提供量が量の見込みを上回っています。

●2号認定（満3歳以上で、保育を必要とする場合）

【市全域】

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,562	1,600	1,641	1,685	1,729
②確保提供量	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757
特定教育・保育施設	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721
認証保育所・企業主導型保育事業	36	36	36	36	36
②－①	195	157	116	72	28

<現状と今後の予定>

令和6年度現在は、第1地区で認可保育所10園、認定こども園4園、認証保育所3園、企業主導型保育事業1園、第2地区で認可保育所5園、企業主導型保育事業1園、第3地区で認可保育所3園により保育事業を実施しています。

今後の確保方策として、市全域においては確保提供量が量の見込みを上回っているものの、必要に応じて弾力化による定員増や保育施設の整備を検討します。

【第1地区（矢野口、東長沼、大丸、百村、押立）】

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,004	1,042	1,082	1,124	1,167
②確保提供量	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136
特定教育・保育施設	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
認証保育所・企業主導型 保育事業	36	36	36	36	36
②－①	132	94	54	12	-31

【第2地区（向陽台、長峰、若葉台）】

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	335	326	317	308	299
②確保提供量	387	387	387	387	387
特定教育・保育施設	387	387	387	387	387
認証保育所・企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
②－①	52	61	70	79	88

【第3地区（坂浜、平尾）】

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	223	232	242	253	263
②確保提供量	234	234	234	234	234
特定教育・保育施設	234	234	234	234	234
認証保育所・企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
②－①	11	2	-8	-19	-29

●3号認定（0歳児）（満3歳未満で、保育を必要とする場合）

【市全域】

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	194	196	200	204	207
②確保提供量	243	243	243	243	243
特定教育・保育施設	223	223	223	223	223
地域型保育事業（家庭的保育事業）	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	20	20	20	20	20
②－①	49	47	43	39	36

家庭的保育事業の確保提供量は令和6年度の実績に基づき1、2歳の提供量に計上しています。

（実際の運用上は、0～2歳児クラスに弾力的に定員を設けています。）

<現状と今後の予定>

令和6年度現在は、第1地区で認可保育所10園、認定こども園4園、認証保育所3園、家庭的保育事業2人、企業主導型保育事業1園、第2地区で認可保育所5園、家庭的保育事業1人、企業主導型保育事業1園、第3地区で認可保育所3園により保育事業を実施しており、今後も継続して実施します。なお、令和8年度から家庭的保育事業の1人減を予定しています。

【第1地区（矢野口、東長沼、大丸、百村、押立）】

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	130	133	137	141	145
②確保提供量	157	157	157	157	157
特定教育・保育施設	138	138	138	138	138
地域型保育事業（家庭的保育事業）	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	19	19	19	19	19
②－①	27	24	20	16	12

【第2地区（向陽台、長峰、若葉台）】

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	33	33	33	33	33
②確保提供量	53	53	53	53	53
特定教育・保育施設	52	52	52	52	52
地域型保育事業（家庭的保育事業）	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	1	1	1	1	1
②－①	20	20	20	20	20

【第3地区（坂浜、平尾）】

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	31	30	30	30	29
②確保提供量	33	33	33	33	33
特定教育・保育施設	33	33	33	33	33
地域型保育事業（家庭的保育事業）	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
②－①	2	3	3	3	4

●3号認定（1歳児）（満3歳未満で、保育を必要とする場合）

【市全域】

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	500	514	528	542	557
②確保提供量	461	458	458	458	458
特定教育・保育施設	411	411	411	411	411
地域型保育事業（家庭的保育事業）	13	10	10	10	10
認証保育所・企業主導型保育事業	37	37	37	37	37
②－①	-39	-56	-70	-84	-99

第4章 分野ごとの取り組み

<現状と今後の予定>

令和6年度現在は、第1地区で認可保育所10園、認定こども園4園、認証保育所3園、家庭的保育事業2人、企業主導型保育事業1園、第2地区で認可保育所5園、家庭的保育事業1人、企業主導型保育事業1園、第3地区で認可保育所3園により保育事業を実施しています。今後の確保方策として、待機児童の状況により、必要に応じて弾力化による定員増や保育施設の整備を検討します。なお、令和8年度から家庭的保育事業の1人減を予定しています。

【第1地区（矢野口、東長沼、大丸、百村、押立）】

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	298	306	314	322	330
②確保提供量	283	283	283	283	283
特定教育・保育施設	242	242	242	242	242
地域型保育事業（家庭的保育事業）	10	10	10	10	10
認証保育所・企業主導型保育事業	31	31	31	31	31
②－①	-15	-23	-31	-39	-47

【第2地区（向陽台、長峰、若葉台）】

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	117	118	119	120	121
②確保提供量	110	107	107	107	107
特定教育・保育施設	101	101	101	101	101
地域型保育事業（家庭的保育事業）	3	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	6	6	6	6	6
②－①	-7	-11	-12	-13	-14

【第3地区（坂浜、平尾）】

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	85	90	95	100	106
②確保提供量	68	68	68	68	68
特定教育・保育施設	68	68	68	68	68
地域型保育事業（家庭的保育事業）	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
②－①	-17	-22	-27	-32	-38

●3号認定（2歳児）（満3歳未満で、保育を必要とする場合）

【市全域】

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	452	453	454	454	456
②確保提供量	486	486	486	486	486
特定教育・保育施設	449	449	449	449	449
地域型保育事業（家庭的保育事業）	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	37	37	37	37	37
②－①	34	33	32	32	30

※家庭的保育事業の確保提供量は令和6年度の実績に基づき1歳の提供量に計上しています。

（実際の運用上は、0～2歳児クラスに弾力的に定員を設けています。）

<現状と今後の予定>

令和6年度現在は、第1地区で認可保育所10園、認定こども園4園、認証保育所3園、家庭的保育事業2人、企業主導型保育事業1園、第2地区で認可保育所5園、家庭的保育事業1人、企業主導型保育事業1園、第3地区で認可保育所3園により保育事業を実施しており、今後も継続して実施します。なお、令和8年度から家庭的保育事業の1人減を予定しています。

第4章 分野ごとの取り組み

【第1地区（矢野口、東長沼、大丸、百村、押立）】

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	252	249	246	243	241
②確保提供量	289	289	289	289	289
特定教育・保育施設	257	257	257	257	257
地域型保育事業（家庭的保育事業）	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	32	32	32	32	32
②－①	37	40	43	46	48

【第2地区（向陽台、長峰、若葉台）】

単位：人

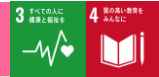
項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	119	120	121	122	123
②確保提供量	124	124	124	124	124
特定教育・保育施設	119	119	119	119	119
地域型保育事業（家庭的保育事業）	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	5	5	5	5	5
②－①	5	4	3	2	1

【第3地区（坂浜、平尾）】

単位：人

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	81	84	87	89	92
②確保提供量	73	73	73	73	73
特定教育・保育施設	73	73	73	73	73
地域型保育事業（家庭的保育事業）	0	0	0	0	0
認証保育所・企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
②－①	-8	-11	-14	-16	-19

1-1-2 保育サービスの充実



① 延長保育事業

本市では、認可保育所の標準保育時間は午前7時から午後6時までとなっていますが、就労状況の多様化などから、延長保育のニーズは高まっています。

現在、全園で満1歳以上の乳幼児を対象に最低1時間の延長保育を実施しており、今後も事業を継続していきます。

② 病児保育事業

本市では、病後児保育室コロボックルと病児・病後児保育室ばんびの2施設で実施しています。

ニーズ調査では、就学前児童の保護者約78%、小学校児童の保護者の約72%が、小児科に併設した病児・病後児保育施設などを利用したいと回答しており、今後も事業を継続していきます。

③ 休日保育事業

保護者が休日に就労等の理由により、保育の必要なこどもを家庭で保育できない場合に、認可保育所1園で日曜・祝日の預かりを実施しています。

ニーズ調査においては、日曜・祝日の休日保育の希望は約21%の人が利用してみたいとしており、ニーズに合った休日保育の充実に努めます。

④ 年末保育事業

年末に就労等で保育ができない家庭に対して、引き続き年末保育サービスを推進します。

⑤ 障害児保育事業・医療的ケア児保育事業 ⑥ 特別支援教育・保育

障害児保育（特別支援教育）は、心身に障害を持つこどもや特別な支援が必要なこどもの保護者が、就労又は疾病等の理由により保育ができない場合又は教育を受けさせたい場合に、当該児童の教育・保育を実施するものであり、市内認可保育所・認定こども園全園で障害等の程度が中・軽度で集団保育が可能なこどもについて受け入れています。

集団保育の中でこどもの成長を把握することにより、障害等の早期発見に努め、卒園後も障害児等に対する継続した支援ができるよう関係機関との連携を図ります。

⑦ 教育・保育施設の指導監査

子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、市が定めた基準に従い適正で良質な教育・保育が提供されるよう、指導監査を行います。

⑧ こども誰でも通園制度

子ども・子育て支援法に基づき、令和8（2026）年度から、全ての自治体においてこども誰でも通園制度の実施が予定されています。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	延長保育事業 (子育て支援課)	認可保育所で11時間開所（午前7時～午後6時）後において、保護者の勤務時間等を考慮し、延長保育を実施します。	・認可保育所全園（18園）で1時間延長保育を実施 ・うち私立保育所（5園）で2時間延長保育を実施	事業の継続
2	病児保育事業 (子育て支援課)	こどもが病氣中や病氣の回復期にあり、保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に、病児・病後児保育室で保育を実施します。	・委託により、病児・病後児保育室を1か所、病後児保育室を1か所運営 ・病児・病後児保育室においては、稲城市立病院小児科医師による巡回を実施	事業の継続
3	休日保育事業 (子育て支援課)	保護者が休日に就労等の理由により、家庭で保育ができない場合に、休日保育を実施します。	認可保育所1園で休日保育を実施	事業の継続
4	年末保育事業 (子育て支援課)	年末に保護者の就労等の理由により、家庭で保育ができない場合に、市内の認可保育所で年末保育を実施します。	認可保育所1園で実施	事業の継続
5	障害児保育事業・ 医療的ケア児保育事業 (子育て支援課)	障害の程度がおおむね中・軽度で集団保育が可能なこどもについて、保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合に、障害児保育を実施します。 集団保育が可能な医療的ケア児について、保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合に、保育を実施します。	・認可保育所全園（18園） ・認定こども園（1園）	事業の継続
6	特別支援教育・ 保育 (子育て支援課)	認証保育所の障害児保育、認定こども園・幼稚園の特別支援教育の補助を実施します。	・認証保育所全園（3園） ・認定こども園全園（4園） ・幼稚園全園（4園）	事業の継続

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
7	教育・保育施設の 指導監査 (子育て支援課・ おやこ包括支援 センター課)	子ども・子育て支援法及 び児童福祉法に基づき教 育・保育施設の指導監査を 実施します。	・認可保育所、認定こども 園、家庭的保育事業 ・認証保育所・幼稚園、一 時預かり事業、ファミリ ー・サポート・センター 事業、病児保育事業、そ の他認可外保育事業	事業の継続
8	こども誰でも通園 制度 (子育て支援課)	子ども・子育て支援法に 基づき、保育所等に通っ ていない満3歳未満のこ どもを、保護者の就労要件を 問わず預かります。	未実施	令和8年度から実施予定

整備目標

■ 延長保育事業（3区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：登録者数／年

区域	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	376	345	332	320	310	300
	②確保提供量		345	332	320	310	300
	②-①		0	0	0	0	0
第1地区	①量の見込み		201	194	188	182	176
	②確保提供量		201	194	188	182	176
	②-①		0	0	0	0	0
第2地区	①量の見込み		85	78	71	65	60
	②確保提供量		85	78	71	65	60
	②-①		0	0	0	0	0
第3地区	①量の見込み		59	60	61	63	64
	②確保提供量		59	60	61	63	64
	②-①		0	0	0	0	0

<現状と今後の予定>

現在は、認可保育所、幼保連携型認定こども園全園で実施しており、今後も継続して実施します。また、各認可保育所では、定員がなく、在園者が希望すれば対応が可能であるため、確保提供量は量の見込みと同数としています。

■ 病児・病後児保育事業（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：延べ利用者数／年

区域	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	598	554	538	524	510	498
	②確保提供量		1,552	1,552	1,552	1,552	1,552
	②-①		998	1,014	1,028	1,042	1,054

<現状と今後の予定>

現在、市内2か所で実施しています。季節的な病気の流行等により受け入れができないこともあります。今後も継続して実施します。

1-1-3 預かり事業の充実



① 一時預かり事業

就学前児童の保護者のニーズ調査結果では、一時預かりを利用したいと答えた方は約43%となっており、利用目的としては「私用、リフレッシュ目的」が最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、通院」となっています。気軽に一時預かりを利用できるよう今後も継続して実施します。

また、幼稚園等における、一時預かり事業（預かり保育、幼稚園型一時預かり事業）を今後も継続して実施します。

② 子どもショートステイ事業

保護者が出産や病気などで一時的に家庭での養育が困難な時に、日帰りで市が委託する児童養護施設等で宿泊を伴う又は、短期間児童を預かる事業です。

③ ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、相互に援助活動を行うものです。本市では、ファミサポマイスター事業による活動費の助成や多胎児出生の家庭等に利用料補助を行うなど事業を推進する取り組みも実施しています。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	一時預かり事業 (子育て支援課)	保護者が就労、通院、リフレッシュ等で一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所にて保育サービスを実施します。また、幼稚園・認定こども園において主に在園児を対象とした預かり事業（預かり保育、幼稚園型一時預かり事業）を実施します。	・集団保育が可能な1歳から就学前のこどもを対象に市内認可保育所10園で実施 ・市内幼稚園・認定こども園で預かり保育を実施（全8園）	事業の継続
2	子どもショートステイ事業 (子ども家庭支援センター課)	1歳6か月から小学校6年生までのこどもを対象に保護者が出産や病気などで一時的に家庭での養育が困難な時に、市が委託する児童養護施設等において宿泊を伴いながら又は日帰りで短期間児童を預かります。	令和5年度利用実績： (宿泊)19件26泊45日 (日帰り)19件19日	事業の継続
3	ファミリー・サポート・センター事業 (おやこ包括支援センター課)	子育ての援助を受けた方（利用会員）と、子育ての援助を行いたい方（活動会員）が会員となり、子育てを支援する助け合いの活動です。	保育所・幼稚園・学童クラブ等へ子どもの送迎、登園前・登園後の預かり等を実施	事業の継続

整備目標

■ 一時預かり事業＜幼稚園等における一時預かり事業＞（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：延べ利用者数／年

区域	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	23,499	21,777	21,158	20,588	20,059	19,575
	②確保提供量		21,777	21,158	20,588	20,059	19,575
	②-①		0	0	0	0	0

<現状と今後の予定>

現在、市内私立幼稚園及び認定こども園全園において、預かり保育を実施しています。確保提供量を満たしており、今後も継続して実施します。

■ 一時預かり事業＜保育所における一時預かり事業＞（3区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：延べ利用者数／年

区域	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	4,317	6,527	6,286	6,065	5,862	5,676
	②確保提供量		18,750	18,750	18,750	18,750	18,750
	②-①		12,223	12,464	12,685	12,888	13,074
第1地区	①量の見込み		3,249	3,140	3,036	2,936	2,839
	②確保提供量		11,858	11,858	11,858	11,858	11,858
	②-①		8,609	8,718	8,822	8,922	9,019

第4章 分野ごとの取り組み

区域	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2地区	①量の見込み		1,936	1,775	1,627	1,492	1,369
	②確保提供量		4,840	4,840	4,840	4,840	4,840
	②-①		2,904	3,065	3,213	3,348	3,471
第3地区	①量の見込み		1,342	1,371	1,402	1,434	1,468
	②確保提供量		2,052	2,052	2,052	2,052	2,052
	②-①		710	681	650	618	584

<現状と今後の予定>

令和6年度現在、第1地区6園、第2地区2園、第3地区2園で実施しており、今後も継続して実施します。

■ 子どもショートステイ事業<子育て短期支援事業>（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：延べ利用者数／年

区域	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	64	81	81	81	81	81
	②確保提供量		114	114	114	114	114
	②-①		33	33	33	33	33

<現状と今後の予定>

現在は、1歳6か月から小学校6年生までの児童を対象に、1か所の施設で実施しています。

■ ファミリー・サポート・センター事業＜子育て援助活動支援事業＞（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：延べ利用者数／年

区域	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	2,665	2,317	2,317	2,317	2,317	2,317
	②確保提供量		2,317	2,317	2,317	2,317	2,317
	②-①		0	0	0	0	0

＜現状と今後の予定＞

現在、1か所で実施しており、今後も確保提供量を維持します。

1-1-4 地域子育て支援拠点等の充実



あそびの広場は、地域子育て支援拠点事業として、妊婦や子育て中の親子が交流する場、地域の子育て関連情報を提供する場、子育て等に関する相談ができる場として大きな役割を果たしています。各地域の私立保育所の専用スペースでは「子育てひろば事業」として、相談や交流事業を実施します。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	あそびの広場事業 〈地域子育て支援 拠点事業〉 (おやこ包括支援 センター課)	妊婦や子育て中の親子が相互に交流を行い、子育てなどに関する相談や講座、地域の子育て関連の情報提供を実施します。	地域子育て支援拠点事業である「あそびの広場」をあそびの広場向陽台、市内児童館等で実施	事業の継続
2	子育てひろば事業 (子育て支援課)	保育所等を利用し、地域の子育て家庭に対する総合的な子育て支援施策を推進することにより、子育て家庭の育児を支援します。	私立保育所等で実施	事業の継続

整備目標

■ 子育てひろば事業＜地域子育て支援拠点事業＞（3区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：0～2歳利用者人数/人

区域	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	4,314	3,711	3,465	3,249	3,055	2,880
	②確保提供量		3,711	3,465	3,249	3,055	2,880
	②-①		0	0	0	0	0
第1地区	①量の見込み	1,747	1,226	1,175	1,128	1,083	1,041
	②確保提供量	1,747	1,226	1,175	1,128	1,083	1,041
	②-①		0	0	0	0	0
第2地区	①量の見込み	2,288	2,171	1,961	1,778	1,614	1,465
	②確保提供量	2,288	2,171	1,961	1,778	1,614	1,465
	②-①		0	0	0	0	0
第3地区	①量の見込み	279	314	329	343	358	374
	②確保提供量	279	314	329	343	358	374
	②-①		0	0	0	0	0

<現状と今後の予定>

地域子育て支援拠点事業は、あそびの広場向陽台と児童館等での出張あそびの広場で実施しており、今後も継続し、確保提供量を維持します。

1-1-5 子育て相談体制の充実・ 子育て情報の提供



子育てに関する相談や情報提供については、子育てに関する相談を行っている各相談窓口がその方の状況に合わせて、必要な情報や支援を提供していきます。

また、ヤングケアラーをはじめとする、困難な状況にあるこどもたちへは、関わる支援者等が分野を超えて、世帯全体の生活課題に着目した支援を行えるよう、多様なニーズに応じた、きめ細やかな支援体制を推進します。

障害者相談支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）に基づき障害児（者）の相談支援の拠点として、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）などを実施します。

こどもの教育についての様々な問題や悩みについては、教育相談室では、こどもや保護者とのカウンセリングによる相談を随時受け付けて、教育、心理専門家等による教育相談を行います。また、各学校にスクールカウンセラーを配置し、こどもや保護者が気軽に相談できる体制を整えています。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	保育所における 育児相談事業 (子育て支援課)	地域の未就学児と保護者等を対象に、保育所で保育士、看護師、栄養士等による専門的な子育てについての相談事業を実施します。	認可保育所で実施（私立保育所は子育てひろば実施施設）	事業の継続
2	子どもと家庭の 総合相談 (子ども家庭支援 センター課)	18歳未満のこどもや子育て家庭が抱える課題に関して、専門相談員による総合的な相談を実施します。	子ども家庭支援センターで実施 ・来所相談 ・電話相談 ・メール相談	事業の継続
3	地域子育て 相談機関 〈利用者支援事業 基本型〉 (おやこ包括支援 センター課)	身近な場所での相談や、地域の子育て支援情報の提供・助言などを行い、育児不安や悩みの軽減を図ります。	あそびの広場向陽台を中心に子育てに関する相談を実施	事業の充実
4	親の子育て力 向上支援事業 (おやこ包括支援 センター課)	親同士が自分の力を出し合い、相互に学びあうグループ支援を実施することにより、こどもへの関わり方を学び育児不安の軽減を図ります。	ペアレント・トレーニング講座を実施	事業の継続
5	利用者支援事業 〈こども家庭 センター型〉 (子ども家庭支援 センター課・ おやこ包括支援 センター課)	妊娠時から出産・育児等の相談や、必要に応じて母子保健機能と児童福祉機能が連携して、各家庭の状況に合わせて寄り添いながら支援を行います。	妊娠期から子育て期に渡り、相談や支援を実施	事業の継続

主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
⑥発達支援 センター事業 (障害福祉課)	乳幼児期から就学期を経て、就労等といった地域での生活のライフステージに対応する、切れ目のない支援の充実を目指します。	稲城市障害者プラン
⑦障害者相談 支援事業 (障害福祉課)	稲城市障害福祉プランに基づき、障害児(者)の相談支援の拠点として、福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)・社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)などを実施します。	稲城市障害者プラン
⑧教育相談事業 (指導課)	教育相談室における児童・生徒や保護者、教員を対象とした子どもの不安や悩みに関する相談を受付けます。	稲城市教育振興基本計画
⑨スクール カウンセラー等 活用事業 (指導課)	稲城市教育振興基本計画に基づき、小・中学校全校へスクールカウンセラーを週1回配置し、児童・生徒、教員及び保護者の相談に対応します。 また、スクールソーシャルワーカーの配置により支援が必要となる生徒及び保護者の環境に対する働きかけを行います。	稲城市教育振興基本計画

■ 地域子育て相談機関(利用者支援事業(基本型)・1区域)

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：実施箇所数/箇所

区域	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	—	3	4	4	4	4
	②確保提供量		3	4	4	4	4
	②-①		0	0	0	0	0

<現状と今後の予定>

現在あそびの広場向陽台を中心に子育てに関する相談を実施しており、今後、稲城市介護保険事業計画の日常生活圏域に合わせ地域子育て相談機関を設置していきます。

■ 利用者支援事業（こども家庭センター型・1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：実施箇所数/箇所

区域	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	—	1	1	1	1	1
	②確保提供量		1	1	1	1	1
	②-①		0	0	0	0	0

<現状と今後の予定>

令和6年度から稲城市こども家庭センターとして、母子保健部門と児童福祉部門が連携して相談支援を行っており、今後も継続し、確保提供量を維持します。

1-1-6 子育てボランティア等への支援



① 子育て支援員の養成

国において、学童クラブ補助員、家庭的保育事業者、ファミリー・サポート・センター提供会員等の子育て支援の担い手となる人材の確保を目指して、全国共通の研修制度が創設されました。

本市では、東京都において実施している本研修の募集要領の配布等について協力を行っています。

② 子育てサポーターの支援

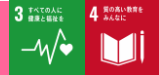
育児に不安や悩みを持っている保護者の相談に耳を傾けたり、育児中の保護者の息抜きの場となるような気軽に参加できる居場所の提供を行う子育てサポーターの養成を行います。子育てサポーター養成講座を修了した人は、子育てサポーターとして登録し、活動していきます。

今後さらに活動を充実していくため、子育てサポーターが自主的に活動できるように活動支援に取り組みます。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	子育て支援員の 養成 (子育て支援課)	地域において子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方に対し、研修制度を活用し子育て支援員の養成を図ります。	東京都子育て支援員研修の市ホームページへの掲載、募集要項の配布	事業の継続
2	子育てサポーター 支援 (おやこ包括支援センター課)	子育てに関する知識や情報を身に付け、子育て支援ができる人材を養成します。	養成講座及びスキルアップ講座を実施	事業の継続

1-1-7 こどもの健全育成及び居場所づくり



① こどもの居場所づくり

こどもが安全に安心して過ごせる居場所として、市内には5か所の児童館とiプラザの児童青少年エリアが設置されています。児童館等では、18歳未満のこどもを対象に、児童の健全育成と情操を豊かにする事業を推進するため、創作事業をはじめ各種事業を実施していきます。

また、利用者ニーズに対応するため、児童館の民営化を推進しました。中・高校生の居場所づくりを実施している団体への支援や中・高校生タイムの実施など、居場所の充実を図っています。

② 学童クラブ・放課後子ども教室

『こどもの意見の聴き取り』では、「良く行くところや心地よいと感じる場所は？」に対する回答の第2位が「児童館・学童クラブ」39.2%でした。また、悩みについて「どんな人に相談したい？」に対する回答の第2位が「学童・児童館の大人（職員）」25.0%であり、こどもにとって、心地よく感じ信頼できる大人（職員）がいる場所と捉えている傾向にありました。

学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、こどもが遊び等を通じて健やかに成長するための、放課後における児童の健全育成事業です。新・放課後子ども総合プランに基づき、事業を実施するとともに、放課後子ども教室との連携を強化し、児童の安全・安心な居場所の確保に努めていきます。

また、開所時間の延長等、多様な利用者ニーズに対応するため、令和7年度までに現在ある公設の学童クラブの民営化を推進し、令和9年度に新たに開設予定の（仮称）第三小学校学童クラブについても、民営化を推進します。

放課後子ども教室は、実施校に通う小学生を対象に、小学校の余裕教室などを活用してこどもに安全・安心な居場所を提供するもので、平成27年度から全小学校で実施しています。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	児童館事業 (児童青少年課)	こどもに自由な遊び場を提供し、心身の健全育成・情操を豊かにすることを目的とした事業を行います。	市内5児童館で実施 ・公設民営 4館 ・民設民営 1館	事業の継続
2	「中・高生タイム」 (児童青少年課)	中・高校生のために児童館を開放し、中・高校生の居場所として実施します。	第三文化センター児童館、第四文化センター児童館、城山文化センター児童館、本郷児童館で実施 iプラザの児童青少年エリア設置	事業の継続
3	中・高生の居場所 (児童青少年課)	中・高校生が気軽に訪問できる居場所事業を実施している団体の活動を支援します。	城山文化センター等において活動している団体に支援を実施	事業の継続
4	学童クラブ運営事業 (児童青少年課)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	1小学校あたり1学童クラブ16か所で実施 ・公設公営 2施設 ・公設民営 11施設 ・民設民営 3施設	・公営の2施設の民営化に取り組む。 ・特別な配慮を必要とする児童を受け入れるため、必要に応じて職員を配置する。 ・職員に研修を実施し、資質向上を図る。また、放課後児童支援員の資格取得を推進する。 ・利用者等へ育成内容の周知に努める。
5	放課後子ども教室事業 (生涯学習課)	各小学校に通学する児童を対象に、放課後の安全・安心な居場所を提供するとともに、こどもの自主的な遊びや学習活動、地域住民との交流の場を提供します。	市内12小学校に通う児童を対象に実施	事業の継続

整備目標

■ 学童クラブ＜放課後児童健全育成事業＞（3区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：利用者数／人

区域	項目	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み (高学年)	1,016	955	943	958	885	841
		47	78	77	68	57	54
	②確保提供量	2,535	3,049	3,065	3,111	3,037	2,983
	学童クラブ	1,072	1,072	1,072	1,152	1,152	1,152
	放課後子ども教室	1,519	2,033	2,049	2,015	1,941	1,887
	②-①		2,094	2,122	2,153	2,152	2,142
第1地区	①量の見込み (高学年)		589	581	643	604	583
			39	34	32	27	25
	②確保提供量		1,752	1,775	1,869	1,835	1,827
	学童クラブ		594	594	674	674	674
	放課後子ども教室		1,166	1,189	1,203	1,169	1,161
	②-①		1,163	1,194	1,226	1,231	1,244
第2地区	①量の見込み (高学年)		216	212	184	149	130
			29	31	27	21	20
	②確保提供量		766	740	687	646	607
	学童クラブ		318	318	318	318	318
	放課後子ども教室		491	465	412	371	332
	②-①		550	528	503	497	477
第3地区	①量の見込み (高学年)		150	150	131	132	128
			10	12	9	9	9
	②確保提供量		531	550	555	556	549
	学童クラブ		160	160	160	160	160
	放課後子ども教室		376	395	400	401	394
	②-①		381	400	424	424	421

- ・（ ）は上記数のうち高学年の人数です。
- ・学童クラブの他に、放課後の居場所を提供する事業として、放課後子ども教室を実施しているため、確保提供量として令和6年4月時点の放課後子ども教室の実績を掲載しています。

<現状と今後の予定>

令和6年度現在、学童クラブは第1地区9か所、第2地区4か所、第3地区3か所で実施しています。

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう放課後子ども教室と連携し、提供量を確保します。

基本目標1 ひとりひとりに応じた切れ目のない支援の推進

施策1-2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

1-2-1 児童手当等の支給



次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけが明確化し、かつ、拡充された児童手当のほか、多様な家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するため、児童扶養手当や特別児童扶養手当の支給を行うことにより、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが幸せな状態で成長できるよう支援を行います。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	児童手当 (子育て支援課)	児童手当法に基づき手当を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	18歳以下の児童を養育する者に法令に定める額の手当を支給	事業の継続
2	児童扶養手当 (子育て支援課)	児童扶養手当法に基づき手当を支給し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。	18歳以下の児童を養育する者に児童扶養手当を支給	事業の継続
3	児童育成手当 (育成) (障害) (子育て支援課)	稲城市児童育成手当条例に基づき手当を支給し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。	18歳以下の児童を養育する者又は20歳未満の障害児に児童育成手当を支給	事業の継続
4	特別児童扶養手当 (子育て支援課)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当を支給し、障害児のいる家庭の経済的負担の軽減を図ります。	精神及び身体に一定の障害を有する20歳未満児童を養育する者に、法令に定める額の手当を支給	事業の継続

主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
⑤障害児福祉手当 (障害福祉課)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき手当を支給し、障害児のいる家庭の経済的負担の軽減を図ります。	稲城市障害者プラン

1-2-2 医療費助成の充実



出生から高校生卒業年齢まで「すべてのこども」が切れ目のない医療サービスが受けられるようこどもの医療費の助成を行います。

また、ひとり親家庭の子育てを支えるためにひとり親家庭等医療費助成制度を実施し、こどもだけでなく親自身の適切な医療サービスを受けられるよう充実に図ります。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	乳幼児医療費 助成 (子育て支援課)	稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例に基づき医療費を助成します。	出生から小学校就学前の乳幼児の健康保険が適用される医療費のうち、自己負担分を助成	事業の継続
2	義務教育就学児 医療費助成 (子育て支援課)	稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例に基づき医療費を助成します。	小学校1年生から中学校3年生までの児童の健康保険が適用される医療費のうち、通院1回につき200円の自己負担を除く、自己負担分を助成	事業の継続
3	高校生等医療費 助成 (子育て支援課)	稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例に基づき医療費を助成します。	高校生年代の児童の健康保険が適用される医療費のうち、通院1回につき200円の自己負担を除く、自己負担分を助成	事業の継続
4	ひとり親家庭等 医療費助成 (子育て支援課)	稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づき医療費を助成します。	ひとり親家庭等の父母又は養育者及び児童の健康保険が適用される医療費のうち、非課税世帯については自己負担分を、課税世帯については高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金相当額を差し引いた自己負担分を助成	事業の継続
5	未熟児養育医療 給付制度 (子育て支援課)	母子保健法に基づき未熟児の医療費及び食事代を助成します。	医師が入院養育を必要と認めた未熟児にかかる医療費及び食事代の助成を実施	事業の継続

1-2-3 就園・就学の援助



保育所や幼稚園、児童発達支援等を利用する保護者の経済的負担の軽減を国の幼児教育・保育、就学前障害児の児童発達支援等の無償化制度に沿って実施します。また、国公立の小中学校に在籍する児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、世帯の収入に応じて就学援助費、就学奨励費を支給します。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	幼児教育・保育の 無償化 (子育て支援課) (障害福祉課)	幼児教育・保育に係る保護者の負担を軽減するため、国の制度に沿って、幼児教育・保育の無償化を実施します。	・3～5歳児及び0～2歳児非課税世帯の認可保育所、認定こども園、新制度幼稚園の満3歳児～5歳児、家庭的保育事業等の保育料無償化 ・新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等の利用者へ子育てのための施設等利用費を給付 ・児童発達支援等について満3歳になってから初めての4月1日から3年間の利用料無償化を実施	事業の継続
2	私立幼稚園等園児 保護者負担軽減補助 (子育て支援課)	私立幼稚園に通園しているこどもの保護者に対して、所得に応じて保育料等の一部を補助します。	東京都の定める補助金額に加え、入園準備金を上乘せして交付	事業の継続
3	認可外保育事業 利用者利用料補助 (子育て支援課)	東京都認証保育所、企業主導型保育事業利用者の利用料の一部を補助します。	東京都認証保育所及び企業主導型保育事業利用者の利用料の一部に対し補助金を交付	事業の継続
4	実費徴収補足 給付事業 (子育て支援課)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	制度の対象とする費用について必要性を含め検討	必要性を含め検討

主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
⑤就学援助制度 (学務課)	国公立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を援助します。	—
⑥就学奨励制度 (学務課)	特別支援学級に在籍する児童生徒又は、通常学級に在籍し一定の障害のある児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を援助します。	—

基本目標1 ひとりひとりに応じた切れ目のない支援の推進

施策1-3 ライフステージに応じた支援

1-3-1 妊娠前から産後までの支援の実施



働きながら妊娠期を過ごす女性が多くなった昨今は、健やかな赤ちゃんの誕生に向けて健康に配慮した生活スタイルを送り、心身ともに安定した状態で出産に臨めるようにすることが重要です。

おやこ包括支援センターでは、妊婦面接やあかちゃん訪問など伴走型の相談支援を身近な場所で実施することにより、全ての子育て家庭が妊娠期から保健師等の専門職とつながることのできる環境を構築していきます。また、母親学級・両親学級や妊婦健康診査、産後ケア事業などを通じて、妊娠前から子育て期までに渡る切れ目のない包括的な支援を行います。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	母親学級・両親学級 (おやこ包括支援 センター課)	妊娠、出産、育児について の知識を習得し、妊娠中 から夫婦ともに親となる心 構えや、協力し合うことの 大切さを伝え、市の子育て 支援サービスの情報提供を 行います。	・母親学級：妊娠、出 産、育児等に関する知 識の啓発 ・両親学級：妊婦体験や 沐浴体験などを実施	事業の継続
2	妊婦健康診査 (おやこ包括支援 センター課)	妊婦や胎児の健康を管理 し、安全で安心して出産へ 臨めるよう妊婦健康診査の 受診について、費用の一部 を助成します。	妊娠された方に受診票を 配布し、妊婦健康診査を医 療機関・助産院で実施	事業の継続
3	妊婦歯科健康診査 (おやこ包括支援 センター課)	歯科疾患が増加しやすい 妊婦の歯科健康診査を実施 します。	妊娠中の方を対象とした 歯科健康診査を保健セン ターで実施	事業の継続
4	育児支援 ヘルパー事業 (おやこ包括支援 センター課)	妊婦又は3歳未満の児童 を養育している方に、育児 支援ヘルパーを派遣し、家 庭での家事や育児を支援し ます。	ヘルパー事業所による ヘルパー派遣	事業の継続
5	妊婦のための支援 給付・妊婦等包括 相談支援事業 (おやこ包括支援 センター課)	「妊婦のための支援給 付」による経済的支援と、 「妊婦等包括相談支援事 業」による伴走型の相談支 援を一体的に実施し、必要 な情報提供・助言をする とともに、関係機関との連絡 調整などを行います。	令和7年度開始 妊婦面接やあかちゃん訪 問、アンケート等により保 健師が相談等を実施	事業の継続
6	産後ケア事業 (おやこ包括支援 センター課)	産婦の心身の安定及び育 児不安の軽減を図るため、 出産後の母子に対して心身 のケアや育児のサポートな どを行います。	産婦等と4か月未満の乳 児を対象に、2施設で産後 ケア事業（宿泊型）を実施	事業の拡充
7	特定不妊治療 医療費助成 (おやこ包括支援 センター課)	不妊治療における経済的 負担を軽減するため、特定 不妊治療（先進医療及び医 療保険適用の上限を超えた 自費診療）を受けている夫 婦に対して、治療費の一部 を助成します。	東京都事業への上乗せ助成 のほか、市独自に、回数・ 年齢制限による医療保険適 用外の治療費についても助 成を実施	事業の継続

整備目標

■ 妊婦健康診査（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：受診延べ人数／人

区域	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	8,806	8,960	8,918	8,890	8,890	8,890
	②確保提供量		8,960	8,918	8,890	8,890	8,890
	②-①		0	0	0	0	0

<現状と今後の予定>

令和6年度現在、14回分（多胎妊婦は19回分）の妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成しており、今後も継続して実施します。

■ 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型・1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：実施箇所数/箇所

区域	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	1,887	1,920	1,911	1,905	1,905	1,905
	②確保提供量 (面接・訪問)		1,280	1,274	1,270	1,270	1,270
	(アンケート)		640	637	635	635	635
	②-①		0	0	0	0	0

<現状と今後の予定>

現在、妊婦面接やあかちゃん訪問、アンケート等により、全ての子育て家庭が保健師等の専門職とつながることができる環境を構築しており、今後も必要な提供量を確保します。

■ 産後ケア事業（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：延べ利用日数/日

区域	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	119	230	229	228	228	228
	②確保提供量		230	229	228	228	228
	②-①		0	0	0	0	0

<現状と今後の予定>

現在は2施設で宿泊型の産後ケア事業を実施しており、今後は事業の拡充に応じて必要な提供量を確保します。

1-3-2 乳幼児の健康診査等の実施



① 乳幼児の健康診査等の実施

乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導事業は、出産後早期の家庭での育児を支援する機会として重要な役割を果たすため引き続き実施していきます。

おやこ包括支援センターでは、3～4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に集団健康診査を実施しています。また、6～7か月児・9～10か月児には個別健康診査の受診を推奨しています。発育・発達の確認及び疾病や障害の早期発見、早期対応を目的として医療機関等の紹介や相談を行うとともに、乳幼児及びその家庭が抱える様々な問題についても、状況に応じた助言や相談、家庭訪問、関係機関との連携等を通して継続的な支援を行っていきます。

なお、乳幼児の発育・発達の問題に関しては、こども及び保護者に、より専門性の高い相談に対応するために乳幼児経過観察・発達健康診査事業を引き続き実施していきます。

また、乳幼児への切れ目のない母子保健を確実に実施することで、心身の異常、発達の偏り等を早期に発見し、就学前までに必要な支援ニーズに対応できるよう、各健康診査を確実に実施していきます。

② 健康相談・学習の実施

おやこ包括支援センターでは、妊娠中から乳幼児を対象に様々なニーズに対応した相談に応じられるよう電話相談・面接相談・家庭訪問を日常的に実施していきます。さらに、母子健康相談では、妊産婦及び乳幼児を対象に個々の相談内容に応じて専門職が対応し、不安の軽減を図り、適切な支援に努めていきます。

また、こどもの成長発達に合わせて生じる悩みに寄り添い、地域で安心して前向きに子育てできるよう、きらきら学級、ふたごの会など対象者に合わせた相談の場や育児学級などを紹介し、継続した支援に努めていきます。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	乳児家庭全戸訪問 事業・新生児訪問 指導事業 (おやこ包括支援 センター課)	生後4か月までの乳児 のいる全ての家庭を保健 師及び訪問指導員が訪問 し、子育て支援に関する指 導・助言を行うことによ り、適切な養育の実施を支 援します。	生後4か月までの全ての 家庭を訪問	事業の継続
2	乳幼児健康 診査事業 (おやこ包括支援 センター課)	3～4か月児、6・9か 月児、1歳6か月児、3歳 児を対象に各健康診査を 行うことにより、児の発 育・発達の確認及び疾病・ 異常の早期発見に努め、児 の状態や育児状況に応じ た適切な支援及び相談を 行います。診察の結果、必 要に応じて乳幼児精密健 診票を交付します。	(集団健康診査) ・3～4か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 (個別健康診査) ・6～7か月児健康診査 ・9～10か月児健康診査 を実施 各健診事業を通じた悩み を抱える保護者等の早期 発見と支援	事業の継続
3	乳幼児経過観察・ 発達健康診査 (おやこ包括支援 センター課)	乳幼児健康診査で要経 過観察と判断された又は 保護者から相談のあった 児を対象に各児の課題に 重点をおいて発育・発達等 を継続的に確認し、疾病・ 障害の早期発見に努めま す。	専門医等による健康診査 を実施 ・経過観察健康診査 ・発達健康診査	事業の継続
4	歯科健診事業 (おやこ包括支援 センター課)	「親子歯みがき教室」 「1歳児歯科健康診査」 「2歳児歯科健康診査」 「2歳6か月児歯科健康 診査」を実施し、むし歯予 防だけでなく、食べ方の相 談や子育て支援の場とし ての歯科健診・歯科相談を 実施します。	親子歯みがき教室、1歳児 歯科健康診査、2歳児歯科 健康診査、2歳6か月児歯 科健康診査を実施	事業の継続

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
5	育児学級事業 (おやこ包括支援 センター課)	育児不安を抱えた保護者を支援するためのグループとして、こどもの成長・発達を促すためのグループ「きらきら学級」、多胎児を対象とした「ふたごの会」を実施することにより、育児不安の軽減を図ります。	きらきら学級、ふたごの会を実施	事業の継続

主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
①予防接種事業 (健康課)	予防接種法に基づき、五種混合・四種混合・三種混合・二種混合・ポリオ・麻しん・風しん・麻しん風しん混合・日本脳炎・BCG・ヒトパピローマウイルス感染症・H i b感染症・小児の肺炎球菌感染症・水痘・B型肝炎・ロタウイルスの予防接種を行います。	—

整備目標

■ 乳児家庭全戸訪問事業（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：訪問件数／件

区域	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	644	640	637	635	635	635
	②確保提供量		640	637	635	635	635
	②-①		0	0	0	0	0

<現状と今後の予定>

現在は新生児訪問と合わせて、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問しており、今後も継続して実施します。

1-3-3 学童期・思春期から青年期に向けた支援の充実



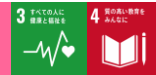
ひきこもり状態が長いなどで、就労能力の醸成を図ることが必要な場合には、その就労について、知識・能力向上のための訓練や支援を行います。

また、思春期における保健対策は、学校保健が中心となり実施されていますが、今後より効果的な思春期対策を実施するための計画的な指導が求められています。このため、東京都南多摩保健所では、市や学校と協力して薬物乱用防止教育のプログラムの作成やエイズに関する情報提供などを行っており、特に薬物乱用防止教室は各学校で実施しているセーフティ教室でも扱うなど子どもに対しての指導が徹底してきています。今後も、専門的な知識が要求される分野については、保健所等との連携を図ります。

主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
①就労準備支援事業 (生活福祉課)	就労を希望するひきこもり状態や未就労期間が長いなどの対象者へ、生活習慣や社会参加能力の形成・改善をはじめとした、就労に従事する準備としての基礎能力の形成のための訓練や支援を行います。	稲城市重層的支援体制 整備事業実施計画
②薬物乱用防止 教室事業 (指導課)	学習指導要領に基づいた薬物乱用防止教室を実施します。 また、薬物乱用防止ポスター・標語の活用等、薬物乱用防止の取組を推進します。	稲城市教育振興基本計画

1-3-4 全体を通じた支援の充実



① 小児医療の充実

小児医療は安心してこどもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤であり、医療の充実が求められます。小児医療では、単に疾患の診断や治療だけでなく、こどもの発育・発達についての相談、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が必要となります。保健センターでは、健康診査等を通じて感染症予防や乳幼児の事故防止のためリーフレットを配布し、保護者へ情報提供をしています。

また、本市においては、市立病院が地域の中核病院として位置づけられています。

そのため、育児不安への支援や障害が疑われるこどもの発達の支援にあたり、稲城市立病院と地域医療機関との病診連携を推進していきます。

② 小児救急医療体制の確保

子育て中の親にとって大きな心配事の一つは、こどもの病気やけがであり、こどもがいつでも安心して専門医の診療を受け入れる小児救急医療体制が必要です。

本市の救急医療については、市立病院が二次救急医療機関として地域の要請に応え体制の確保を図っていきます。

また、比較的軽症の患者が救急として医療機関を受診することがあることから、適正な受診について意識啓発を推進します。

主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
①小児医療の充実 (健康課)	市立病院や地域医療機関との病診連携を推進します。	稲城市医療計画
②健康増進事業 (健康課)	計画に掲げる取り組みを、市民と一体となって展開することにより、生涯を通じた健康づくりを推進します。	稲城市健康増進計画
③食育推進事業 (健康課)	計画に掲げる取り組みを、関係機関との連携・協働体制により展開し、乳幼児から高齢者まで全ての市民を対象に食育を推進します。	稲城市食育推進計画
④心のケア (健康課)	家庭、地域、学校、職場、専門機関等、様々な分野の人々や組織が密接に連携し、みんなで生きることを支えられるよう、包括的に自殺防止に取り組みます。	稲城市自殺対策計画
⑤小児救急医療 体制の確保 (市立病院)	稲城市立病院経営強化プランに基づき、二次救急医療機関として、引き続き需要に対応します。	稲城市立病院経営 強化プラン

基本目標1 ひとりひとりに応じた切れ目のない支援の推進

施策1-4 障害児施策の充実

1-4-1 日常生活支援の充実

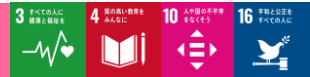


障害者相談支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）及び児童福祉法に基づき障害児の相談支援体制を整備し、日常生活全般について支援します。

主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
①障害者相談支援事業 （障害福祉課） 《1-1-5 ⑦ 再掲》	障害児（者）の相談支援の拠点として、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）などを市内2か所で実施します。	稲城市障害福祉プラン

1-4-2 障害児保育・教育の推進



障害のあるこどもの通園・通学について、本市では、全認可保育所で、障害の程度が中・軽度で集団保育が可能なこどもについて受け入れています。

また、小・中学校や学童クラブでは、本人及び保護者の意思を尊重し共に学ぶ機会を確保しています。

一方、従来の身体障害や知的障害に加え、発達障害に対する認識の高まりに伴い、発達障害のあるこどもが顕在化しています。

通常の学級に在籍するこどもの中で、特別な教育的支援を必要とする発達障害などがあるこどもに対し、学校生活に適応していくことを目標に、一人ひとりの個性に応じた個別・小集団での指導を行う、特別支援教室を平成29年度より全小学校に、平成31年度より全中学校に導入してきました。

こうした状況に対応した相談体制や保育所、学校、学童クラブでの受け入れ体制の充実を図るとともに、それぞれ個々の状況に応じたきめ細かな相談・指導に努めます。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	障害児保育事業 (子育て支援課) 《1-1-2 5 再掲》	障害の程度がおおむね中・軽度で集団保育が可能なこどもについて、保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない場合に、障害児保育を実施します。	・認可保育所全園（18園） ・認定こども園（1園）	事業の継続
2	特別支援教育・保育 (子育て支援課) 《1-1-2 6 再掲》	認証保育所の障害児保育、認定こども園・幼稚園の特別支援教育の補助を実施します。	・認証保育所全園（3園） ・認定こども園全園（4園） ・幼稚園全園（4園）	事業の継続
3	臨床心理士等訪問指導事業 (子育て支援課・第五保育園)	公立保育所に在園する発達等に不安のある乳幼児に対し、専門職（臨床心理士等）による適切な療育につなげるための助言や保育の助言指導を受けます。	公立保育所での障害児等への保育や適切な療育施設に向けての相談及び指導の実施。	事業の継続

主要事業 【他の計画等で関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
④特別支援教育 推進事業 (指導課)	稲城市教育振興基本計画に基づき、特別支援教育の推進を図るため、特別支援学級や通級指導学級、全小・中学校に設置された特別支援教室等により、児童・生徒への支援を行います。	稲城市教育振興基本計画

基本目標1 ひとりひとりに応じた切れ目のない支援の推進

施策1-5 ひとり親家庭への支援

1-5-1 ひとり親の自立支援



ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

具体的には、母子・父子自立支援相談員が自立のための相談にあたるとともに、保育所の入所相談をはじめ、児童扶養手当等の支給や医療費の助成、ひとり親家庭ホームヘルプサービスなどの各種支援制度によってひとり親家庭の子育てを支えます。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	児童扶養手当 (子育て支援課) 《1-2-1 2 再掲》	児童扶養手当法に基づき手当を支給し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。	18歳以下の児童を養育する者に児童扶養手当を支給	事業の継続
2	児童育成手当 (育成) (子育て支援課) 《1-2-1 3 再掲》	稲城市児童育成手当条例に基づき手当を支給し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。	18歳以下の児童を養育する者に児童育成手当を支給	事業の継続
3	ひとり親家庭等 医療費助成 (子育て支援課) 《1-2-2 4 再掲》	稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づき医療費を助成します。	ひとり親家庭等の父母又は養育者及び児童の健康保険が適用される医療費のうち、非課税世帯については自己負担分を、課税世帯については高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金相当額を差し引いた自己負担分を助成	事業の継続
4	ひとり親家庭 カウンセリング 相談事業 (子育て支援課) (稲城市社会福祉協議会)	生活や子育てに悩みがあるひとり親を対象に臨床心理士が面談をし、相談者が自分自身の力で問題解決していけるよう適切な援助を行います。	稲城市社会福祉協議会が実施主体として、第2・第4土曜日に福祉センターにて実施する事業への補助	事業の継続

第4章 分野ごとの取り組み

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
5	母子・父子家庭 自立支援相談員に よる相談事業 (子育て支援課)	母子及び父子並びに寡 婦福祉法に基づき、母子・ 父子自立支援相談員が母 子及び父子家庭の相談に 応じ、その自立に必要な情 報提供及び支援を行い、ひ とり親家庭の生活の安定 と自立の促進を図ります。	母子家庭及び父子家庭の 親が抱える経済上の悩み、 子育ての悩み、就職の悩み 等の相談に応じ、その自立 に必要な情報提供及び支 援を実施	事業の継続
6	母子・父子自立 支援プログラム 策定事業 (子育て支援課)	稲城市母子・父子自立支 援プログラム策定事業実 施要綱に基づき、自立及び 就労のための支援を行い、 ひとり親家庭の生活の安 定と自立の促進を図りま す。	児童扶養手当受給者等の 個々の状況、ニーズに対応 した自立支援プログラム を策定し、ハローワーク等 関係機関と連携を図るこ とで、きめ細やかで継続的 な自立・就労支援を実施	事業の継続
7	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業 (子育て支援課)	稲城市ひとり親家庭ホ ームヘルプサービス事業 実施要綱に基づきホーム ヘルパーを派遣し必要な サービスを行います。	義務教育終了前の児童が いる、日常生活を営むのに 著しく支障があるひとり 親家庭に対して、一定の期 間ホームヘルパーを派遣 し、家事・送迎・見守り等 の援助を実施	事業の継続
8	ひとり親家庭 自立支援給付金 事業 (子育て支援課)	母子及び父子並びに寡 婦福祉法に基づき給付金 の支給を行い、ひとり親家 庭の生活の安定と自立の 促進を図ります。	母子家庭及び父子家庭の 親が就業を目的とした教 育訓練に関する講座を受 講した場合の経費の助成 及び資格取得のための養 成機関での受講期間のう ちの一定期間について給 付金等を支給	事業の継続
9	高等職業訓練 促進給付金事業 (子育て支援課)	ひとり親の方が就職の 際に有利となる資格の取 得を目指して養成機関で 修業する期間の生活費を 支援します。	母子及び父子家庭の親の 修業や修業のステップア ップにつながる資格取得 について、相談から給付ま でを実施	事業の継続
10	高等職業訓練 促進資金貸付 (子育て支援課) (稲城市社会福祉 協議会)	高等職業訓練促進給付 金を活用して養成機関に 在学し、就職に有利な資格 取得を目指すひとり親家 庭の親に、入学及び就職に 必要な資金の貸付けを行 います。	東京都社会福祉協議会が 実施主体として、高等職業 訓練促進給付金を活用し て養成機関に在学し、就職 に有利な資格取得を目指 すひとり親家庭の親を対 象に、入学及び就職に必要 な資金の貸付けを実施	事業の継続

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
11	母子及び父子 福祉資金 貸付事業 (子育て支援課)	母子及び父子並びに寡 婦福祉法に基づき、福祉資 金の貸付けを行います。	母子及び父子家庭の親で、 20歳未満の子を扶養して いる方を対象に、技能習得 資金、生活資金、転宅資金、 就学資金等を貸付け	事業の継続
12	女性福祉資金 貸付事業 (子育て支援課)	東京都女性福祉資金貸 付条例に基づき福祉資金 の貸付けを行います。	配偶者がいない女性で、 親、子、兄弟を扶養してい る、又は20歳未満の子を扶 養したことがある方等を 対象に、必要な資金を貸付 け	事業の継続

基本目標2 こども・若者の権利と最善の利益を推進

施策2-1 こども・若者の意見表明と参画の推進

2-1-1 こども・若者の意見を聴く機会の創出



こども・若者が、自らについて考え、意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながります。

こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べることができる場や、機会をつくり、その意見をこども施策に反映させ、こども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくることできるよう推進します。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	子ども・子育て 会議における こども・若者の 登用 (児童青少年課)	子ども・子育て会議において、こども・若者の登用を図ります。	こども・若者当事者を登用し、計画策定及び進行管理を推進	事業の継続
2	各種委員会・会議 等における こども・若者の 登用 (児童青少年課)	こども・若者の思いや意見を市の施策に反映できるよう、関連部署にこども・若者を登用するよう依頼し、意見表明しやすい環境をつくります。	市が実施する市民が参画する各種委員会及び会議において、こども・若者の登用を推進	事業の継続
3	こどもご意見箱 (児童青少年課)	児童館、学童クラブ等において、意見箱や意見ボードを設置し、こどもが意見を表明しやすい環境をつくります。	児童館、学童クラブにおいて、自由な意見表明の場を提供	事業の継続

主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
④市立学校 アドボカシー相談 (市民協働課)	稲城市立学校の児童・生徒及びその保護者からの意見・要望などに関し、権利や利益を擁護する立場で早期解決を図ります。	—
⑤こども主体の会議 (指導課)	こども主体の意見を表明するための会議を実施します。	—

基本目標2 こども・若者の権利と最善の利益を推進

施策2-2 児童虐待防止対策

2-2-1 児童虐待防止対策の充実



児童虐待は、こどもの心身の成長や人格形成に重要な影響を及ぼすだけでなくこどもに対する人権侵害です。

虐待の背景には、地域の中で孤立している家庭や、保護者が身近に相談できる人が少なくかつ、子育てに不安を抱えていることが多くあげられます。児童虐待防止として子ども家庭支援センターでは相談窓口を充実させるとともに、要保護児童対策地域協議会を活用して児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

また、様々なケースに対応できるよう、関係機関との連携を図り、地域におけるネットワークを充実していきます。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	要保護児童対策 地域協議会 (子ども家庭支援 センター課)	児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のために、代表者会議では要保護児童対策の検討及び関係機関の連携を強化、実務者会議では、要保護児童等の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握・進行管理等について協議・検討、ケース検討会議では個別の案件について具体的な支援の内容を検討します。	要保護児童対策地域協議会 ・代表者会議（年1回） ・実務者会議 （特定妊婦部会） （虐待進行管理会議） （虐待予防検討会） ・個別ケース検討会議	事業の継続
2	子どもと家庭の 総合相談 (子ども家庭支援 センター課) 《1-1-5 2 再掲》	18歳未満のこどもを育てる家庭が抱える課題に関して、専門相談員による総合的な相談を実施します。	子ども家庭支援センター で実施 ・来所相談 ・電話相談 ・メール相談	事業の継続
3	養育支援訪問事業 (子ども家庭支援 センター課)	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、専門相談員が家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。	臨床心理士・保育士・保健師等による家庭訪問による支援等を実施	事業の継続

第4章 分野ごとの取り組み

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
4	子育て世帯訪問 支援事業 (子ども家庭支援 センター課)	妊娠中や子育て中等の 家庭を訪問し、育児相談や 家事支援、子育てに関する 情報提供を行う事業で、親 の負担軽減や育児不安の 解消を目的に、相談員がサ ポートを提供します。	新規事業	事業の継続
5	子どもショート ステイ事業 (子ども家庭支援 センター課) 《1-1-3 2 再掲》	1歳6か月から小学校 6年生までのこどもを対 象に保護者が出産や病気 などで一時的に家庭での 養育が困難な時に、市が委 託する児童養護施設等に おいて宿泊を伴いながら 又は日帰りで短期間児童 を預かります。	令和5年度利用実績： (宿泊)19件26泊45日 (日帰り)19件19日	事業の継続
6	こどもを守る地域 ネットワーク機能 強化事業 (子ども家庭支援 センター課)	児童虐待等への専門性 を向上させる研修を受講 するとともに、児童虐待防 止に関する情報を掲載し た資料等を作成・配布し周 知を図ります。	・児童虐待への専門性を向 上させるための研修に 参加 ・児童虐待防止のチラシを 配布	事業の継続
7	乳幼児健康 診査事業 (おやこ包括支援 センター課) 《1-3-2 2 再掲》	3～4か月児、6・9か 月児、1歳6か月児、3歳 児を対象に各健康診査を 行うことにより、児の発 育・発達の確認及び疾病・ 異常の早期発見に努め、児 の状態や育児状況に応じ た適切な支援及び相談を 行います。診察の結果、必 要に応じて乳幼児精密健 診票を交付します。	(集団健康診査) ・3～4か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 (個別健康診査) ・6～7か月児健康診査 ・9～10か月児健康診査 を実施 各健診事業を通じた悩み を抱える保護者等の早期 発見と支援	事業の継続

整備目標

■ 養育支援訪問事業（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：件

区域	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	325	236	236	236	236	236
	②確保提供量		236	236	236	236	236
	②-①		0	0	0	0	0

<現状と今後の予定>

現在は、子ども家庭支援センターにおいて、養育支援訪問事業を実施しており、今後も継続して実施します。

■ 子育て世帯訪問支援事業（1区域）

【利用量の見込みと確保提供量】

単位：件

区域	項目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	0	30	30	30	30	30
	②確保提供量		30	30	30	30	30
	②-①		0	0	0	0	0

<現状と今後の予定>

現在は、子ども家庭支援センターにおいて、子育て世帯訪問支援事業を実施しており、今後も継続して実施します。

基本目標2 こども・若者の権利と最善の利益を推進

施策2-3 こどもの貧困対策の推進

2-3-1 経済的支援



全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう、こどもの良好な成育環境を確保し、貧困の解消を図ります。あわせて、貧困の状況にある家庭の安定した生活の実現に向け、各種手当の支給、貸付金の貸付け等、経済的な自立支援を行います。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	母子及び父子 福祉資金貸付事業 (子育て支援課) 《1-5-1 11 再掲》	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき福祉資金の貸付けを行います。	母子及び父子家庭の親で、20歳未満の子を扶養している方を対象に、技能習得資金、生活資金、転宅資金、就学資金等を貸付け	事業の継続
2	女性福祉資金 貸付事業 (子育て支援課) 《1-5-1 12 再掲》	東京都女性福祉資金貸付条例に基づき福祉資金の貸付けを行います。	配偶者がいない女性で、親、子、兄弟を扶養している、又は20歳未満の子を扶養したことがある方等を対象に、必要な資金を貸付け	事業の継続

主要事業 【他の計画等で関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
③生活保護法による 各種扶助 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、各種扶助を支給します。	—
④住居確保給付金の 支給 (生活福祉課)	生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金を支給します。	—
⑤生活福祉資金の 貸付 (生活福祉課・ 稲城市社会福祉 協議会)	低所得で生活に困窮している世帯に、それぞれの状況と必要に合わせた資金の貸付けを行います。	—
⑥フードドライブ (生活環境課・ 稲城市社会福祉 協議会)	食品ロスの削減によるごみ減量や食品の有効利用を目的に、家庭や事業所で余っている食品を持ち寄り、福祉団体や施設等へ寄付する活動を行います。	稲城市一般廃棄物 処理基本計画

2-3-2 教育の支援



家庭の経済状況にかかわらず、全てのこどもがその意欲と能力に応じた教育や体験する機会を十分に得ることができるよう自立促進に向けた教育環境整備と学習支援を行います。

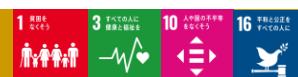
主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	母子及び父子福祉 資金貸付事業 (子育て支援課) 《1-5-1 11 2-3-1 1 再掲》	母子及び父子並びに寡 婦福祉法に基づき、福祉資 金の貸付けを行います。	母子及び父子家庭の親で、 20歳未満の子を扶養して いる方を対象に、技能習得 資金、生活資金、転宅資金、 就学資金等を貸付け	事業の継続
2	女性福祉資金貸付 事業 (子育て支援課) 《1-5-1 12 2-3-1 2 再掲》	東京都女性福祉資金貸 付条例に基づき福祉資金 の貸付けを行います。	配偶者がいない女性で、 親、子、兄弟を扶養してい る、又は20歳未満の子を扶 養したことがある方等を 対象に、必要な資金を貸付 け	事業の継続
3	子どもの学習・ 生活支援事業 「勉強会べあべあ」 (生活福祉課・ 子育て支援課)	生活困窮者自立支援法 及び母子及び父子並びに 寡婦福祉法に基づき、学習 支援を提供します。	生活困窮世帯等の中学生 を対象に、学習習慣の定 着・学力の向上に向けた学 習支援や、高校進学に向け た情報提供などの進路相 談支援を提供。	事業の継続

主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
④教育扶助 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、教育扶助を支給します。	—
⑤生業扶助 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、生業扶助を支給します。	—
⑥進学・就職準備 給付金 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、進学・就職準備給付金を支給します。	—
⑦生活保護受給世帯 に対する健全育成 事業 (生活福祉課)	稲城市生活保護受給世帯に対する健全育成事業実施要綱に基づき、こどもの健全育成にかかる支援を行います。	—
⑧受験生チャレンジ 支援貸付事業 (生活福祉課・ 稲城市社会福祉 協議会)	学習塾等の受講料又は高等学校、大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に必要な費用の貸付けを行います。	—
⑨生活福祉資金貸付 制度による教育支 援資金貸付 (稲城市社会福祉 協議会)	低所得者世帯のこどもが高等学校、大学等に進学又は修学する際に必要な費用の貸付けを行います。	—
⑩就学援助費 (学務課) 《1-2-3 ⑤ 再掲》	国公立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を援助します。	—

2-3-3 生活の支援



貧困の状況にある、又は貧困におちいる可能性がある家庭が孤立せずに安心して生活でき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう生活の支援を行います。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	母子・父子家庭 自立支援相談員に よる相談事業 (子育て支援課) 《1-5-1 5 再掲》	母子及び父子並びに寡 婦福祉法に基づき、母子・ 父子自立支援相談員が母 子及び父子家庭の相談に 応じ、その自立に必要な情 報提供及び支援を行い、ひ とり親家庭の生活の安定 と自立の促進を図ります。	母子家庭及び父子家庭の 親が抱える経済上の悩み、 子育ての悩み、就職の悩み 等の相談に応じ、その自立 に必要な情報提供及び支 援を実施	事業の継続
2	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業 (子育て支援課) 《1-5-1 7 再掲》	稲城市ひとり親家庭ホ ームヘルプサービス事業 実施要綱に基づきホーム ヘルパーを派遣し必要な サービスを行います。	義務教育終了前の児童が いる、日常生活を営むのに 著しく支障があるひとり 親家庭に対して、一定の期 間ホームヘルパーを派遣 し、家事・送迎・見守り等 の援助を実施	事業の継続

主要事業 【他の計画等で関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
③ケースワーカーに よる生活相談・ 援助 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、ケースワーカーによる生活相談、援 助を行います。	—
④生活困窮者自立 相談支援事業 「福祉くらしの 総合窓口」 (生活福祉課)	生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援員・就労支援員 による自立相談、支援を行います。	—
⑤被保護者自立促進 事業 (生活福祉課)	稲城市被保護者自立促進事業経費支給要綱に基づき、自立 支援に要する経費の一部を支給します。	—

2-3-4 保護者に対する就労の支援



保護者の就労の支援によって、貧困の状況にあるこどもの保護者が、安定した収入を得て、自立した生活を送れるよう就労の支援を行うことで、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の解消を目指します。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	母子・父子自立支援プログラム策定事業 (子育て支援課) 《1-5-1 6 再掲》	稲城市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱に基づき、自立及び就労のための支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	児童扶養手当受給者等の個々の状況、ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等関係機関と連携を図ることで、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施	事業の継続
2	ひとり親家庭自立支援給付金事業 (子育て支援課) 《1-5-1 8 再掲》	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき給付金の支給を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	母子家庭及び父子家庭の親が就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講した場合の経費の助成及び資格取得のための養成機関での受講期間のうちの一定期間について給付金等を支給	事業の継続
3	高等職業訓練促進給付金事業 (子育て支援課) 《1-5-1 9 再掲》	ひとり親の方が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援します。	母子及び父子家庭の親の修業や修業のステップアップにつながる資格取得について、相談から給付までを実施	事業の継続
4	高等職業訓練促進資金貸付 (子育て支援課) (稲城市社会福祉協議会) 《1-5-1 10 再掲》	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に、入学及び就職に必要な資金の貸付けを行います。	東京都社会福祉協議会が実施主体として、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、入学及び就職に必要な資金の貸付けを実施	事業の継続

主要事業 【他の計画等で関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
⑤就労支援員による 就労支援 (生活福祉課)	生活保護法、生活困窮者自立支援法に基づき、就労支援員による就労支援を行います。	—
⑥生業扶助・就労活動促進費等の支給 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、生業扶助、就労活動促進費等を支給します。	—
⑦就労自立給付金の支給 (生活福祉課)	生活保護法に基づき、就労自立給付金を支給します。	—
⑧就労準備支援事業 (生活福祉課)	生活困窮者自立支援法に基づき、就労に向けた準備の支援をします。	—

基本目標3 子育てにやさしい環境の整備を推進

施策3-1 良好な居住環境の整備

3-1-1 良好な住宅計画の指導／公共施設等の改善



① 良質な住宅計画の指導

市では、多摩丘陵の豊かな緑、多摩川、三沢川、大丸用水などの豊富な水と親しみ、まちの成り立ちや歴史・文化などの異なる地域、世代を超えて人と人とがふれあい、生活の質の高さや豊かさを実感し、受け継ぐことができる生活者の視点に立ったまちづくりを目指していきます。

② 公共施設等の改善

本市では、公共施設の乳幼児連れの利用が見込まれる場所を中心に、乳幼児用ベッドやこども用トイレをはじめとする子育て支援設備の整備を推進していきます。

また、公共施設の新築等において、安全かつ快適に暮らすためのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入やシックハウス対策を推進していきます。

主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
①地区計画の導入 (まちづくり計画課)	地区計画の導入については、都市計画マスタープラン、住宅マスタープランに基づき実施します。 住民の生活に結びついた地区を単位として、道路や公園などの配置や規模、宅地の規模や建築物に関する制限等について、地区の特性に応じて地区計画を定めることにより、地域の快適な生活環境の形成・保全を図ります。	稲城市都市計画 マスタープラン 東京都住宅 マスタープラン
②公共施設のトイレ 整備・バリアフリー 化 (建築保全課)	「バリアフリー法、東京都建築物バリアフリー条例」等に基づき、施設の新築・改修時に公共施設のトイレ整備、公共建築の整備を行います。	—
③シックハウス対策 (建築保全課)	「厚生労働省・文部科学省の基準」に基づき、シックハウス対策を行い、施設の新築・改修時に安全・快適な公共建築の整備を行います。	—

基本目標3 子育てにやさしい環境の整備を推進

施策3-2 子育てにやさしい環境の整備

3-2-1 安全な道路環境の整備／公園等の整備



① 安全な道路環境の整備

こどもや子育て家庭が安心して移動できる道路環境づくりや、気軽に外出できる環境の整備が必要です。

また、『こどもの意見の聴き取り』では、「良く行くところや心地よいと感じる場所は？」に対する回答の第3位が「通学路」23.5%でした。こどもやその保護者をはじめとした全ての市民が快適に移動できるよう、安全で歩きやすい歩道の確保や、楽しく歩ける散策の道づくりを推進するとともに、段差の解消や交差点の改良など、歩行者にとって歩きやすい道路の整備を図っていきます。今後も安全で安心して利用できる道路環境整備を推進していきます。

② 公園等の整備

『こどもの意見の聴き取り』では、「よく行くところや心地よいと感じる場所は？」に対する回答の第1位が「公園」40.1%でした。公園は、屋外におけるこどもの遊び場の中心的な施設であり、こどもたちが自然とふれあい、様々な体験を重ねるなかで、創造性や自主性を培える場となるよう、安全で安心して使える施設として、防犯面に配慮した整備を行っていきます。

主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
①道路の整備 (土木課)	道路の整備については都市計画マスタープラン、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、道路の新設・改良工事に合わせて道路空間のバリアフリー化を図り、全ての人が安全で安心して利用できる道路空間の整備を行います。	稲城市都市計画マスタープラン
②公園遊具等の安全確保 (緑と環境課)	都市公園における遊具の安全確保に関する指針（令和6年6月、国土交通省）を参考に、公園内の新規遊具設置については、メーカー保証の確保されている遊具を選択し、既存遊具については安全点検を実施し、老朽化や破損について対応します。	—
③公園施設点検 (緑と環境課)	公園指定管理者と連携し、公園施設の安全点検に係る指針（案）（平成27年4月、国土交通省）に準じた公園施設の点検、遊具の日常点検及び年1回の専門業者による点検、公園内の清掃を定期的の実施し安全性の確保に努めます。	—

3-2-2 こどもの安全の確保



① こどもの交通安全の確保

こどもや子育てを行う親等を交通事故から守るためには、交通安全の啓発・指導の充実が求められます。保育所、幼稚園、小学校では交通事故から身を守るための交通ルールを理解させるため、関係機関と連携した交通安全教室や登下校（園）時における交通安全指導を行っています。また、小・中学校では特別活動等において交通安全教育が実施されています。

近年では特に自転車事故が増加傾向にあることから、自転車に乗ることが増えてくる小学生のこどもたちが、自転車利用の初期の段階から基本的なルールを身に付けることができるよう、警察及び関係機関と協力し、実技指導等の強化に努めます。

② こどもを犯罪から守る環境及び活動の推進

近年ではこどもが犯罪の被害者となることが多く、こども自身に防犯の習慣を身に付けさせることや「自分の安全は自分で守る」という意識を促すため、防犯訓練における具体的な防犯に関する知識や対処法を学ぶ機会を提供する必要があります。

本市では保育所や幼稚園、学校、児童館などの子育て支援施設の安全管理体制を強化するとともに、学校では、セーフティ教室を通じ、こどもの安全指導を行っています。また、こどもの登下校や戸外での活動の安全を高めるため、地域住民・事業者に協力をお願いし、こどもの緊急避難場所である「こども 110 番の家」を設置しています。「こども 110 番の家」は不審者に対する抑止力になっており、こどもたちに意識化させる必要があります。また地域によっては、学校の先生やPTA、市民などにより防犯巡回パトロールを実施しています。

今後、学校と地域との連携協力を強化し、地域をあげての防犯ネットワークの構築を図ります。

③ こどもを取り巻く有害環境対策の推進

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう、啓発活動や薬物乱用等の防止に努め、有害環境浄化活動の推進が必要となっています。

本市においては、都の青少年健全育成条例に基づく事業主への是正指導など、地域住民と連携・協力して健全育成活動に取り組んでいます。インターネット等の有害情報により青少年が犯罪に巻き込まれるのを防ぎ、情報を正確に読み取り取捨選択する能力を育てるため、市内全校において情報モラル教育に取り組んでいます。1人1台タブレット端末を貸与するにあたり、撮影のルールなどタブレット活用ルールを周知し、パスワードを自己管理しています。

また、雑誌やテレビ等のメディアで流される性や暴力等の有害情報は、こどもに対する悪影響が懸念されることから、こどもが自ら考え、自ら決定できる能力を身に付けることができるよう知識の普及、啓発に努めます。

主要事業 【他の計画等で関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
①「こども110番の家」の設置 (総務契約課)	市、多摩中央警察署、多摩稲城防犯協会及び安全・安心まちづくり推進協議会との連携した取り組みにより、緊急時（痴漢、災害等）に、児童、生徒が一時的に避難する「こども110番の家」を設置し、こどもの安全を確保します。	—
②防犯に対する情報提供 (総務契約課)	市、多摩中央警察署、多摩稲城防犯協会及び安全・安心まちづくり推進協議会との連携した取り組みにより、防犯や地域安全情報に関する情報を、稲城市メール配信サービスやチラシで配信するほか、事件等の情報を学校・幼稚園・保育所などの関係団体に提供します。	—
③防犯体制・警察との連携 (総務契約課)	市、多摩中央警察署、多摩稲城防犯協会及び安全・安心まちづくり推進協議会との連携した取り組みにより、PTAや防犯ボランティア団体、個人への防犯資機材の貸出しや、通学路防犯カメラの維持管理、市内一斉防犯パトロールを実施します。	—
④市民の自主防犯活動 (防犯ボランティア) (総務契約課)	市、多摩中央警察署、多摩稲城防犯協会及び安全・安心まちづくり推進協議会との連携した取り組みにより、多摩稲城防犯協会を中心に、自治会、学校関係者、各種団体等が、地域ごとにボランティアとして防犯活動を積極的に推進し、防犯活動実施団体や個人への防犯資機材の支給や、市内一斉防犯パトロールを実施します。	稲城市長期総合計画

第4章 分野ごとの取り組み

事業名	事業概要	関連計画
⑤交通安全教育 (管理課)	市内保育所、幼稚園、小中学校等を対象に多摩中央警察及び多摩稲城交通安全協会と連携した交通安全教室の開催や通学路の点検を実施します。	稲城市交通安全計画
⑥情報モラル教室 (指導課)	学校においてインターネットやスマートフォン等によるトラブルを未然に防ぐため、全小・中学校で発達段階に応じたセーフティ教室等の開催、1人1台タブレット端末の活用ルールの周知など、情報モラル教育を推進します。	稲城市教育振興基本計画

基本目標3 子育てにやさしい環境の整備を推進

施策3-3 安全・安心まちづくり

3-3-1 安全・安心まちづくりの推進



子どもたちが犯罪などの被害に遭わないようにするために、通学路や公園などにおける防犯灯の整備や犯罪防止に配慮した環境づくりが求められています。

中学生のニーズ調査においては、もっと暮らしやすくなるために市に望むこととして、**36.3%**の方が「夜道でも安心して歩けるようにしてほしい」と回答しています。

こどもはもちろん、市民が安心して住むことのできるまちにするため、警察等の関係機関と連携を図りながら、交通安全施設の整備や防犯灯、道路照明灯の補修や整備を図ります。

主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
①防犯灯増設補修 (管理課)	地域住民及びPTAの方々と連携をとりながら、市道に設置されている防犯灯の維持管理や増設、通学路点検を行います。	—

基本目標4 子育てに伴う喜びを実感できる地域づくりを推進

施策4-1 子育て中の人のワーク・ライフ・バランスの推進

4-1-1 仕事と子育ての両立の支援
(男女の働き方等の見直しを含める)

全ての人が、仕事と家庭のバランスがとれるような働き方ができるよう、働き方の見直しを進めていく必要があります。

男女とも子育てに参加できる企業風土や職場環境の整備を促進していきます。企業内の託児施設整備や育児休暇の取得、子育て期間中の短時間勤務など環境整備に向けた事業主の意識啓発を促進し、意識改革に努めます。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け取組事業者等を紹介していくなど、普及活動を検討していきます。

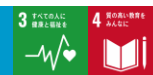
主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
①男女平等参画関係事業 (市民協働課)	男女平等推進いなぎプランにおける目標の一つである「ワーク・ライフ・バランスを推進する」に基づき、セミナー等の開催やチラシ・パンフレットの配布等を通して、仕事と子育ての両立に関する意識啓発及び情報提供に努めます。	男女平等推進 いなぎプラン
②就労支援事業 (経済課)	関係課や他市、関係機関と連携をとりながら、働き方の見直しや仕事と子育ての両立に関するセミナー等の実施に努めます。	—
③男女雇用機会均等法の周知 (経済課)	関係機関と連携をとりながら、市民及び事業主に対し、就労機会、待遇等の男女平等の確保について、セミナー等の開催やパンフレットの配布等を通じて周知・啓発に努めます。	男女平等推進 いなぎプラン
④労働条件の向上に関する啓発活動 (経済課)	関係機関と連携をとりながら、市民及び事業主に対し、労働関係法令に関するセミナー等の周知や最低賃金の改正等について市の広報やHP、チラシの配布等により周知を行い、法令の遵守による労働条件の向上に向けた啓発活動に努めます。	—
⑤労働関係法令の普及・啓発 (経済課)	関係機関と連携をとりながら、市民及び事業主に対し、労働関係法令に関するセミナー等の周知や最低賃金の改正等について市の広報やHP、チラシの配布等により周知を行うなど、労働関係法令の普及・啓発に努めます。また、ハローワークへの協力として労働関係の標語の懸垂幕を掲示しています。	—

基本目標4 子育てに伴う喜びを実感できる地域づくりを推進

施策4-2 次代の親づくり

4-2-1 乳幼児とのふれあいの推進



少子化や核家族化の影響できょうだいの数が少なく、年齢の低いきょうだいの世話をしたり、乳幼児にふれたりする機会がないまま大人になるこどもが増えていきます。

乳幼児とのふれあいは、いのちの大切さや母性や父性への理解を高めるとともに、将来結婚し子育てに関わった時の育児不安や虐待予防にもつながります。

このため、子ども家庭支援センターや保育所、幼稚園などの協力を得て、乳幼児とふれあう育児・保育体験といった学習の機会を確保します。実際に乳幼児とふれあうことで、いのちの重み、親と子の絆、育児の大切さを学び、また自分自身を振り返るなど、新しい視点で考えることができる良い機会になります。

また、中・高校生等による保育ボランティア活動の推進を図ります。

主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
①保育所等での職場体験 (指導課)	保育体験学習については、職場体験等において保育所での体験学習を位置付けます。全中学校で実施している職場体験学習において、保育所に依頼し、保育の仕事を学習します。	稲城市教育振興基本計画

基本目標4 子育てに伴う喜びを実感できる地域づくりを推進

施策4-3 こどもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備

4-3-1 確かな学力と生きぬく力の育成 ／特色ある学校教育の推進



① 確かな学力と生きぬく力の育成

稲城市では、平成21年度から、全小中学校で土曜日における授業を活用し、保護者や地域の方々とともに教育活動を行うなど、こどもたちが地域に出て学ぶことによる学校と家庭、地域の教育力の向上に努めてきました。

「稲城市教育振興基本計画」に基づき、持続可能な社会の創り手を育む教育（ESD）の理念を生かした、知、徳、体のバランスの取れた育成を一層推進していきます。

また、いじめや不登校などに関しては、学校にスクールカウンセラーを配置、さらにスクールソーシャルワーカーを派遣していますが、こどもや保護者が気軽に相談できるよう、引き続き子ども家庭支援センターや教育相談室等と連携した相談活動の充実を図ります。

『こどもの意見の聴き取り』では、悩みについて「どんな人に相談したい？」に対する回答の第1位が「学校の先生」48.6%、第3位が「スクールカウンセラー」23.5%でした。引き続き、こどもが気軽に相談できるよう体制を整えていきます。

さらに、「稲城市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校での計画的な読書指導の実施、学校図書館活性化推進員の全校配置を継続し、読書活動を推進していきます。

② 特色ある学校教育の推進

学校教育に対するニーズがますます複雑・多様化している中で、こどもたちの生きぬく力の育成に向け、本市では、特色ある学校づくりを推進しています。保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校のつながりや、学校間の教育連携を重視するとともに、こどもたちや保護者の要望を考慮しながら、学校と家庭、地域が協力して特色ある教育活動を進めます。

本市では、各中学校ブロックを中心に、保育所、幼稚園、学校、PTA、自治会等地域の様々な関係者による連携協力機関としての地域教育懇談会が設置されています。令和4年度からは市小中学校全校で学校運営協議会を設置し、学校と地域の連携をさらに強化しております。今後とも関係機関の連携を強化し、こどもたちが心身ともに健全な成長を遂げられるよう、地域社会に根ざした教育力の充実を図ります。

また、市民のスポーツ・レクリエーションの活動の場を提供していきます。

主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
①学校設備の整備 (教育総務課)	・校舎等の学校施設の計画的な改修と維持補修等による安全・安心の確保 ・環境面に配慮した学校施設等の整備を推進 ・災害時における防災拠点としての機能維持 ・都市基盤整備の進展等に伴う、児童・生徒の増加に対して、校舎の増改築等の必要な対策	稲城市教育振興基本計画
②学校体育施設 開放 (教育総務課)	各地域にある学校体育施設を開放し、市民がスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会・場づくり。	—
③学校の経営力向上 (教育総務課)	・教員の経験や能力、職層に応じた研修による教員の資質及び指導力の向上 ・教員が子どもと向き合う時間を確保し、研修方法を見直しながら内容を充実させる取組 ・子どもや保護者・地域の信頼を損なわないよう、教員の服務事故防止の取組を実施 ・教員が不安や悩みを相談し、必要に応じて適切な支援を受けられるよう、信頼される体制づくり	稲城市教育振興基本計画
④スクール カウンセラー等の 活用 (指導課) 《1-1-5 ⑨ 再掲》	小・中学校全校へスクールカウンセラーを週1回配置し、児童・生徒、教員及び保護者の相談に対応します。 また、スクールソーシャルワーカーの配置により支援が必要となる児童、生徒及び保護者の環境に対する働きかけを行います。	稲城市教育振興基本計画
⑤持続可能な社会の 創り手を育む教育 (E S D)の理念を 生かした教育の推 進 (指導課)	E S Dの視点を生かした教育課程を編成し、環境教育や防災教育、福祉教育等を推進するとともに、オリンピック・パラリンピックのレガシーを生かした取組を推進します。また、持続可能な社会の創り手として、子ども自身が自分のキャリアパスや将来展望を描けるよう、関係機関とも連携しながら、小中学校9年間を見通した教育活動を推進します。	稲城市教育振興基本計画
⑥職場体験事業 (指導課)	中学生の段階から働くことに対する意識や社会の一員としての自覚を高めるため、市立中学校において職場での体験学習を実施。	稲城市教育振興基本計画
⑦読書活動の推進 (指導課・ 図書館課)	・児童・生徒の主体的な読書活動の一層の推進 ・学校図書館の活用や読書活動の促進に関する情報交換や研究協議による、学校図書館を活用した指導の充実・総合学習・調べ学習の支援 ・学校からの要望に応じた、各教科及び総合的な学習の時間において活用できる資料の提供	稲城市教育振興基本計画
⑧地域教育懇談会 (指導課)	中学校ブロックごとの、地域の様々な関係者による協力機関としての懇談会実施。	稲城市教育振興基本計画
⑨学校運営協議会 (指導課)	保護者か地域の住民が一定の権限と責任をもって、教育目標の設定、教育活動の評価、改善策の提言などを行うことにより、学校運営に参画し、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組みます。	—

基本目標4 子育てに伴う喜びを実感できる地域づくりを推進

施策4-4 家庭や地域の教育力の向上

4-4-1 家庭の教育力の向上



家庭教育は、こどもに社会生活に必要な基本的な生活習慣を身に付けさせ、人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。しかし、しつけや思いやりの心を育てることが困難な家庭が増えています。

本市では、親自身が家庭における自らの役割や責任を自覚することができるよう、公民館主催事業での親と子の教室や家庭教育講座などを実施しています。こうした教室では、親と子が共に成長できる仲間づくりを行っています。今後は、より多くの親が参加できるよう工夫に努めるとともに、地域団体や各種生涯学習関連事業とも連携した取り組みに努めます。

主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
①家庭教育や子育てに関する講座 (生涯学習課)	子育てと親の生き方についてや、親子のふれあいを通じた家庭での子育て支援に関する講座などを実施します。	稲城市生涯学習推進計画
②生涯学習 宅配便講座 (生涯学習課)	市民10名以上のグループが企画する講座などに講師を派遣します。	稲城市生涯学習推進計画

4-4-2 地域における学習・文化活動の推進



こどもたちが、地域のなかで多くの人と出会い、自然とふれあい、様々な体験を重ねるなかで豊かな感性や行動力を育むことができるよう、生活体験や自然体験の機会の創出を支援します。

このため、市内10地区にある青少年育成地区委員会が地域の特性を活かした文化や伝統行事を継承しながら、異年齢のこどもたちが様々な活動を体験する機会の提供を行えるよう支援を行い、青少年の健全育成を図ります。

稲城ふれあいの森では自然体験やキャンプ活動が安全に行えるように自然環境に配慮した施設整備を行うとともに、ジュニアワーカーセミナー・青年ワーカーセミナーにより地域や社会で活躍できるリーダーを養成する事業を行います。

また、「稲城市子ども読書活動推進計画」の推進を図ります。こどもの本の会の活動により本に親しむ機会などに努めてきましたが、さらに乳幼児においては家庭での絵本の読み聞かせに対する支援、小学生・中学生においては家族で読書に親しむなど、こどもの読書活動を支援し、自ら学び、楽しみ、より深く生きる力を育みます。

主要事業

	事業名 (所管課)	事業概要	現況	今後の目標又は 今後の取り組み
1	青少年育成地区 委員会活動 (児童青少年課)	・市内10地区の委員会により、各地区の特色を生かした様々な体験活動の機会を提供します。 ・こどもが健やかに成長できるようにテーマで地区委員会が合同で研修会を開催します。	・各地区委員会で年間計画に基づき、キャンプや地域の様々な事業を実施 ・「子ども・若者育成支援強調月間(11月)」に合わせて研修会を実施	事業の継続
2	ジュニアワーカー セミナー・青年ワーカー セミナー 事業 (児童青少年課)	市内小学5年生から中学3年生を対象に、自然体験や団体生活を通して心身を育てる事業を年度単位で実施します。	地域や学校で積極的に活動を行うリーダーの養成を実施(定員50名、全7回のプログラムを実施)	事業の継続
3	稲城ふれあいの森 管理運営 (児童青少年課)	自然環境に配慮し、青少年団体をはじめ、誰もが安全・安心に利用できるよう施設内の整備を進めます。	一般開放、団体開放、地区キャンプ等開放、学校開放を実施	事業の継続

主要事業 【他の計画等の関連事業】

事業名	事業概要	関連計画
④稲城市青少年芸術文化活動育成事業（生涯学習課）	芸術文化活動を通じた青少年の健全育成を図るために、青少年を対象とした芸術文化活動を行っている団体へ、稲城市青少年芸術文化活動育成事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付します。	稲城市生涯学習推進計画
⑤子どもの本の会に対する支援事業（図書館課）	子どもの本の会の読書会や児童書の貸し出し等の各地域の文庫活動を支援します。	稲城市子ども読書活動推進計画
⑥稲城市子ども読書活動推進（図書館課）	稲城市の全てのこどもたちが、家庭・地域・学校であらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書を行い、「生きる力」を育むことができるよう、こどもの読書活動を支援し推進します。	稲城市子ども読書活動推進計画

第5章 計画の推進

1 市の推進体制

本計画の進捗状況と施策展開の評価などは、稲城市子ども・子育て会議において調査審議等を行い、着実な進行管理と施策の推進に努めます。

なお、ひもづく事業のうち、他の計画等で目標管理を行っている事業については、本計画に基づく進行管理は行いません。

また、幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策については、中間年度（令和9（2027）年度）に見直しを行います。

2 市民と行政が一体となった推進体制

本計画を推進するにあたっては、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、行政などが計画への理解を深め、共通認識の下、それぞれの役割を果しながら互いに連携・協力していくことが重要となります。

また、児童相談所、保健所、警察などの関係機関と連携・協力をさらに強化した推進体制で取り組んでいきます。

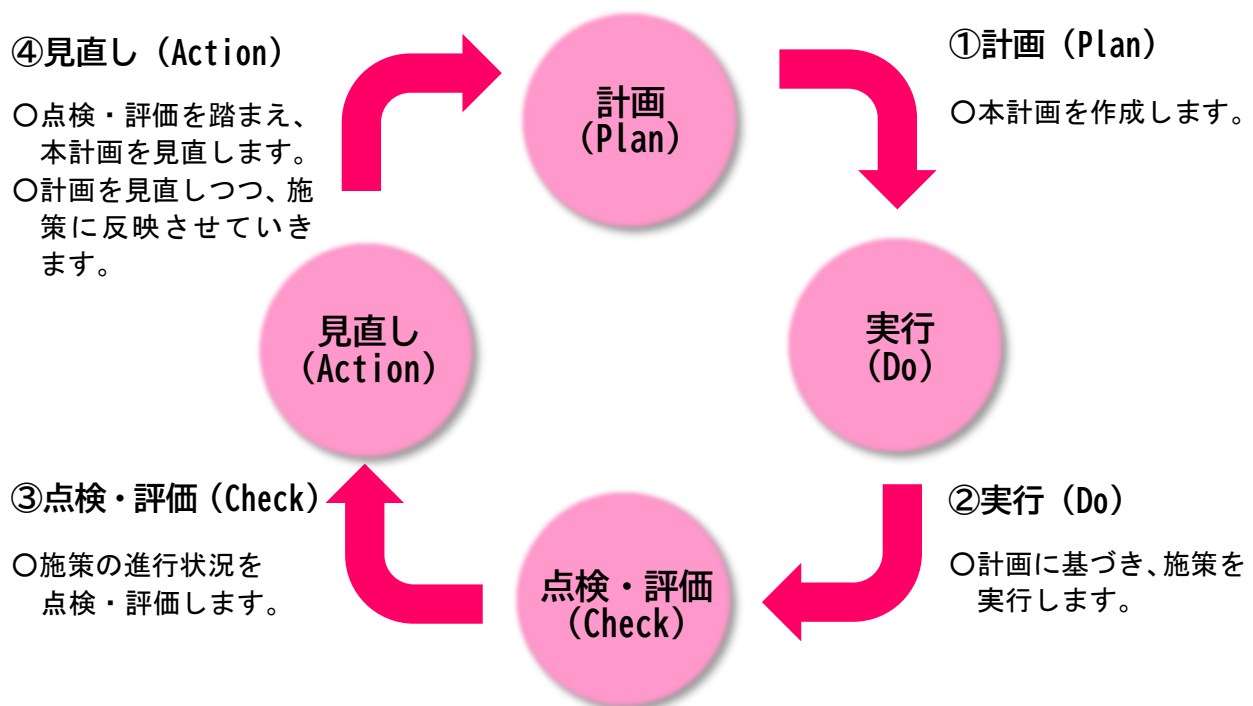
3 効率的・効果的な事業の実施

市民の要望を的確にとらえ、公共性や公益性に配慮しながら効率的・効果的に主要事業を推進していきます。また、主要事業をわかりやすく説明し、市ホームページなどを通して公表していきます。

4 進行管理の仕組み

本計画の進行管理は、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）のサイクルにより、取り組みの進捗状況や成果を点検・評価しながら、随時、取り組みの見直しを行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、附属機関である「稲城市子ども・子育て会議」を中心に年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての調査や審議を行うとともに、子ども・子育て支援関連部署だけでなく、他の行政機関と連携を図りながら、全庁的な体制のもとに計画の円滑な推進を目指します。



参考資料

1 こども基本法の抜粋 (令和4年6月22日法律第77号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 こども施策に関する基本的な方針
 - 二 こども施策に関する重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 **こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項**
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 **都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。**
- 5 **市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。**

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 子ども・子育て支援法の抜粋 (平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
 - 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
 - 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
 - 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げ

る事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
 - 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
 - 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 市町村等における合議制の機関

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

3 子ども・若者育成支援推進法の抜粋 (平成21年7月8日法律第71号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（意見の反映）

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（関係機関等による支援）

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

参考資料

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（関係機関等の責務）

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の抜粋 (旧子どもの貧困対策の推進に関する法律) (平成 25 年 6 月 26 日法律第 64 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和四年法律第七十七号）の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第~~五~~条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 基本的施策

(こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（以下この条及び次条において単に「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針

- 二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
 - 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項
 - 四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
 - 五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項
- 3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。
 - 5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。
(都道府県計画等)
- 第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 少子化社会対策基本法の抜粋 (平成 15 年 7 月 30 日法律第 133 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(施策の基本理念)

第二条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(施策の大綱)

第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策に係る部分は、同項の規定により定められた大綱とみなす。

6 次世代育成支援対策推進法の抜粋 (平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、こども家庭審議会の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

- 第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
 - 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
 - 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

7 稲城市子ども・子育て会議条例 (平成 27 年 3 月 30 日条例第 1 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 13 条第 3 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、稲城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務、こども基本法第 2 条第 2 項に規定するこども施策（以下「こども施策」という。）に関する事務その他市長が必要と認める事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項の子ども・子育て支援又はこども施策に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

(定数及び表決数)

第 7 条 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その議決により、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

7 部会の定数及び表決数については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(事務局)

第9条 子ども・子育て会議の事務を処理させるため、子ども福祉部に事務局を置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の稲城市子ども・子育て会議条例（以下「新条例」という。）第3条第1項に規定する委員の定員は、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、同項中「12人以内」とあるのは、「14人以内」とする。

第3条 この条例の施行の際現に委員である者及びこの条例の施行の日に委員を委嘱される者の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

8 稲城市子ども・子育て会議委員名簿

【令和5年度】 ◎：会長 ○：副会長 ☆：若者当事者 （※敬称略）

No.		氏 名	区 分	職・団体名等
1	◎	いちの 市野 しげこ 繁子	学識経験者	駒沢女子短期大学保育科教授
2	○	いとう 伊藤 ゆうこ 裕子	教育・保育施設関係団体	私立保育園園長代表 (若葉台バオバブ保育園園長)
3		あんどう 安東 えみ 絵美		認可外保育施設代表 (ピノキオ幼児舎稲城園園長)
4		かくた 角田 とおる 享		認定こども園代表 (学校法人子どもの森理事長)
5		ふじの 藤野 ゆみ 由実		私立幼稚園代表 (コマクサ幼稚園園長)
6		あさだ 浅田 ようこ 陽子	児童福祉関係機関	おやこ包括支援センター課 あそびの広場向陽台担当
9	☆	いわもと 岩本 あや か 綾華		学童クラブ代表 (学校法人東京青葉学院エリアマネージャー)
7		さとう 佐藤 くみ こ 久美子	福祉関係団体	稲城市民生児童委員協議会代表 (主任児童委員)
8		な ら べ 奈良部 よしひこ 義彦	団体代表	稲城市商工会代表
10	☆	かどぐち 角口 まり こ 真梨子	こどもの保護者代表	稲城市立学校PTA連合会代表
11		わたなべ 渡邊 たかこ 貴子		稲城市私立幼稚園父母の会連合会代表 (矢の口幼稚園保護者・令和5年度担当)
12	☆	てらしま 寺島 あきら 彰	一般公募	市民委員

【令和6年度】 ◎：会長 ○：副会長 ☆：若者当事者 （※敬称略）

No.		氏 名	区 分	職・団体名等
1	◎	いちの 市野 しげこ 繁子	学識経験者	駒沢女子短期大学保育科教授
2	○	いとう 伊藤 ゆうこ 裕子	教育・保育施設関係団体	私立保育園園長代表 (若葉台バオバブ保育園園長)
3		あんどう 安東 えみ 絵美		認可外保育施設代表 (ピノキオ幼児舎稲城園園長)
4		かくた 角田 とおる 享		認定こども園代表 (学校法人子どもの森理事長)
5		いしい 石井 あつし 篤司		私立幼稚園代表 (平尾わかば幼稚園園長)
6	☆	いわもと 岩本 あやか 綾華	児童福祉関係機関	学童クラブ代表 (学校法人東京青葉学院エリアマネージャー)
7	☆	もろおか 師岡 しおり 志織	保健福祉関係機関	稲城市社会福祉協議会 (貧困に関する有識者)
8		ふなき 舟木 もとこ 素子		東京都南多摩保健所 所長
9		さとう 佐藤 くみこ 久美子	福祉関係団体	稲城市民生児童委員協議会代表 (主任児童委員)
10		はし 橋 けんた 謙太		稲城市青少年委員 (青少年・若者に関する有識者)
11		な ら べ 奈良部 よしひこ 義彦	団体代表	稲城市商工会代表
12		みぞぐち 溝口 たかし 孝史	こどもの保護者代表	稲城市立学校PTA連合会代表
13		むらかみ 村上 ようこ 容子		稲城市私立幼稚園父母の会連合会代表 (コマクサ幼稚園保護者・令和6年度担当)
14	☆	てらしま 寺島 あきら 彰	一般公募	市民委員

9 稲城市こども計画庁内策定委員会設置要綱 (令和5年12月4日子ども福祉部長決裁)

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号。以下「法」という。）第10条第2項に規定するこども施策についての計画（以下「事業計画」という。）を策定するため、庁内で総合的に検討することを目的とし、稲城市こども計画庁内策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は事業計画の策定に関し調査及び検討を実施するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 児童青少年課長
- (2) 子育て支援課長
- (3) 子ども家庭支援センター課長
- (4) おやこ包括支援センター課長
- (5) 障害福祉課長
- (6) 生活福祉課長
- (7) 教育総務課長
- (8) 生涯学習課長
- (9) その他委員長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、事業計画策定の終了時までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども福祉部児童青少年課において処理をする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に子ども福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年12月4日から施行する。

10 市民ニーズ調査

こども・若者を含む市民の声を聴くべく、市民ニーズ調査を行った。
詳細は、本計画 21～35 ページに掲載。

11 こどもの意見の聴き取り

市民ニーズ調査に加え、こどもの意見や思いを直接聴く機会を設けた。
詳細は、本計画 36～42 ページに掲載。

12 市民意見公募

- (1) 対象：市内在住・在勤・在学の方
市内に事務所・事業所・土地または家屋を有する方
- (2) 期間：令和7年2月3日（月）～14日（金）
- (3) 意見の提出：●件
- (4) 周知方法：広報いなぎ1月15日号、ホームページ、
- (5) 閲覧場所：市役所（行政情報コーナー、子育て支援課）、
ホームページ、平尾・若葉台出張所、福祉センター、
各文化センター
- (6) 回答：ご意見に対する市の回答は市のホームページで公表

13 検討経過

(1) 子ども・子育て会議

	回	開催日	検討内容
令和5年度	第1回	令和5年10月11日	(1) こども計画の策定について
	第2回	令和6年1月31日	(1) 計画策定スケジュールについて (2) 市民ニーズ調査について
令和6年度	第1回	令和6年7月10日	(1) 今後のスケジュールについて（再確認） (2) これまでの経過について（振り返り） (3) 「こども大綱」について (4) こども計画第1章～第3章について (5) 計画名称について (6) 基本理念について
	第2回	令和6年10月9日	1 稲城市こども計画（案）について (1) 第1章～4章について ① 修正内容確認 ② こどもの意見の聴き取り ③ 第4章 体系図について (2) 第5章及び参考について 2 関連計画について
	第3回	令和7年1月10日	1 稲城市こども計画（案）について (1) 修正内容確認 (2) 第3章6 こどもの意見の聴き取りについて (3) 第4章3 施策の展開について (4) 参考資料 用語解説について 2 サブタイトルについて 3 基本理念について
	第4回	令和7年3月26日	

(2) 庁内策定委員会

	回	開催日	検討内容
令和5年度	第1回	令和5年12月20日	(1) こども計画庁内策定委員会設置について (2) こども計画の概要 (3) 計画策定スケジュールについて (4) 市民ニーズ調査について (5) 「こども大綱」の中間整理が示されたことについて
令和6年度	第1回	令和6年6月19日	(1) 今後のスケジュールについて (2) これまでの経過について (3) 「こども大綱」について (4) こども計画第1章～第4章について (5) 計画名称について (6) 基本理念について
	第2回	令和6年9月25日	1 稲城市こども計画（案）について (1) 第1章～3章について ① 修正内容確認 ② こどもの意見の聴き取り (2) 第4章について ① 体系図について ② 指標又は目標の設定について ③ 施策の作成について (3) 第5章及び参考について 2 関連計画について
	第3回	令和6年12月11日	1 稲城市こども計画（案）について (5) 修正内容確認 (6) 第3章6 こどもの意見の聴き取りについて (7) 第4章3 施策の展開について (8) 参考資料 用語解説について 2 サブタイトルについて 3 基本理念について
	第4回	令和7年3月21日	

14 用語解説

あ 行

●E S D (Education for Sustainable Development) (P. 44)

環境、開発、貧困など、現代社会の諸課題の解決につながる新たな価値観を生み出し、持続可能な社会の創造を目指す学習のこと。

●おやこ包括支援センター (P. 78)

妊娠届出・妊婦面接や乳幼児健康診査等の母子に関する保健事業を行っており、妊娠・出産・子育てに関する悩み相談等ができる。

か 行

●教育・保育給付 (P. 9)

「子どものための教育・保育給付」のことで、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と家庭的保育事業等に対する「地域型保育給付」があり、就学前のこどもが対象の教育・保育施設や保育事業の利用に係る費用が、公的な給付と利用者の負担により賄われる仕組みとなっている。

●ケースワーカー (P. 44)

福祉サービスや社会的支援を必要とする方の悩みや相談等を受け、関係機関との連携を取りながら支援を行う。

●子ども家庭支援センター (P. 66)

18歳未満のこどもや子育て家庭が抱える課題に関して、専門相談員による総合的な相談を実施し、関係機関と連携を図り支援につなげている。

●子ども・子育て支援法 (P. 1)

子どものための現金給付（児童手当）や教育・保育給付の仕組み、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業、子ども・子育て支援事業計画などについて定めた法律。

●こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(旧子どもの貧困対策の推進に関する法律) (P. 1)

子どもの将来がその生まれや育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法律。

さ 行

●児童虐待 (P. 6)

親又は親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的虐待、心理的虐待、性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢・養育の放棄）等の行為をいう。

●児童相談所 (P. 116)

子どもに関する家庭などからの相談に応じ、子どもが有する問題や子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、子どもや家庭に適切な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される行政機関のこと。

●児童福祉法 (P. 54)

児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。

●シックハウス対策 (P. 44)

住宅内部の汚染された空気によって起こる体調不良（シックハウス症候群）を防ぐために、汚染の原因となる化学物質の室内濃度を抑制すること。

●社会福祉協議会 (P. 90)

地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行う。

●新・放課後子ども総合プラン (P. 70)

平成 30 年 9 月に策定。平成 26 年 7 月に策定された放課後子ども総合プランの進捗状況や、児童福祉、教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組を更に推進させるため、学童クラブの待機児童の早期解消、学童クラブと放課後子ども教室の連携の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、新たな放課後児童対策のこと。

●スクールカウンセラー (P. 38)

不登校やいじめ、児童虐待等の未然防止・早期発見等、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて、学校において子どもの心理に関する支援に従事する専門職。

●スクールソーシャルワーカー (P. 38)

児童・生徒の悩みや、抱えている問題を解決するため、社会福祉の専門的な知識や技術を活用し、学校、家庭や、地域の関係機関との連携を図ることで、教育と福祉をつないで援助する専門職。

●セーフティ教室 (P. 85)

子ども達を非行や犯罪から守るため、市内の各学校でセーフティ教室を開催しています。警察や地域の人と協力して、児童・生徒が直接犯罪から身を守る方法や薬物乱用の危険について学びます。

た 行

●待機児童 (P. 19)

認可保育所等の入所要件を満たし、入所の申し込みをしているにもかかわらず、定員超過により認可保育所等に入所できない児童のこと。

な 行

●認可外保育施設 (P. 46)

都道府県が認可している認可保育所、認定こども園および地域型保育事業以外の保育を行うことを目的とする施設。

●認定こども園 (P. 1)

教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持っている施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類があり、稲城市内には、幼保連携型と幼稚園型の2種類の施設がある。

は 行

●発達障害 (P. 88)

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群など）・学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（AD／HD）など、脳機能の発達に関係する障害。障害の種類や程度、年齢や性格などにより個人差がある。

●ひきこもり (P. 85)

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念。

●ホームヘルプサービス (P. 44)

自宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等の生活全般にわたる援助を行う。

や 行

●ヤングケアラー (P. 65)

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

●要保護児童 (P. 44)

保護者に監護させることが不適當であると認められる児童、保護者のない児童で、虐待を受けた児童だけでなく、障害を持った子ども、不良行為（非行、犯罪行為含む）をする、又はする恐れのある児童をいう。

●要保護児童対策地域協議会 (P. 44)

要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関。

ら 行

●療育 (P. 88)

障害や発達に課題があるこどもの、現在の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し、個々の特性や発達段階に応じた支援をすること。

わ 行

●ワーク・ライフ・バランス (P. 7)

仕事と生活の両方を充実させ、調和を図ること。

稲城市こども計画
～笑顔あふれる「こどもまんなか」のまち 稲城～

発行日 令和7年3月
発行者 稲城市
住 所 〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地
T E L 042-378-2111（代表）
編 集 子ども福祉部 児童青少年課

inagicity

